

III. ロシア連邦

ロシア連邦におけるヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、ロシア行政機関および日系企業へのヒアリングを実施。

1. ヒアリング調査

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、以下に示すロシア行政機関をはじめとした現地の関係組織、および国内事業者へのヒアリングを実施。

1.1 現地ヒアリング調査

【日程】

2020年2月5日～12日

【訪問先】

- ① 産業貿易省
- ② 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
- ③ CIS Center
- ④ 財務省税関局
- ⑤ JETRO モスクワ

【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
<ul style="list-style-type: none">• 産業貿易省• 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁• 財務省税関局• ユーラシア経済委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 左記のロシア政府当局へのアポイントについて、在京ロシア大使館の担当者にメールで依頼。2. 担当者より「ロシア大使館でも検討はするが、並行して在ロシア日本大使館経由で依頼もかけたほうがよい」と助言される。担当者によると、在ロシア日本大使館にこのような対応をする職員がいるとのこと。3. 日本外務省ロシア課に、在ロシア日本大使館のサポートを依頼。

ヒアリング先	アポイントの経緯
	<p>4. 在ロシア日本大使館より「サポートは出来ない」との回答。ただし、日露経済室より「モスクワ日本センター」を紹介される。</p> <p>5. モスクワ日本センターにメールで連絡し、「民間企業の経済交流を支援するのが日本センターなので、支援する」と回答を得る。本事業に関する経済産業省からのレターをロシア語訳して、モスクワ日本センターに送付する。</p> <p>6. モスクワ日本センターが産業貿易省に電話したが、あまり積極的な対応ではなかった。</p> <p>7. JETRO モスクワにメールで相談。JETRO モスクワより「アポイント取得は、商談目的のジェトロメンバー企業向け限定サービス。残念ながら、調査目的のアポイントは該当しない。」と回答。</p> <p>8. ロシア通商代表部経済部 (@港区高輪) に協力を要請し、「産業貿易省に口添えレターを出す」と承諾してもらう。その後、送付した旨の通知を受ける。</p> <p>9. モスクワ日本センターから、本事業に関する依頼レターを各機関に送付する。</p> <p>10. ロシア税関より、ヒアリング承諾の返信</p> <p>※産業貿易省、消費者庁、ユーラシア経済委員会について、その後は CIS センターが仲介して、アポイントが進む。</p>
CIS センター	<p>1. CIS センターのナターリヤ・ドゥルジナ氏にロシア語で協力依頼を要請。</p> <p>2. CIS センターよりヒアリング承諾の返信。また、産業貿易省とユーラシア経済委員会も同席するとの返信。</p> <p>3. 消費者庁から、同席したい意向の連絡を受け取る。CIS センターに連絡し、承諾を得る。</p>
JETRO	<p>1. JETRO モスクワに連絡し、日時を決めて、アポイントを取得。</p>

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
産業貿易省 連邦消費者権利	<p><u>TR EAEU 041/2017</u></p> <ul style="list-style-type: none"> TR EAEU 041/2017 は 2021 年 6 月 2 日に施行される。市民の生命と健康および環境保護、ならびに消費者への正しい情報の提供が目的。全て

組織名称	ヒアリング結果
保護・福祉分野 監督庁 CIS Center (3者合同)	<p>の化学品に適用される。ただし食品、衣料品他適用除外あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • (適用除外について、chemicals in articles とあるが、プリンタのトナーはどうか?) トナーカートリッジとして輸入する場合には適用除外となる。しかし、トナーそのものをタンクに入れて(つまり、バルク状) 輸入する場合は TR EAEU 041/2017 の規制対象となる。 • TR EAEU 041/2017 の実施に向けて、現在、新しい法令文書(第2段階文書)の作成が進められている。ひとつは「単一物質および混合物の登録簿の作成と維持の手続き」、もうひとつは「新規化学物質の通知に関する手続き」に関する法令である。これらの文書は EEC が作成している。承認に向けては3段階のプロセスになっており、①コンサルテーション、②作業部会、③EEC 会議である。すでに①は済んでおり、現在は②の段階にある。詳細については EEC の web サイトに掲載されているので、そちらを参照してほしい。 • TR EAEU 041/2017 の実施に向けた準備として、ロシアでは、ロシア国内の化学物質インベントリの作成がいま行われている。作成作業は2019年11月から始まり、2020年5月に完了する予定である。この期間内に国内各企業は国家工業情報システム(GISP)を通じて登録を行う。ただし、最終的な期限は延長される可能性もある。また、2021年3月1日までに他の4加盟国がそれぞれ自国のインベントリを作成することになっているが、こちらの期限も延長されるかもしれない。 • (EEU の他の4か国でも同様にインベントリ作成に向けた作業が行われているのか?) ベラルーシとカザフスタンではロシアよりも以前から始めているが、いくつかの問題に直面し、現在改善中である。キルギスとアルメニアも既に始めているが、これらの国は国自体が小さく、化学物質の取扱量も少ないので、そこまで大変ではないと思う。最終的には EEU で1つのインベントリとなる。 • インベントリについては、2020年5月までにロシア国内での作業を完了したいが、国内企業のなかで登録を忘れていた企業がいるかもしれないので、その後も移行期間を2年間設定し、インベントリに追加できるようにする可能性はある。ただし、その場合には市場で流通していることを示す文書が必要となる。なので、2020年5月までに登録することがベターである。 • (インベントリの具体的な作業に関するガイドラインや FAQ は今後出るのか?) ユーラシア経済委員会が決議して、承認されれば、出るかもしれない。 • (ポリマーや混合物の登録に関する詳細は、新しい法令で規定されるという理解でよいか?) ポリマーについて、ポリマーを構成するモノマーや添加剤をインベントリに登録する。基本的にはモノマーを登録すればよいが、ポリマー自体の登録もしておいた方がよいだろう。ポリマーの定義は下位法で規定されることになるだろう。 • (混合物は構成物質だけでよいのか、それとも混合物としての登録も必要か?) 混合物の構成物質だけをインベントリに登録すればよい。混合物が製品となっている場合には混合物の登録は必要はない。濃度で0.1%

組織名称	ヒアリング結果
	<p>以上の構成物質が登録対象となる。いっぽうで、反応した結果、分離できない混合物の場合（UVCB）には、混合物として登録しなければならない。そのようなものの例としてはガソリンとか自動車用の油など。</p> <ul style="list-style-type: none"> （新規化学物質に関するデータについて、試験するラボはロシア国外でもよいか？）GLP 認定のラボであれば OK。 <p>潜在的に有害な化学物質の登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> （連邦法 52 号では、初めてロシア国内に導入される有害物質の登録が求められているが、これまで話してきたインベントリへの登録との違いは？）この連邦法 52 号にもとづく登録作業は、いま進められているインベントリ作業の前提とも言える。これは、当時はロシア含めて 3 か国だけの規制である 2010 年関税同盟委員会決定 299 号のもとで行われている、化学物質の登録作業である。この決定 299 号の対象は、全ての化学物質ではなく、有害性の高い化学物質のみが対象であり、それらを登録することとなる。この委員会決定 299 号では規制対象となる製品を定めている。したがって、物質ではなく製品の登録となる。例えば、農薬、石油化工品、洗剤などの製品である。これらは潜在的に有害なリスクを有していると考えられるためである。またこれに関連する他の文書では、環境への影響、環境に対する有害性の有無を考えるものもある。 （ロシアに新たに洗剤を輸入する際には登録するということか？）はい、そうです。新しい製品（混合物）をロシアに輸入しようとする場合には、まずその洗剤中の成分や環境への影響を登録する。 （製品に入っている成分を CAS 番号で特定する必要はない、ということか？）洗剤を例にすると、それを新規に登録しようとした場合、データを提供しなければならない。データとは、その成分の危険有害性であり、有害であると判断された場合には登録できないこともある。したがって、成分として認められるためには有害性が無いものとして認められる必要がある。将来的に製品毎に EEU 規則が制定された場合、この規制は無効となる見込みである。 <p>GHS について</p> <ul style="list-style-type: none"> （GHS の登録結果は、ロシア政府として公開することになるのか？）現在は GHS の制度が各国で存在しているが、国家間の取引においては強制ではなく、GOST に基づき自主的な扱いとなっている。各国では関連する国家規格があるが、いまのところは義務化されていない。将来的に 041/2017 が施行されたときには、GHS が義務化される。 <p>CIS センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシア国内において政府と産業界を橋渡しする組織である。大きく 4 つの役割をもち、①国際交流、②化学物質の有害性評価、③コンプライアンス・アセスメント、④持続可能な開発（SDGs）である。「国際交流」においては、OECD、APEC、国連、SAICM などの会議に参加している。先週も APEC の Chemical Dialogue に参加した。ロシアでは産業貿易省とも密接に協力し、また、ユーラシア経済委員会に協力している。ユーラ

組織名称	ヒアリング結果
	<p>シア経済委員会の技術規則の作成においては、専門家の立場として参加している。また、GOSTの作成の際にも CIS 諸国と協力している。職員は 50 人以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> （SDGs 関連ではどのような活動を行っているのか？） CIS センターとしては製品のライフサイクルの評価や研究などを実施している。 <p>（産業貿易省と消費者庁については、人員や予算に関する情報はヒアリングできていないため、不明）</p>
財務省税関局	<ul style="list-style-type: none"> ロシアはユーラシア経済連合 (EAEU) の一部である。ロシア以外の国にはアルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスがある。これらの国での輸出入については EAEU 規則のもとで管理される。 ロシアでは輸出入に関する決定書 およびロシア独自の法規では、特定製品の「禁止リスト」と「制限リスト」の 2 種類があり、ここに掲載されている場合は税関局による輸出入管理が行われている。前者の「禁止リスト」には、オゾン層破壊物質、ストックホルム条約の対象物質である残留性有機汚染物質、植物保護剤などがあり、後者の「制限リスト」には一部のオゾン層破壊物質や植物保護剤、麻薬前駆物質、医薬品（およびその材料を含む）、有害物などが掲載されている。 制限リストについては、輸入前に許可を取得しなければならない。許可を取得するうえで申請する政府当局は、製品毎に異なる。例えばオゾン層破壊物質であれば、ロシア天然資源環境省の環境保護・生態系安全分野国家政策管理局が所管しているため、そこから許可を取得することになる。この部署が管轄する物質の範囲が広い。許可の取得においては、ロシア国内の事業者が申請し、取得しなければならない。これらのリストに掲載されていないものは税関の管理下でない。 ロシアでは化学兵器に使用される化学物質を規制 (2001/1082?) する法令がある。この化学物質の輸入においても事前許可が必要となる。混合物も対象である。規制対象物質に挙げられているものについては、対応が必要となる。HS コードをもとに判定している。 （化学品の SDS に関するロシア規格 GOST がすでにあるが、通関では化学品の SDS をチェックしないのか？）税関では SDS をチェックしない。 本来であれば許可を取得しなければならない製品や物質を、許可未取得のまま輸入する企業もいる。ロシア税関局では、独自のシステムを使用してそのような企業を管理している。税関では、このシステム上で、違反リスクのある企業を 3 段階に分類している。違反の多い企業は「高リスク」に分類している。 （他の国では違反した企業などの情報を公開していることもあるが、ロシアではどうか？）ロシアではそういった情報を一般公開していない。ただし、さきほどのシステム上にて企業は自分達専用のページを持っており、各企業は自社の違反状況などを確認することはできる。 （違反に対する処罰は？）違反の程度によって対応が異なる。また、税関局が処罰を下すわけではない。例えばオゾン層破壊物質であれば、刑法

組織名称	ヒアリング結果
	<p>226.1 条にもとづき処罰されることもある。故意の違反でない場合は、処罰ではなく、指摘をする。処罰は、密輸しようとした製品の危険性や量などによって決定される。また、許可未取得の場合や、許可書が偽物である場合などの状況にも依る。制限リストの物質を許可なく輸入しようとした事例は過去にあった。税関は、各所管当局が発行する許可書をチェックしており、それに基づきその通関を判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ユーラシア RoHS 規制が 2020 年 3 月 1 日から適用される。規制に順守していることを証明するためには適合証明書が必要となるが、ロシア税関局ではユーラシア RoHS の検査や取り締まりを予定しているか？）税関局は執行機関として、法令にしたがって実施する。したがって、通関時に必要となる書類があれば、その有無を確認することになる。この規制の場合は、電気製品中の化学物質の含有量が規制されている。 <p>（税関局の人員や予算に関する情報はヒアリングできていないため、不明）</p>
JETRO モスクワ	<ul style="list-style-type: none"> あまり JETRO には化学物質関連の情報は入っていない。 ロシア国内の日系企業で化学品を扱う企業としては、トヨタサントペテル工場に納入している塗料などの関西ペイントがある。欧米企業であれば Dupont などの大企業はあるが。そのほか、6 大商社が現地法人または駐在員事務所を有している。 （化学品には GHS という国際的なルールがあり、それにもとづき、化学品の分類、ラベリング、SDS 作成が行われる。日本の企業にヒアリングしたところ、SDS を英語のままロシアで通関できていると聞いたが、どうか？）ロシアでの各種通関書類はロシア語が必須なので、おそらく輸入者側でロシア語に翻訳しているのではないかと。 （JETRO モスクワ事務所に対して、日本企業から化学物質規制関係の問い合わせはあるか？）たまにあるのかもしれないが、ほとんどない。 （ユーラシア RoHS の問い合わせは？）一部あった。なお、日本の家電メーカーはロシアでは少ない。いまは韓国や中国メーカーの製品が主流。一方で自動車は日本、ドイツ、韓国が多い。

1.2 国内事業者ヒアリング調査

【ヒアリング結果】

項目		ヒアリング結果
TR EAEU 041/2017	インベントリへの申請	<p><u>申請した企業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 約 30 物質を申請。 10～20 物質程度を申請。問題は特に認識していない。

項目	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> • 合計 27 物質申請した。反応混合物を登録しようとしたときに、CAS 番号を持たないためそのままでは登録できず、構成成分に分割して成分毎の CAS 番号で登録することになった。分布のある構成成分の場合、すべての成分を登録することはできないこともあり、実態と相違が生じる。 • 数種の物質を申請した。2019 年 11 月中旬に、ロシアが申請受付を始め 2020 年 1 月 1 日が申請期限との情報を得たが、実務としてロシア国内の申請者を探す事など時間が不足した。 • 500 物質程度申請した。作業上、特に問題になることは無かった。 <p>申請しなかった企業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報を入手するのが遅く、準備が間に合わなかった。 • 申請したが、記載内容に不備があり却下された。申請期限が 2020 年 5 月に延期になったので、ロシアのコンサルタントを使って再申請を目指す。 • 申請していない（理由：ロシアには輸出していない、ロシアではビジネスをしていない）。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2019 年内でギリギリに対応できたが、正確な情報が入手しづらく、結果的に期限が延びた。 • 2019 年 8 月までに既存化学物質の届出を完了しなければならないという情報があり、当局に問い合わせたところ、この期限はロシア国営企業に対してであり、外資の企業は 2019 年 8 月から申告を行えば良いと回答を得た。 • サプライチェーンが長いと、登録期限ギリギリまたは期限後に川下企業より問い合わせがくることがある。 • インベントリ登録ユーザーにだけ情報の提出先などの重要な情報を個別に連絡している。 • 大企業は何とか対応できているが、中小企業の予備登録への対応は無理だと思う。また、二次・三次利用される化学物質については対応がより大変だと思う。 • そもそも現地側から日本側に連絡がなかった（欧州域内で対応が完了しているのかもしれない）。 • ロシア国内での周知状況は如何ほどか？

項目	ヒアリング結果
今後予想される問題点	<ul style="list-style-type: none"> • ポリマーの扱いが不明瞭。 • ポリマーや、混合物の登録に関して明確になっていない部分があり懸念している。できれば、ポリマーは登録ではなく、低懸念ポリマー等簡易な登録で済むようにしてほしい。 • TR EAEU 041/2017 には、ポリマーの定義が規定されておらず、登録すべきポリマーの範囲が分からない（高分子材料を取り扱う企業にとっては、CAS 番号が無いポリマーもあり、調べるのが大変）。 • 「混合物の登録」という言葉が出てくるが、この意味がわからない点が困難になりそうなポイントと思う。 • 新規物質届出と物質登録の両方があるとの事。両方対応しないといけないのか？また、混合物についての登録や混合物のインベントリ対応もあるようで、個々の製品毎について対応するとなると大変であり、また、処方等機密の問題の扱いについても懸念している。 • 反応組成物・混合物中の成分の扱い方（が問題となる）。 • 2027 年より混合物の登録要件が実施されるが、実施されたら対応が大変になる。 • 試験データをロシア内で取得となると、費用や手間がかかるので避けたい。将来にわたる技術規則設計の詳細が見えない。 • REACH と同等の情報要件がある場合、化審法の対応をしても追加の試験で多額に費用がかかると予想される。ロシア語での提出が必要な場合、翻訳費用がかかる上、最終提出物の内容確認が困難である。 • ロシア語で申請書類を準備するのはハードルが高い。代行業者（OR、TPR）等が確保出来るのが問題。財務省貿易統計によれば日本からロシアに輸出している化学品（有機）は欧米、東アジア、東南アジアに比較してかなり少ないが、輸出している国にとっては大きな課題である。 • 届出や許可申請に関する正しい情報が入手できるかが心配。
GHS	<ul style="list-style-type: none"> • GOST R（ロシア標準）と GOST（独立国家共同体標準）の関係が良く理解出来ていない。 GOST R 58473-2019 vs GOST 32419-2013 GOST R 58474-2019 vs GOST 31340-2013 GOST R 58475-2019 vs GOST 30333-2007 • 公布されているのを知らなかった。インベントリ編纂対応の中で、公布されていることを知った。 • 対応における問題点はロシア語での規則しかない事。対比できる英語版がないと、対応が困難である。

項目		ヒアリング結果
		<ul style="list-style-type: none"> ロシア語への翻訳費用がかかる。 今のところは英文 SDS をロシア語翻訳したもので通用しているが、今後は GOST に準じた SDS でないとダメと言われている。SDS 作成費用がかかりそう。
	潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録	<ul style="list-style-type: none"> 輸入者から登録のためのデータを要請され、対応したことがある。実務はロシアの輸入者が行っている。その際に問題が発生し、登録のために SDS の作成対応を行ったことがある。 聞いたことがある程度
	EAEU TR 037/2016 (ユーラシア RoHS)	<ul style="list-style-type: none"> ユーラシア RoHS については対応に非常に困っている。製品を販売するためには、【販売前に技術文書の提出要求→要求を満たせば認可→登録番号の付与→税関で登録番号をチェック（認可を受けているか確認）】という流れであり、このスキームはロシアでは低電圧や EMC の安全規格ですでに実施されている。ユーラシア RoHS に対応するためには「適合認証」と「自己宣言」の 2 通りがあるが、どちらにおいても技術文書の提出が必要となる。提出の方法としては、指定される URL にアクセスし、ID とパスワードを発行後、技術文書をアップロードするが、現状は当局がチェックしていないことが問題である。当局のチェックが済んでいないにも関わらず、登録番号は付与されるため通関は行うことができるが、通関から 3 年間は当局が技術文書等をチェックできる方針であり、もし技術文書等に不備があった場合は輸入がストップされ、さらに、過去に遡ってそれまでに輸入した製品は違法として罰金が科されるとロシア当局は説明している。問題としては、提出書類の基準が示されていないため、自分たちの書類が正しいものかどうか判断できない。 RoHS 適合宣言（自己宣言 or 認証）では、ロシア語の取扱説明書まで作成しなければならないので大変。例えば、取扱説明書に製造年月日やロシア国内の販売場所の連絡先（E-mail など）を盛り込まなければならない。こういった情報の記載は他の国では見かけない。記載がない場合は、どうすれば確認できるか記さなければならない。 ラボで認証を受けるためには、ラボに登録するための契約書を作成しなければならない。また、CE マークの証明書の提出や、その書類と日本側の担当者との関係性を示すために、別途サインが要求された。 HS コードではなく、ロシア税関コードで対象製品かどうかを判断しなければならない。この関税コードは輸入者側でしか見られない。
全般	化学品の通関	<ul style="list-style-type: none"> ロシア現地企業が混合物の輸入者であるが、通関のトラブルや法令上の問題に対する問い合わせは挙がっていない。 日系化学メーカーからは CBI のために十分な情報をもらって

項目	ヒアリング結果
	<p>おらず、現地のロシア企業に渡す情報が無いが、ロシア側から情報を要求されたことはない。情報として何が必要か分かっていないのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 化学品を輸入する現地ロシア企業のコンプライアンス意識はどの程度なのか。 • 通関に関して処罰されたという話は聞いたことがない。 • 化学品の通関において、特に問題が出てきたことはない。 • 混合物やポリマーの SDS の情報量が少ないにも関わらず、通関を通してというのが現状。 • 通関の際には英語の SDS を使用している（化学メーカーからはロシア語の SDS がもらえたり、もらえなかったり）。ロシア語の SDS を求められたことはない。現地の輸入会社からも何も言われない。 • 今後問題になる可能性がある事項として、SDS の登録 1 件につき、1 万 4000 円の手数料がかかり、また登録にエージェントを雇う必要がある。SDS の登録を有料で行っている国は聞いたことがない。
ロシアの化学物質管理制度への要望	<ul style="list-style-type: none"> • EU 型に準拠し、国際的に調和された制度設計を望む。 • TR EAEU 041/2017 が 2021 年 6 月 2 日に施行されず延期となった場合、2016 年 10 月に公布されたロシア国内に適用される化学品技術規則が 2021 年 7 月 1 日から施行されるのか。 • 事業者へ過度の負担とならないような制度を希望する。 • SDS の登録に、費用請求するルールを緩和してほしい。ビジネス上負担になるので、少額負担、または無くしてもらえると助かる。TR EAEU 041/2017 だけでなく、他の技術規則においても代理人が使えるルールがあるにも関わらず、ロシア語のみで公開されている。代理人が使えるのであれば、海外企業が対応する可能性が大きいので、是非英語でルールを公開するよう、お願いしたい。
ロシア当局への要望	<ul style="list-style-type: none"> • ロシア法令の英語版での提供に関する当局の方針について知りたい。 • 情報量が少ないため、英語でも情報を出して欲しい。 • 情報発信を速やかに精度よくお願いする。英語での発信をお願いする。 • 現在の公開されている情報だけでは期限管理が難しいため、いつまでに・誰が・何をやらないといけないかについて事業者向けのガイダンスを公開してほしい。 • 制度全体のスケジュールを明確化すべき。

項目		ヒアリング結果
		<ul style="list-style-type: none"> • 期限の延期を行うのであれば、期限前に公表して欲しい。 • 必要な情報をタイムリーに公表してほしい。 • いつまでに何をすればよいのかに関する情報を早くつかめない。明確に通知して欲しい。 • 法令で定めた期限を延期する場合は、メールや口頭ではなく、公的文書で通知して欲しい。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州の地域統括会社（RHQ）に情報収集を頼んでも、欧州サイドからでも情報収集は難しい。 • 欧州サイドの情報収集は速いが、正確性は日本での情報収集と同じレベル。欧州のコンサルの方が速い。 • 欧州サイドでも情報がバラバラ。 • ロシア法令とユーラシア連合の法令との関係性が十分に把握できていない。 • ロシアとのビジネスの場合、安全保障の問題のほうが重要である。 • 経済制裁の対象になっていないか確認することが優先。

2. 文献調査

2.1 基本情報

背景¹

1991年にソビエト連邦の政治的及び経済的な混乱はピークに達し、ソビエト連邦の消滅と独立国家共同体（CIS）の設立を宣言したロシア、ウクライナ、ベラルーシの3共和国による1991年12月8日のベロヴェーシ合意を経て（他の旧ソ連構成諸国は後にこれを追認）、同年12月26日にソビエト連邦が解体され、新生ロシア連邦が誕生した。

ロシアの主要産業としては鉄鋼業、機械工業、化学工業、繊維工業などがあるが、最大の産業としては鉱業（石油、天然ガス、石炭、金、ダイヤモンド等）が挙げられる。しかし、天然資源への国内経済依存度が高いことは、原油価格の低迷によっては経済状況が悪化するという難点だけでなく、環境汚染の大きな要因ともなる。そうした環境問題に対応するための法制度は古くから整備されてきた。しかし一方で、化学物質管理については非常に乏しいのが現状である。モントリオール議定書やストックホルム条約などに基づく特定物質の貿易規制はあるものの、工業化学品を管理する基本的な制度は構築されてこなかった。

そのような状況のなか、2015年にロシアを含む5か国でユーラシア経済連合が立ち上がり、それ以降、様々な共通規制を整備しつつあるが、そのひとつが「ユーラシア経済連合規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」である。国際的な潮流にならない、ユーラシア経済連合域内での既存化学物質インベントリの作成と新規化学物質管理という制度を導入することとなっており、化学品産業界にとっては大きな影響を与えるものとなっている。そのほか、特定有害物質の電気電子機器への含有を規制する「ユーラシア RoHS」も2020年3月1日に発効し、着実に化学物質管理制度が整いつつある。

なおロシアは、2014年に国際化学物質管理会議（ICCM）に参加を始めた。その後、連邦政府の指示のもと省庁間ワーキンググループが設立され、天然資源環境省および産業貿易省が共同でとりまとめをおこなっている。このなかで、国内でのSAICMの達成に向けた最終的なゴールとして以下が挙げられている。

- ロシア製品の輸出を支援する

¹ 以下の文献、webサイトの情報を参考にした。

日本 外務省 ロシア連邦基礎データ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/data.html#section5>

経済産業省 ロシア マクロ経済動向

<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2019/2019honbun/i1360000.html>

JETRO ロシア概況

https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/basic_01.html#block5

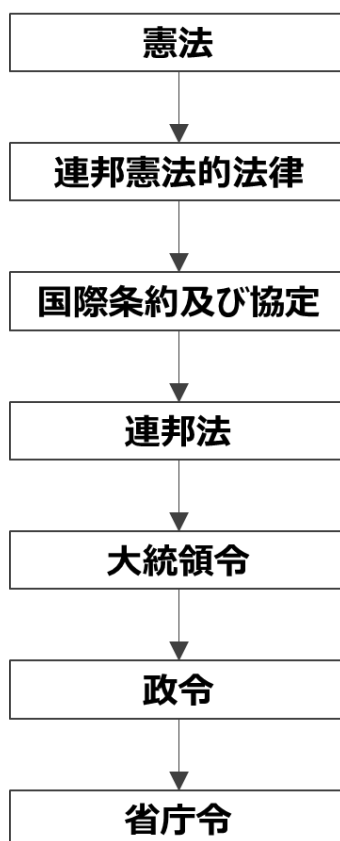
ロシア連邦自律研究センター EIPC

<http://eipc.center/en/saicm-eng/>

- 国際的な最良慣習を考慮したうえで化学品と各種製品の管理を改善する（関連規則や方法論的文書の提案を含む）。

法体系

ロシアの法体系は以下の通りである。



ロシア法体系

(1) ロシア連邦憲法²

- 1993年12月12日に国民投票の結果に基づき採択され、同年12月25日に発効した。

(2) 連邦憲法的法律

- ロシア連邦憲法に記された主に次の事柄について定める法律。
 - ロシア連邦構成主体の新規承認手順
 - ロシア連邦構成主体の地位変更
 - 国旗、国章、国歌の制定と、その公式使用方法

² <http://constitution.kremlin.ru/>

- ロシア連邦政府の活動
- 司法制度の確立
- 憲法裁判所、最高裁判所、仲裁裁判所、軍事裁判所の権限、設置、活動
- 非常事態及び戒厳令
- 憲法制定会議の招集
- 国家院（下院）で全議員の 3 分の 2 以上そして連邦院（上院）で全議員の 4 分の 3 以上が承認したときに採択されたものと見なされる。その後 14 日以内にロシア連邦大統領の署名を経て公示される。大統領はこれに対する拒否権を持たない。

(3) ロシア連邦の国際条約及び協定

- ロシア連邦憲法第 15 条第 4 項には国際条約がロシア国内法の上位に来ると記されており、ロシア連邦の国際条約と国内法の内容に齟齬が見られる場合、国際条約の規定が優先される。
- ロシア連邦の国際条約は、全ての必要な合意及び署名を経て、また必要に応じて批准されることにより、発効したものと見なされる。
- 連邦法 1995 年 7 月 15 日付第 101-FZ 号「ロシア連邦の国際条約について」³には次のように記されている。
 - 国際条約は、国連憲章の目的及び原則に従い、国家間関係の法的枠組みを形成し、世界平和及び安全の維持、国際協力の発展を促すものである。（前段）
 - ロシア連邦の国際条約とは、ロシア連邦と他国、国際機関、国際条約を結ぶ権利を持つその他の組織との間で書面により締結された、国際法で規制される、国際協定のことである。（第 2 条）
 - ロシア連邦の国際条約が法律の規定と異なる規則を定めている場合には、国際条約の規則が適用される。（第 5 条）
- 国連条約及びユーラシア経済連合条約は、ここでいう国際条約に該当する。

(4) 連邦法

- 連邦法の可決には、国家院（下院）で全議員の過半数の賛成により採択された後、連邦院（上院）で全議員の過半数の賛成による承認が必要となる。（ロシア連邦憲法第 105 条）
- 法案が連邦院（上院）で否決された場合、国家院（下院）は 3 分の 2 以上の賛成により再採択することができる。
- 連邦院で承認された後、または連邦院で否決された法案が国家院で再承認された後、法案は 5 日以内に大統領の署名へと回される。大統領が 2 週間以内に署名したと

³ 連邦法 1995 年 7 月 15 日付第 101-FZ 号「ロシア連邦の国際条約について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=10203650>

き、法案は最終的に採択されたものと見なされる。

- 大統領には拒否権があり、連邦議会（立法府）で審議するよう法案を差し戻すことができる。大統領が拒否権を行使した場合でも、両院で3分の2の賛成が得られれば法案は成立する。

(5) ロシア連邦大統領令

- ロシア連邦憲法、連邦法に従い、ロシア連邦大統領がその権限の範囲内で発令する。
- ロシア連邦大統領令案は大統領府または連邦行政機関で立案され、必要な調整を経て大統領が署名し、公布の7日後または署名日に発効する。

(6) ロシア連邦政令

- ロシア連邦憲法、連邦法、大統領令を執行するため、政府がその権限の範囲内で発令する。

(7) 省庁令

- 連邦法また政令を執行するため、連邦行政機関が決定、命令、規則、指示、規定などの形で、個々の国家規制に係る実施手順を定めるもの。
- ロシア法務省での国家登録手続きを経て初めて効力が認められる。

各関連組織

【産業貿易省】

(1) 組織名

産業貿易省 (Ministry of Industry and Trade)

<http://minpromtorg.gov.ru/>

(2) 組織図

本省 (内局)

- 管理局
- 財務・予算政策局
- 軽工業・木材関連産業局
- 航空産業局
- 技術規制・標準規格化・計量トレーサビリティ分野国家政策局
- 金属工業・資材局
- 自動車産業・鉄道機械工業局
- 国家機密保護局
- 軍産複合体局
- 通常兵器・弾薬・特殊化学局
- 社会的必需品産業発展局
- 貿易規制・輸出支援局
- 無線電子産業局
- 製薬・医療産業発展局
- 農業機械工業・食品機械工業・土木機械工業局
- 国内商業発展局
- 地域産業政策・プロジェクト管理局
- 製品流通許認可・商品デジタルマーキングシステム局
- 工作機械製造・投資機械工業局
- 戦略的発展・企業政策局
- 化学技術関連産業・生体工学技術局
- アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国局
- 造船業・海洋技術局
- デジタル技術局
- 欧州・北米・CIS 諸国及び多国間経済協力局
- 記録・監督局

- 法務局

主要下部機構（外局）

- 連邦技術規制・計測庁（Federal Agency on Technical Regulation and Metrology／通称：Rosstandart）⁴
 - 技術規制、標準規格化、計量トレーサビリティの分野を管轄する連邦行政機関として、GOSTなどの標準規格に関する業務を担当している⁵
- 化学兵器の安全な保管及び廃棄に関する連邦管理局

(3) 概要

ロシア連邦産業貿易省は、産業政策、化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約の履行、ロシア連邦航空法典に定める軍需産業関連を所管する連邦行政機関として、次の職務を担っている。

- 工業団地、軍産複合体、建設資材産業、商品の流通における省エネ及びエネルギー効率向上、航空技術の発展、技術規制、標準規格化、計量トレーサビリティ、国防及び国家安全保障のための科学技術、貿易及び国内商業、外食産業及び消費者サービス、民芸品、子供用品（ベビーフードを除く）産業の分野で、国家政策を立案し、法規制に取り組む。
- 機械製造、金属工業、化学工業、製薬産業、バイオテクノロジー産業、医療産業、軽工業、林業、製紙工業、製材業、電子工業、航空産業、造船業、通信機器産業、弾薬及び特殊化学産業、化学武装解除、通常兵器産業、民芸品の分野で、行政サービスを提供し、国有財産を管理する。
- 工業製品の輸出、商品及びサービス市場への参入、展示会及び見本市の開催を支援する。
- 世界貿易機関加盟国としてロシア連邦が果たすべき義務の履行を所定の職務の範囲内で確保する。

ロシア連邦産業貿易省に属する権限の一部を以下に記す。

- 同省及び下部機構である連邦技術規制・計測庁（Rosstandart）が管轄する分野の法令案を政府に提出する。
- 航空技術開発事業を推進し、実験航空機による航空事故を調査する。
- 軍産複合体組織、実験航空機及び空港、核物質、産業爆薬の生産・拡散・利用、医薬品メーカーの適正製造基準（GMP）への適合性について登録管理を行う。

⁴ 連邦技術規制・計測庁

<https://www.gost.ru/portal/gost/>

⁵ 連邦技術規制・計測庁の活動内容

<https://www.gost.ru/portal/gost//home/about/subjectactivity>

- 本省が締結した契約により国家予算を用いて得られた科学技術事業の成果に対する知的財産権を国外で実施し、当該成果の産業利用及び製品化を実現する。

(4) 化学物質管理を所管している部局名

化学工業・木材加工局

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

化学工業・木材加工局は以下の 6 つの課で構成される。

- 化学産業課 (Chemical Industry Division)
- 産業安全・技術規則課 (Division for Industrial Safety and Technical Regulation)
- 州・連邦対象プログラム実行課 (Division of Implementation of State and Federal Targeted Programs)
- 経済分析・企業管理課 (Division for Economic Analysis and Corporate Management)
- 投資プロジェクト課 (Investment Projects Division)
- 化学・生物兵器の禁止に関する国家当局機能実行課 (Division of the Implementation of the Functions of the National Authority for the Prohibition of Chemical and Biological Weapons)

産業貿易省のホームページ⁶では、上記の「課」毎の具体的な役割については明記されていないが、化学工業・木材加工局の職務のひとつとして「化学品に関する国家政策、規制の作成」が挙げられており、化学産業課が主に所管しているものと考えられる。なお、WSSD2020 年目標のひとつである化学物質管理の向上を目的として、ロシアは 2014 年に国際化学物質管理会議 (ICCM) への参加を始め、その後、産業貿易省および後述する天然資源環境省がロシア国内のとりまとめを行っている。現在、ロシアでの「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM) の達成に向けた最終的なゴールとしては以下が挙げられている。

- ロシア製品の輸出を支援する
- 国際的な最良慣習を考慮したうえで化学品と各種製品の管理を改善する (関連規則や方法論的文書の提案を含む)。

一方で、今回の調査では、ロシア政府による化学物質管理面での SDGs への取り組みについては確認できなかった。

⁶ http://minpromtorg.gov.ru/en/ministry/organization/dep/#!19&click_tab_vp_ind=1

【連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁】

(1) 組織名

連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（Rospotrebnadzor）

<http://rospotrebnadzor.ru/>

(2) 組織図

本部（内局）

- 衛生監督局
- 防疫監督局
- 消費者権利保護分野連邦国家監督局
- 管理監督業務・行政サービス局
- 科学的支援・国際業務局
- 人事・汚職等違法行為予防・卒後教育局
- 行政文書支援局
- 投資開発・国有財産管理局
- 法務局
- 財務局

下部機構（外局）

- ロシア連邦構成主体 Rospotrebnadzor 支部
- ロシア連邦構成主体衛生防疫センター
 - 連邦予算保健機構「連邦衛生防疫センター」
 - 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」⁷
 - 連邦予算保健機構「情報技術センター」
 - 連邦予算保険機構「住民衛生教育センター」
- 衛生防疫分野の学術機関
- ペスト対策機関
- 省庁衛生防疫サービス

(3) 概要

住民の衛生防疫及び消費市場における消費者権利保護の分野で管理及び監督の職務を遂行する連邦行政機関であり、保健省、経済発展貿易省、独占禁止政策省の機能の一部がここに移管されている。またロシア国内に初めて搬入される物品の国家登録を担当する機関で

⁷ 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」

<http://rpohbv.ru/>

もあり、公式サイトにはその手続方法が記されている⁸。

現在の連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁は、ロシア連邦大統領令 2004 年 3 月 9 日付第 314 号に従いロシア連邦保健・社会発展省の下部機構として 2004 年 3 月 12 日に開設された。しかし、ロシア連邦大統領令 2012 年 5 月 21 日付第 636 号により同省が「ロシア連邦保健省」と「ロシア連邦労働・社会保障省」に分割されたのに伴い、現在、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁はロシア政府の直轄機関となっている。

同庁の長官は国家衛生医師長も兼任しており、環境関連を含めた保健衛生分野の決定や指示が国家衛生医師長名で頻繁に出されている。国家衛生医師長の権限は、ロシア連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」の第 51 条「国家衛生医師長及びその代理人の権限」に規定されている。以下にその一部を抜粋する。

1. 国家衛生医師長及びその代理人には、本連邦法第 50 条「連邦国家衛生防疫監督を実施する役職者の権利」に定める権利と共に、次の権限が付与される。
 - 1) 衛生法違反に関する資料を調べ、事件について検討する。
 - 2) 衛生法違反があった場合に裁判所及び仲裁裁判所に訴える。
 - 3) 市民、個人事業者、法人に対して、本連邦法第 42 条「衛生防疫監督、調査、検査、試験、実験、その他の評価」に定める衛生防疫的結論を出す。
 - 5) 感染症及び広範な非感染性疾患（中毒）の発生及び拡散の危険性がある衛生法違反が見つかった場合、法律の定める手順に従い、次の停止措置を講じる。
 - 施設の設計、建設、改修、設備更新、供用開始
 - 施設、生産工場、敷地、建物、構造物、設備、輸送機関の使用、個別業務の実施
 - 製品の開発、生産、販売、使用
 - 衛生防疫要求事項に適合しない物品、またはロシア連邦の法律が定める方法で登録されていない、人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、放射性物質、各種物品、廃棄物、製品、貨物の、ロシア連邦への搬入。

(4) 化学物質管理を所管している部局名

連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」(Federal Budgetary Health Establishment “Russian Register of Potentially Hazardous Chemical and Biological Substances” of Rosпотребнадзор)

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

⁸ ロシア国内に初めて搬入される物品の国家登録に関する手続方法
<http://rosпотребнадзор.ru/gosserv/for/11/category/90/5402/>

Rospotrebnadzor 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」は、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(PIC 条約)を履行するロシア連邦指定国営機関として、関税同盟の関税領域及び国境税関で衛生防疫監督(管理)の対象品が統一衛生防疫要求事項に適合しているかを判断し、また化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)に従った化学物質の分類及び表示に係る業務に携わっている⁹。

主な業務内容は次のとおり。¹⁰

- ロシア連邦域内で流通している潜在的に有害な化学物質及び生体物質に関する情報を収集及び分析し、国家権力機関に必要なデータを提供する
- 潜在的に有害な物質と、人の健康及び生活環境に対するその毒性及び危険性に関する情報資料及び分析資料を、国家権力機関のために準備する
- 潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳を行う
- 所定の手続きにより承認された研究活動プランに従い、予防中毒学、衛生、化学物質安全性の分野で、学術研究活動及び学術実践活動を行う
- ロシア連邦及び他の諸外国における他の化学物質及び生体物質データベースとの、また潜在的に有害な化学物質及び生体物質の評価に取り組んでいる国際組織との連携を確保する
- 潜在的に有害な化学物質及び生体物質のデータベースとその登録に係る業務を連邦機関の専門家に教える
- 社会的に重要な有害化学物質の診断及び予防について諸組織を指導し、集団非感染性疾患(中毒)の調査に参加する
- 極めて危険かつ社会的に重要な毒性物質に起因する非常事態時の行動、化学物質安全性、区域の衛生保護に関するセクタープログラム及び連邦目的プログラムの立案、形成、実施に参加する
- 国際貿易における化学物質に関する情報交換の国際的原則で定められた職務を履行する

⁹ ロシア連邦政府決定 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102166907>

¹⁰ 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』の業務内容

<http://rpohbv.ru/about/>

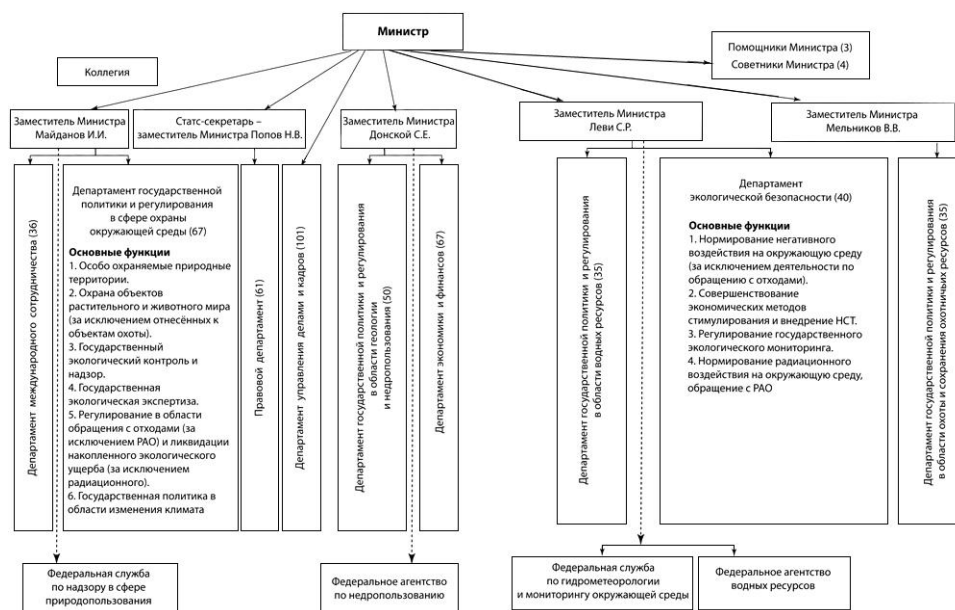
【天然資源環境省】

(1) 組織名

天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment)

<http://www.mnr.gov.ru/>

(2) 組織図



ロシア天然資源環境省の組織図¹¹

本省 (内局)

- 国際協力局
- 環境保護分野規制及び国家政策局
- 法務局
- 総務・人事局
- 地質及び地下資源開発分野規制及び国家政策局
- 財務経済局
- 水資源分野規制及び国家政策局
- 環境安全局
- 狩猟及び狩猟資源分野規制及び国家政策局

¹¹ 天然資源環境省の組織図

<http://docs.cntd.ru/document/902239450>

主要下部機構（外局）

- 連邦自然利用分野監督庁（Federal Service for Nature Management Supervision）
- 連邦地下資源開発庁（Federal Agency for Subsoil Use）
- 連邦水文気象・環境監視庁（Federal Service for Hydrometeorology and Environmental Monitoring of Russia）
- 連邦水資源庁（Federal Water Resources Agency）

(3) 概要

本省は、ロシア連邦大統領令 2008 年 5 月 12 日付第 742 号により「ロシア連邦天然資源省」から「ロシア連邦天然資源環境省」に改組された。

ロシア連邦政令 2015 年 11 月 11 日付第 1219 号「ロシア連邦天然資源環境省に関する規定の承認について、またロシア連邦個別政令の改正及び失効について」に、ロシア連邦天然資源環境省の概要が次のように記されている。

- 地下資源、水域、森林、野生生物とその生息環境、土地関連を含めた、天然資源の調査、利用、回復、保護の分野で、法規制及び国家政策を立案する機能を担う連邦行政機関である
- その下部機構である連邦水文気象・環境監視庁、連邦自然利用分野監督庁、連邦水資源庁、連邦営林庁、連邦地下資源開発庁の活動を調整及び監督する

ロシア連邦天然資源環境省に属する権限の一部を次に記す¹²。

- 管轄分野の法案を政府に提出する
- 環境状況及び環境保護に関する年次国家報告書を作成及び公開する
- 固定発生源から大気中に排出される有害（汚染）物質を管理する
- ロシア連邦のレッドブックを編纂する
- 特別自然保護区に生息する野生生物の保護、繁殖、個体数調整、記録を行う
- 自然保護区、国定公園、天然記念物を指定する
- 所定の活動分野において国際組織及び各国政府機関と協調して活動に当たる
- 所定の活動分野において省庁目的プログラムなどの中小企業の発展を目的とした支援策を立案及び実施する
- 環境保護活動に取り組んでいる社会的非営利団体を支援する

(4) 化学物質管理を所管している部局名

環境保護分野規制及び国家政策局

¹² 天然資源環境省の業務内容

<http://www.mnr.gov.ru/about/statute/>

環境安全局

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

天然資源環境省はその名が示す通り環境保護を主な任務としており、具体的に化学物質管理をしている部局は確認できない。但し、「環境保護分野規制及び国家政策局」の職務には「国家環境管理及び監督」「国家環境審査」「廃棄物取扱い規制」「気候変動分野における国家政策」などが、また「環境安全局」の職務には「環境汚染対策」「実行可能なより良い技術の導入」「国家環境モニタリング」などが含まれている。またオゾン層破壊物質のロシアにおける許容生産量・消費量は、天然資源環境省が国際的な取り決め（モントリオール議定書）や産業貿易省などからの提言を考慮して毎年算出し、政府の承認を経て政令として発令されている。この他にも連邦自然利用分野監督庁（Rosprirodnadzor）が、大気中への有害（汚染）物質排出許可規則、リサイクル関連、環境賦課金、連邦廃棄物分類目録を担当している。

2.2 化学物質一般

ロシア国内だけを見た場合、現在有効な法令のうち、工業化学品全般を規制するものは確認できなかった。化学物質を規制するものとしては、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（以下、消費者庁）が所管する「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」があるが、この制度は化学製品を対象としたものとなっている¹³。一方で、ロシアを含むユーラシア経済連合では、化学物質管理の基盤となる「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」がすでに承認され、2021年6月2日に発効することになっている。現在（2020年2月）は既存化学物質に関する情報収集が行われており、今後はそのデータをもとにインベントリが作成され、そこに掲載されていない物質が新規化学物質として管理されることとなる。一部の規定で懸念が生じているものの、TR EAEU 041/2017はロシアでの化学物質規制の中心的な法令となる見込みである。

以下では主に、上記の「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」および「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」の2つの制度を解説していく。

制定の経緯

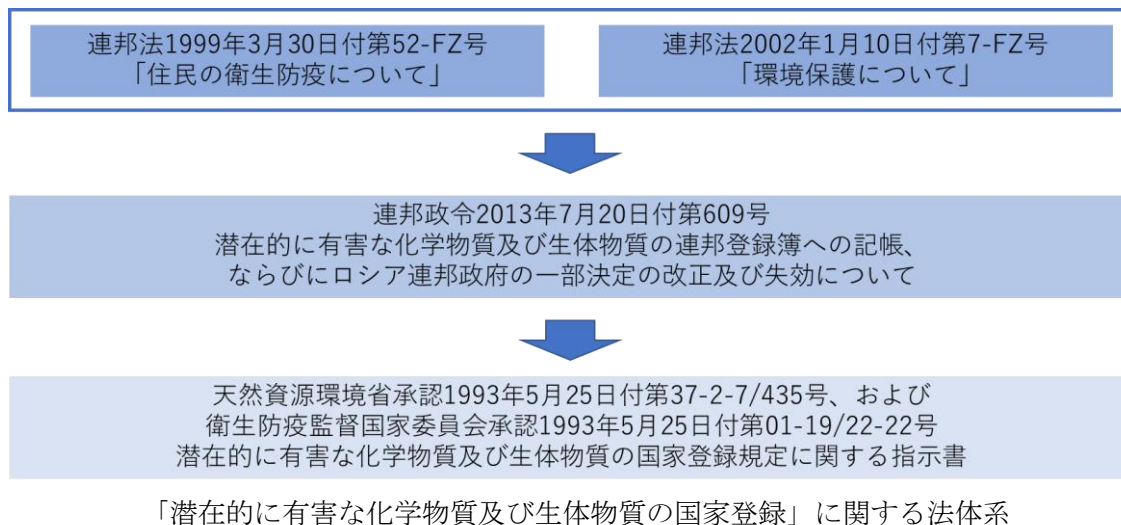
「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」とは、もともとは「連邦政令 1992年11月12日付第869号『潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録について』」、および1993年に制定された「天然資源環境省承認 1993年5月25日付第37-2-7/435号および衛生防疫監督国家委員会承認 1993年5月25日付第01-19/22-22号『潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録規定に関する指示書』」に従い実施されているものである。ロシア国内で流通されている化学物質の特性に関するデータを収集・分析し、潜在的に有害な化学物質および生体物質に関する情報を各当局、業界、利害関係者へ提供することを目的としている¹⁴。

なお現在の法的枠組みでは、「連邦政令 2013年7月20日付第609号『潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について』」によって、上記の政令 1992年第869号は替えられたため、以下の体

¹³ 海外ヒアリング結果

¹⁴ 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の歴史
<http://www.rpohv.ru/about/history/>

系となっている。



現行の法令の内容

まず、この「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」について、上位法である「連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号『環境保護について』」および「連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号『住民の衛生防疫について』」では以下の通り規定している。いずれの法律も一部の条項にて潜在的有害化学物質の管理を定めているが、特に「連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号『住民の衛生防疫について』」（以下、衛生防疫法）の第 43 条では、国家登録の対象品や有害性評価などについて言及している。

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」 ¹⁵
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102074303
目的	現在及び将来の世代における需要の充足、環境保護の分野における法秩序の強化、生態系安全の確保を目的とした、社会的・経済的課題のバランスの取れた解決、恵まれた環境、生物多様性、天然資源の保護の実現に向けた、環境保護の分野における国家政策の法的枠組みを定める。
所轄官庁	天然資源環境省
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質、その他の物質、微生物などの潜在的に有害な化学物質を生産、取り扱い、無害化する場合の環境関連要求事項（第 47 条） <ol style="list-style-type: none"> ロシア連邦国内における放射性物質、その他の物質、微生物などの潜在的に有害な化学物質の生産及び取扱いは、ロシア連邦法に従いこうした物質に対する必要な衛生・毒性試験を実施し、その取扱方法及び自

¹⁵ 本法の詳細については、本報告書の別の章にて解説する。

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」 ¹⁵
	然保護基準を定め、これが国家登録された後に可能となる。

法令名	連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102058898
目的	人の健康と好ましい環境が保護されるという、憲法における国民の権利を実現するために、衛生・防疫面の福祉を確保することを目的とする。
所轄官庁	保健省
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本法の構成 <ul style="list-style-type: none"> 第 I 章 総則（第 1 条～第 7 条） 第 II 章 住民の衛生防疫の確保における国民、個人事業者、法人の権利と義務（第 8 条～第 11 条） 第 III 章 人の健康のための生活環境安全確保に係る衛生防疫要求事項（第 12 条～第 28 条） 第 IV 章 衛生防疫（予防）措置（第 29 条～第 36 条） 第 V 章 住民の衛生防疫確保における国家規制（第 37 条～第 45 条） 第 VI 章 連邦国家衛生防疫監督機関（第 46 条～第 54 条） 第 VII 章 衛生法違反に対する責任（第 55 条～第 57 条） 第 VIII 章 最終規定（第 58 条～第 60 条） • 人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、各種物品に関する衛生防疫要求事項（第 14 条） <p>人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、各種物品は、本連邦法の第 43 条に従い国家登録された後に、製造、輸送、購入、保管、販売、使用することができる。</p> • ロシア連邦国内に搬入される物品に関する衛生防疫要求事項（第 16 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民への販売を目的に、また人の直接的な関与が求められる工業、農業、建設工事、交通機関での使用を目的に、市民、個人事業者、法人によってロシア連邦国内に搬入される物品は、人及び生息環境に悪影響を与えるものであってはならない。 2. 本条第 1 項に示した物品は衛生防疫要求事項に適合しなくてはならない。<u>ロシア連邦政府が定める一覧に記載されたロシア連邦国内に初めて搬入される各種物品は、これをロシア連邦国内に搬入する前に本連邦法第 43 条に従い国家登録する必要がある。</u>

法令名	連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」
	<ul style="list-style-type: none"> • 物質及び物品の国家登録（第 43 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家登録の対象品 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 初めて生産導入される、過去に使用されたことのない、人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、及びこれをベースに製造される薬品 ➤ 人にとって潜在的に有害な各種物品 ➤ ロシア連邦国内に初めて搬入される、食品を含む各種物品 2. 本条第 1 項に示した物質及び各種物品の国家登録は、次に基づき実施される。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人及び生息環境にとっての物質及び各種物品の有害性評価 ➤ 生息環境に含まれる物質及び各種成分の量に関する衛生基準及びその他の基準の設定 ➤ 物質及び各種物品の処理及び根絶を含めた、これらが人及び生息環境に与える悪影響を未然に防ぐ保護措置の立案 3. 人及び生息環境にとっての物質及び各種物品の有害性評価、生息環境に含まれる物質及び各種成分の量に関する衛生基準及びその他の基準の設定、保護措置の立案は、国家認定制度での認定に関するロシア連邦法に従い認定された法人また個人事業者が実施する。 4. 本条第 1 項に示した物質及び各種物品の一覧ならびに所管の連邦行政機関が実施するこれらの国家登録の手順は、ロシア連邦の国際条約に別段の定めがある場合を除き、ロシア連邦政府が定める。

次に、上記 2 つの法律にもとづき「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の詳細を定めている「政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号」では、以下の通り「連邦消費者権利保護及び福祉分野監督庁（Rosпотrebnadzor）」を所管当局として割り当てている。

法令名	連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102166907
目的	潜在的に有害な化学物質及び生体物質を記録、規制し、その物理化学情報、毒性学的・衛生学的情報、環境・毒性学的情報など各種情報を蓄積することで、これが人の健康や環境に与える有害な影響を未然に防ぐことを目的とする。

法令名	連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」
所轄官庁	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿は、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」(PIC 条約)を含めたロシア連邦の国際条約及びロシア連邦の法律を遵守するために設けられた国家情報資源である。 2. 登録簿への記帳は、「連邦消費者権利保護及び福祉分野監督庁 (Rospotrebnadzor)」が実施する。 3. 連邦消費者権利保護及び福祉分野監督庁 (Rospotrebnadzor) の下部機構である連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」が、Rospotrebnadzor の定めた手順に従い登録を実施する。 4. 登録簿には、PIC 条約の対象物質を含めた化学物質及び生体物質の危険性に関する情報が記される。 5. 登録簿への物質情報の記載は、次のデータに基づいて行われる。 <ol style="list-style-type: none"> a) 一般名、国際純正・応用化学連合 (IUPAC: International Union of Pure and Applied Chemistry) 等の命名法に従った化学名、商品名、成分名、コード番号等による、物質の識別 (同定) b) 物質の使用分野 c) 物理化学的、毒性学的、生態毒性学的な性質を考慮した、人の健康及び環境に対する物質の有害性評価 d) 生活環境や自然環境に存在する物質の衛生基準値及びその他の基準値 e) 物質を処理及び根絶するときを含めた、物質が人の健康や環境に与える有害な作用を未然に防ぐ防護措置 6. 登録簿に記載された情報は、次を実施する目的で使用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> • 関税同盟の関税領域及び国境税関における衛生防疫監督 (管理) 対象品統一目録の第 II 部もしくは関税同盟技術規則に記された、潜在的に有害な化学物質及び生体物質ならびにこれらをベースに

法令名	連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」
	<p>製造される人にとって潜在的に有害な薬剤（医薬品を除く）、生産、使用、輸送、加工時に、また生活状態において、人の健康や自然環境に悪影響を与えうる天然または人工の個別物質（化合物）の国家登録</p> <ul style="list-style-type: none"> 連邦国家衛生防疫監督及び連邦国家環境監査

以上が「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の主な内容だが、この国家登録の対象となる製品について、本調査の一環で実施されたロシア政府当局へのヒアリングの際に消費者庁の担当者からは、『「[関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号 関税同盟における衛生措置の適用について](#)」に掲載されている製品である」という回答が得られた。この「「[関税同盟委員会決定 2010 年第 299 号](#)」」の概要は次の通り。

法令名	関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号「関税同盟における衛生措置の適用について」
URL	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/0055260/cuc_28062010_299
目的	生防疫要求事項に適合しない製品（物品）の搬入と、住民における感染症及び集団非伝染性疾患（中毒）の伝播から、関税同盟関税領域を保護することを目的とする。
所轄官庁	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（ロシア国内）
規制内容	<p>ユーラシア経済連合の関税国境及び関税領域で国家衛生防疫監督（管理）の対象となる製品（物品）の統一目録</p> <p>第 1 部 国家衛生防疫監督（管理）の対象となる製品（物品）一覧</p> <p>第 2 部 <u>国家登録の対象となる製品（物品）一覧</u> （消毒剤、駆除剤、家庭用化学製品、人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、これらをベースに製造される薬剤（医薬品を除く）、人の健康及び環境に望ましくない影響を与えうる天然または人工の個別物質（化合物）、家庭給水システムで使用される浄水装置、大人用個人衛生用品、食品接触製品、栄養補助食品、遺伝子組み換え食品、化粧品など）</p> <p>第 3 部 国家登録の対象となる製品（物品）一覧に従ったユーラシア経済連合対外経済活動品目表（TN VED EAEU）コードの取得に関係なく</p>

法令名	関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号「関税同盟における衛生措置の適用について」
	国家登録証明書の提示が求められない製品（物品）の一覧

上記の「第 2 部 国家登録の対象となる製品（物品）一覧」に関してはさらに細かい内訳が定められているが、そのなかで化学品に関係するものを幾つか以下に例示する。

国家登録の対象となる製品（物品）一覧

ユーラシア経済連合対外経済活動品目表のコード番号による製品（物品）分類	製品（物品）の簡潔な名称
グループ 28 非有機化学品／貴金属、希土類金属、放射性元素または同位体の非有機または有機化合物	
2828	次亜塩素酸塩、工業用次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸塩、次亜臭素酸塩で、消毒剤、駆除剤として使用されるもの
グループ 29 有機化学化合物	
2915	アラキドン酸、モノカルボン酸、飽和酸、これらの無水物、酸ハロゲン化物、過酸化物、ペルオキシ酸、これらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体
グループ 32 タンニンエキス、染料木エキス／タンニン、タンニン誘導体／着色料、顔料、その他の着色物質／塗料、ラッカー／パテ、その他のマスチック／印刷用インク、インク、墨	
3202	合成有機タンニン剤／非有機タンニン剤／天然タンニン剤を含む、または含まない、なめし用の薬剤／予備なめし用の酵素製剤
グループ 33 精油、レジノイド／香水、化粧品、パーソナルケア用品	
3307	殺菌力を持つまたは持たない、香り付きまたは香りなしの、室内用消臭剤
グループ 34 石鹼、有機界面活性剤、洗剤、潤滑剤、人工ワックス、クレンザー、研磨剤、ろうそく類、塑性粘土、工作用粘土、歯科用ワックス、歯科用石膏	
3402 20	有機界面活性物質、界面活性剤、洗剤、石鹼を含むまたは含まないクレンザー、小売用に包装されたもの
グループ 35 アルブミン、加工澱粉、糊、酵素	
3506	他の場所に記載されていない既製の糊及びその他の既製接着剤、糊または接着剤として使用できる製品、1kg 以下の正味重量で糊または接着剤として小売用に包装されたもの
グループ 38 その他の化学品	
3802	活性炭、家庭給水のために使用される天然鉱物活性物質
グループ 39 プラスチック及びプラスチック製品	
3901 - 3911	家庭給水または食品製造で使用される原型

ユーラシア経済連合対外経済活動品目表のコード番号による製品（物品）分類	製品（物品）の簡潔な名称
グループ 40 ゴム及びゴム製品	
4014	硬質ゴム製の結合部材がある、またはない、硬質ゴム以外の、加硫ゴム製の衛生用品

運用状況

「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」については、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁が所管当局だが、その実務を担っている機関が「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」¹⁶（Russian Register of Potentially Hazardous Chemical and Biological Substances）である。



「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」HP

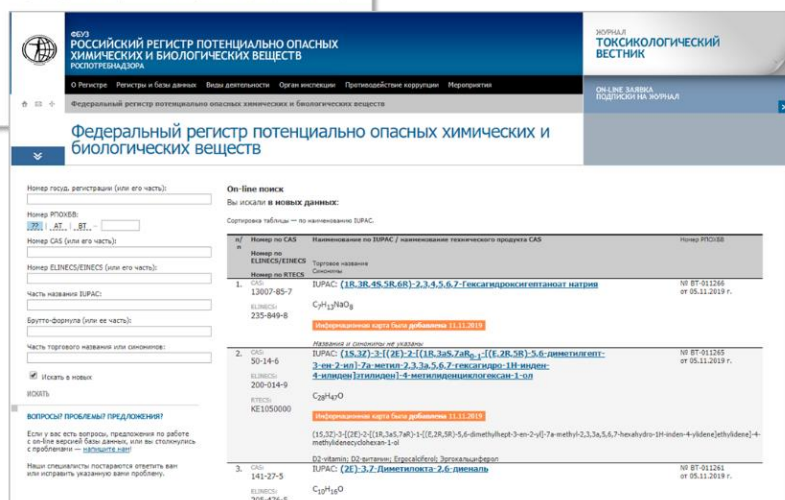
この web ページでは、「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」に関する運営組織の紹介、制度の解説、登録作業の解説、また、自身が編集を担当している毒性学に関する学術誌“Toxicological Review”の最新論文などが掲載されている。最も重要なポイントとして、この web ページでは、すでに登録されている 11,266 の有害化学物質の情報が検

¹⁶ 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」 ホームページ <http://www.rpohv.ru/>

索できる仕組みとなっている¹⁷。さらに物質名称をクリックすることで、それらの詳細情報にアクセスすることが可能となっている。



- 現在は11266物質が登録されている。
- Cas No.、IUPAC名、分子式などの情報から検索可能。



登録済みの有害化学物質

¹⁷ 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生物物質のロシア登録』が運営する有害化学物質データベース

<http://rpohbv.ru/online/>

また、混合化学製品に関する登録情報についても以下の通り公開されている¹⁸。

База данных «Токсичность и опасность смесевых продуктов»

Поиск по базе данных «Токсичность и опасность смесевых продуктов»

Укажите часть названия (фрагмент) продукта:

В результатах поиска показаны все продукты.

- 1,5-Дибензилкарбазон (размер: 262K)
- 12-Оксостеариновая кислота (размер: 252K)
- 2,4- и 4,4'-Дигис-нУТРЕТ-ДИВУОЛОНАТ (размер: 221K)
- 2-Метилен-2-пропилпропилен-амир-99_AMP-99 (размер: 269K)
- 2-Этил-3-(5)-азевисульфазан (размер: 275K)
- 2-Этилгексилфенилфосфат_PHOSFLEX0362 (размер: 236K)
- 2-Этилгексилфенилфосфат_PHOSFLEX0362_1 (размер: 236K)
- 2015_CASCOX-469 (размер: 220K)
- 21147_White Masterbatch_22095_White Masterbatch (размер: 249K)
- 3-Метилпропилтриоктосилан (размер: 214K)
- 366011_Thinner_BV.2 (размер: 221K)
- 366011_Thinner_BV.7 (размер: 221K)
- 3D_TRANSAR_301199 (размер: 208K)
- 3D_TRANSAR_301199_1 (размер: 208K)
- 3M Scotch-Weld 2214-16-Temp New Formula Epoxy Adhesive (размер: 220K)
- 566.210_Thinner_210 (размер: 245K)
- 566.210_Thinner_210 (размер: 245K)
- 566.210_Thinner_210 (размер: 229K)
- 58K71000_INDUHTORSE_PULVERETANICO (размер: 216K)
- 58K71008_INDUH_150C (размер: 218K)

**ЭКСПЕРТНОЕ ЗАКЛЮЧЕНИЕ
О ТОКСИЧНОСТИ И ОПАСНОСТИ ПРОДУКТА**

Наименование химического продукта: Детергент «Petro Det». **Область применения:** антигальниковая добавка для буровых растворов.

Химический состав продукта:

Компоненты	Номер CAS	Концентрация (%)
Оксигенированный алкилфенол	9016-45-9	30-50
Полиэтиленгликоль	25322-68-3	22-30
Трилон Б	6381-92-6	1-2
Спирт изопропиловый	67-63-0	2-3
Вода дистиллированная	7789-20-0	25-35

Физико-химические показатели: продукт – прозрачная низковязкая жидкость от бесцветного до желтого цвета. Плотность продукта 1,03-1,08 г/см³ при температуре 20°C. Водородный показатель (pH) 7-8,5. Температура застывания <-4°C. Растворим в воде.

Острая токсичность: продукт по параметрам острой токсичности при однократном:

- внутривенном (DL₅₀ > 5000 мг/кг, крысы) поступлении могут быть отнесены к малоопасным веществам (4 класс опасности);
- кожном (DL₅₀ > 2500 мг/кг, кролики) поступлении могут быть отнесены к малоопасным веществам (4 класс опасности);
- ингаляционном (CL₅₀ не достигается) поступлении могут быть отнесены к малоопасным веществам (4 класс опасности).

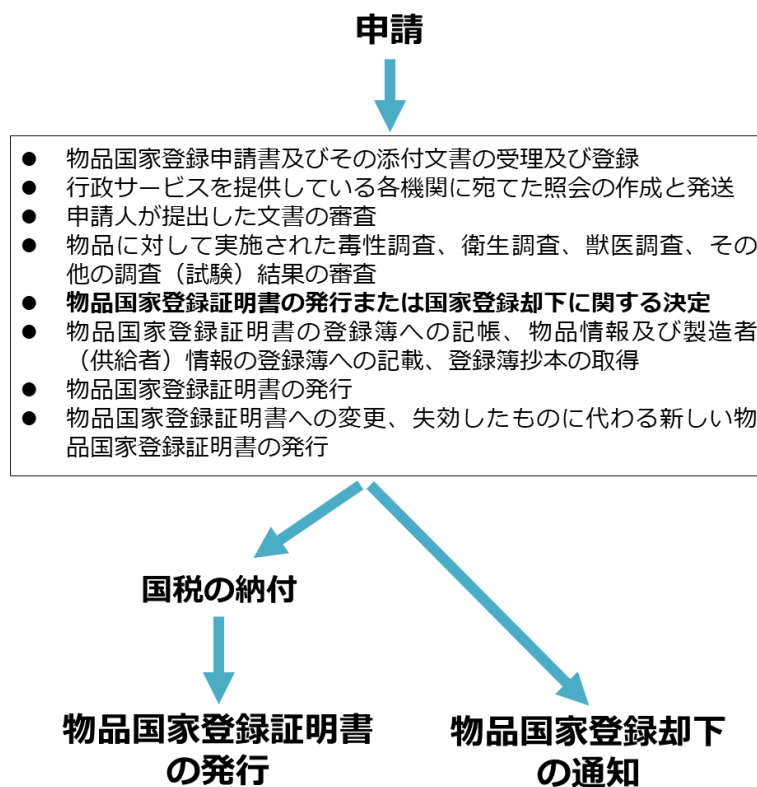
各混合化学品をクリックすると、製品名、組成情報、危険有害性情報に関するデータをまとめたpdfファイルをダウンロード可能。

混合化学製品の登録情報

¹⁸ 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生物物質のロシア登録』が運営する混合化学製品のデータベース

http://www.rpohv.ru/blend/?is_licen=on&search=&is_full=1

これら国家登録の具体的な手順については「連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁命令 2012 年 7 月 23 日付第 781 号」¹⁹で別途定められ、必要書類、手数料、問い合わせ先などが規定され、その附則 2 には国家登録申請書式が、附則 3 には下図の通り申請フローチャートが示されている。



国家登録の申請フロー

¹⁹ 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁命令 2012 年 7 月 23 日付第 781 号
<https://rg.ru/2012/10/03/reglament-preparat-dok.html>

以上が「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」に関する制度の法的要求事項およびその運用状況だが、以下ではその他の化学物質管理制度として「GHS」と「化学品の輸出入管理」について概説する。

【GHS】

ロシア国内での GHS の導入について、関連する GOST として次のものが存在する。

ロシア GHS 関連規格一覧

規格番号	タイトル
GOST 30333-2007	化学品の安全性データシート／一般要求事項
GOST 31340-2013	化学品の警告ラベル／一般要求事項
GOST 32419-2013	化学品の危険性分類／一般要求事項
GOST 32421-2013	物理化学的性質から危険性が認められる化学品の分類／爆発性化学品の試験方法
GOST 32423-2013	生体への作用に関する混合化学品の危険性分類
GOST 32424-2013	環境への作用に関する化学品の危険性分類／一般規定
GOST 32425-2013	環境への作用に関する混合化学品の危険性分類

「GOST 30333-2007 化学品の安全性データシート／一般要求事項」では、適用範囲を次のように定めている。

- 本標準規格は、化学品の安全性データシートに記載される情報の構成、内容、記述、作成に関する基本的要求事項を定めるものである。
- 本標準規格は、化学品（物質、混合物、材料、工場廃棄物）のために作成される安全性データシートに適用される。
- 安全性データシートは化学品（物質、混合物、材料、工場廃棄物）の技術文書に欠かすことのできない構成要素であり、化学品の安全な工業的利用、保管、輸送、リサイクル、また日常での利用に関する信頼できる情報を利用者に提供するものである。
- 安全性データシートは、地中にある有用資源、既製医薬品、既製香水化粧品、放射性物質、調理済み食品、非公開品目として出荷される化学品には適用されない。

また「GOST 31340-2013 化学品の警告ラベル／一般要求事項」は、化学品の警告ラベル記載に関する要求事項を定めるものであり、既製医薬品、獣医用薬剤、既製香水化粧品には適用されない。ここでは危険有害性情報（H コード）や注意書き（P コード）の表示方法が示されている。

この安全性データシートおよび警告ラベルに関する GOST については、さらに詳細を規定する以下のガイダンス文書がそれぞれ公表されているので、こちらも合わせて参照する必要がある。

- R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」 (詳細を以下にまとめる)
- R 50.1.101-2014 「GOST 31340-2013 に準拠した警告ラベルの注意書きの選定ガイダンスの標準化に関する勧告」

法令名	R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」
URL	(政府 web サイトでは原文を確認できなかったが、以下のページで部分的公開されている) http://docs.cntd.ru/document/1200122856
目的	GOST 30333 にもとづく安全性データシートの作成のためのガイダンスを提供する。
所轄官庁	連邦技術規制・計測庁
規制内容	<p>4. 一般的規定</p> <p>4.1 安全性データシートは、GOST 30333 の要件に従い、化学製品(物質、混合物、材料、産業廃棄物)の技術文書(ロシアにおける輸出入、材料および物質の輸送にともなう添付文書)に必須のものであり、消費者に対し、化学製品の安全な産業的利用、保管、輸送、再利用、一般的使用に関する信頼できる情報提供を目的としている。</p> <p>4.2 安全性データシートは、地中にある状態の鉱物、完成した薬、完成した香料および化粧品、核物質および放射性物質、完成した食品および非公開のリストに従って製造された化学製品には適用されない。</p> <p>4.3 市場に化学製品(化学物質)を製造・供給する組織(個人)は、GOST 30333 に従い安全性データシートを作成し、そこに記載されている情報が完全かつ正確であることに責任を負う。消費者の要求に応じ、市場(製造業者、供給業者、販売業者、輸入業者、輸出業者)で化学製品(物質)の提示に責任を負う組織(個人)は、無料で安全性データシートを開示しなければならない。</p> <p>4.4 安全性データシートには、次の質問に対する回答を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 化学製品(物質)を構成するものは何か

法令名	R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」
	<ul style="list-style-type: none"> • 化学製品（物質）の生産から再利用まで、この化学製品（物質）のライフサイクルのすべての段階での循環の原則は何か。 • 緊急事態のリスクを軽減するために知っておくべきことは何か。 • 危険な状況を防ぐ方法と、危険な状況または緊急事態の場合に、まず何をすべきか。 • この化学製品（化学物質）が、人間の健康と環境にいかなる影響を及ぼすか。 <p>4.5 一枚の安全性データシートには、ブランドの製品全体を含む、1つの規制文書に基づいて製造された化学製品（化学物質）1点を記述できる。安全性データシート作成者は、次の場合、個別の安全性データシートを作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1つの規制文書に記載され、2つ以上のブランドで生産され、それらの物質の状態が互いに異なる化学製品（化学物質）については、2件以上の安全性データシートを作成する必要がある。 • 1つの規制文書に記載され、2つ以上のブランドで生産され、使用分野に応じ、別個の異なる許可を必要とする化学製品（物質）については、2件以上の安全性データシートを作成する必要がある。 • 1つの規制文書に記載され、2つ以上のブランドで生産され、組成および/または基本的な危険特性が異なる化学製品（物質）については、2件以上の安全性データシートを作成する必要がある。 • 同じ名称の化学製品（物質）で、複数の規制文書に従って製造された化学製品（化学物質）については、それぞれ個別の安全性データシートを作成する必要がある。 <p>4.6 安全性データシートは、タイトルページおよび安全性データシートの第1項に示された、化学製品（化学物質）を市場に出すことに対し責任を負う、申請者組織の知的財産である。</p> <p>4.7 GOST 30333の4.2.9項に従って、安全性データシートは登録・再登録の対象となる。連邦国家統一企業「原材料、材料、および物質の標準化、情報、および認証のための全ロシア研究センター」は、2009年12月15日付けN 4547の技術規制と度量衡に関する連邦機関の命令に従って、安全性データシートの登録を管轄する。連邦国家統一企業</p>

法令名	R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」
	<p>「原材料、材料、および物質の標準化、情報、および認証のための全ロシア研究センター」は、安全性データシートのデータバンクを保有する。2014年10月4日付 N 1518 の技術規制と計量に関する連邦機関の長の命令により、連邦国家統一企業「原材料、材料、および物質の標準化、情報、および認証のための全ロシア研究センター」から連邦州統一企業「材料と技術の標準化のための全ロシア研究センター」に名称を変更した。</p> <p>4.8 安全性データシートは、最終的な文書である。すなわち、化学製品（化学物質）の特徴に適合し、化学製品（化学物質）の流通に必要とされる、すべての許可申請書の受領および発効後に登録されるべきものである。</p>

上記の通り、GHS に関する GOST が既に発行されているなかで、2019 年に新たに以下の GOST R が発行された。いずれも 2022 年 6 月 1 日に施行される。

- GOST R 58473-2019 「化学品の危険性分類／一般要求事項」
- GOST R 58474-2019 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」
- GOST R 58475-2019 「化学品の安全データシート／一般要求事項」

これら GOST R と上記の GOST は以下の通り、名称が一致している。しかし、その内容を比較すると、新たに追加された箇所も見られる。また、大きな相違点として、GOST には「国連 GHS に準ずる」旨が記されているが、GOST R にはそうした記述が見られないという点が挙げられる。

GOST R	GOST
GOST R 58473-2019 「化学品の危険性分類／一般要求事項」	GOST 32419-2013 「化学品の危険性分類／一般要求事項」
GOST R 58474-2019 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」	GOST 31340-2013 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」
GOST R 58475-2019 「化学品の安全データシート／一般要求事項」	GOST 30333-2007 「化学品の安全データシート／一般要求事項」

そのほかの具体的な差異として、例えば、GOST 32419-2013 「化学品の危険性分類／一般要求事項」と GOST R 58473-2019 「化学品の危険性分類／一般要求事項」を比較した場合

合、GOST R 58473-2019 では「1. 適用範囲」に定める適用範囲外が次のように追加されている。

GOST R 58473-2019	GOST 32419-2013
<ul style="list-style-type: none"> • 既製医薬品及び既製動物用医薬品 • 既製香水化粧品 • 地中にある有用資源 • 調理済み食品、栄養補助食品、食品添加物、既製飼料 • 喫煙及び非喫煙タバコ製品 • 電子ニコチン送達システム用の液体 • 埋立処分または処理の対象となる産業廃棄物 • 製品²⁰ 	<ul style="list-style-type: none"> • 既製医薬品及び既製動物用医薬品 • 既製香水化粧品

この他、GOST R 58473-2019 では「3. 主な用語」が大幅に追加された他、「4. 一般規定」が一部変更及び追加、また「5. その物理化学的性質に基づき危険性を判断した化学品分類」の記述内容にも多くの変更が見られる。

次に警告ラベルに関する GOST 31340-2013 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」と GOST R 58474-2019 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」の比較では、上記 GOST 32419-2013 と GOST R 58473-2019 の比較と同様に「1. 適用範囲」に定める適用範囲外が追加されている他、「4. 警告ラベルに関する要求事項」が大幅に拡大また変更されている。

最後に、GOST 30333-2007 「化学品の安全性データシート／一般要求事項」と GOST R 58475-2019 「化学品の安全性データシート／一般要求事項」を比較すると、GOST R 58475-2019 では「1. 適用範囲」に安全性データシートの適用範囲外が次のように追加記載されている。GOST R 58473-2019 及び GOST R 58474-2019 に似ているが、ここでは「埋立処分または処理の対象となる産業廃棄物」がない代わりに「放射性物質」「医療用品」が入っている。

- 地中にある有用資源
- 既製医薬品及び既製動物用医薬品
- 既製香水化粧品
- 放射性物質
- 調理済み食品、栄養補助食品、食品添加物、既製飼料
- 喫煙及び非喫煙タバコ製品

²⁰ ロシア語で“изделия”だが、その定義は記載されていないため、不明。

- 電子ニコチン送達システム用の液体
- 医療用品
- 製品

この他、GOST R 58475-2019 は GOST 30333-2007 を全面改訂した、殆ど別物と言っていい内容となっている。

【化学品の輸出入管理】

化学品を規制する法令として、そのほかには「ユーラシア経済委員会決定 2015 年 4 月 21 日付第 30 号『非関税規制措置について』」²¹がある。この決定では、ユーラシア経済連合域内の輸出入禁止または制限対象となる品目の統一リスト²²が定められており、主には国際条約（モントリオール議定書やストックホルム条約など）の対象物品が規制されている。ロシア財務省・連邦税関局へのヒアリング結果によると、「制限」対象となっている物品については「許可」を取得することが輸出入の条件であり、例えば規制対象となっているオゾン層破壊物質の場合には天然資源環境省の「環境保護・生態系安全分野国家政策管理局」から許可を取得しなければならない²³。

なお、ロシアでの化学品の通関について日系企業にヒアリングしたところ、「これまでに大きな問題は聞いたことはない」というコメントが殆どであり²⁴、現在の制度下では十分に対応できているものと推察される。

²¹ ユーラシア経済委員会決定 2015 年 4 月 21 日付第 30 号「非関税規制措置について」

https://docs.eaeunion.org/sites/storage1/Lists/Documents/2f2762e7-6ad2-4b76-8362-cec16f1a8ff7/95578e07-961c-458b-b86e-56063e83a603_%D0%A0%D0%B5%D1%88%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%2030%20%D0%BE%D1%82%2021%20%D0%B0%D0%BF%D1%80%D0%B5%D0%BB%D1%8F%202015%20%D0%B3.pdf

²² 規制対象品目リストは頻繁に改正されているため、上記のユーラシア経済委員会決定 2015 年第 30 号の原文ではなく、以下の web ページを参照することが望ましい。

http://www.eurasiancommission.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ediny_perechen_30.aspx

²³ 海外ヒアリング結果

²⁴ 国内ヒアリング結果

今後の予定

ここまでは現行の制度について紹介してきたが、現在、ロシアを含めたユーラシア経済連合の化学物質管理が大きく変わろうとしている。その中心となる法令が「ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017)『化学品の安全性について』」である。TR EAEU 041/2017 では既存化学物質のインベントリと、それに伴う新規化学物質管理制度の導入が進められており、さらに、その実施規則として位置付けられる 2 つの法令がいままさに議論されている。以下では、TR EAEU 041/2017 の解説、インベントリの作成状況、2 つの実施規則案について解説する。

【TR EAEU 041/2017 の解説】

「ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017)『化学品の安全性について』」は 2017 年 3 月 3 日にユーラシア経済委員会評議会にて承認され、2021 年 6 月 2 日に発効することとなっている。以下にその主な内容をまとめる²⁵。

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017)「化学品の安全性について」
URL	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19
目的	人の生命及び健康、財産、自然環境、動植物の生命及び健康を保護し、消費者（使用者）の誤解を招く行為に警告をすることを目的とする。
所轄官庁	産業貿易省（ロシア国内）
規制内容	本規則の構成 第 1 章 適用範囲 第 2 章 主な用語 第 3 章 化学品の識別規則 第 4 章 ユーラシア経済連合市場における化学品の流通規則 第 5 章 化学品の分類に関する要求事項 第 6 章 化学品の安全要求事項 第 7 章 化学品の表示に関する要求事項 第 8 章 警告表示に関する要求事項 第 9 章 安全性データシートに関する要求事項 第 10 章 技術規則の要求事項に対する化学品の適合性確保 第 11 章 新規化学物質の通知

²⁵ TR EAEU 041/2017 の各条文の内容については、以下の web サイトで販売している TR EAEU 041/2017 の日本語訳文書より一部引用した。

<http://elg.eulegg.com/index.html>

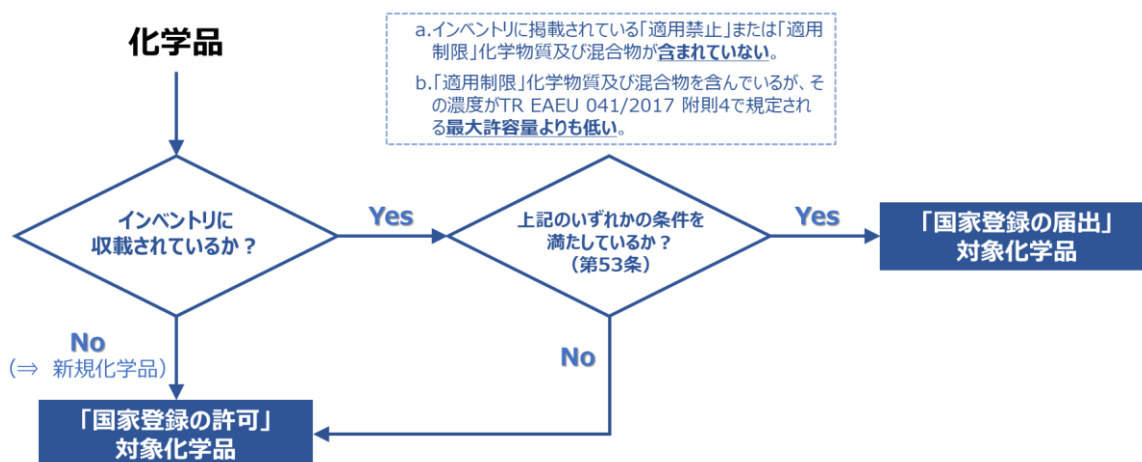
法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017) 「化学品の安全性について」
	<p>第 12 章 技術規則の要求事項に対する化学品の適合性評価</p> <p>第 13 章 ユーラシア経済連合市場製品流通統一記号の化学品への表示</p> <p>第 14 章 技術規則の要求事項の遵守に対する国家管理 (監督)</p> <p>附則 1 「ユーラシア経済同盟技術規則『化学品の安全性について』(TR EAEU 041/2017)」の効力が及ばない化学品の一覧</p> <p>附則 2 化学品に含まれる有害化学物質の含有量許容誤差</p> <p>附則 3 化学的安全性に関する報告書の内訳</p> <p>附則 4 化学品に含まれる使用制限化学物質の限界含有値</p> <p>附則 5 化学品の国家登録申請書 (書式)</p> <p>附則 6 化学品の通知国家登録証明書 (書式)</p> <p>附則 7 化学品使用許可証 (書式)</p> <p>第 3 章 化学品の識別規則</p> <ul style="list-style-type: none"> • 化学品の識別とは以下を含む手続きである。(第 6 条) <ul style="list-style-type: none"> (a) 化学品の名称の特定 (b) 化学品の化学物質又は混合物への帰属 (c) IUPAC 命名法及びアメリカ化学会の CAS レジストリに登録された化学物質の特定番号 (以下、CAS No.) に従った化学物質の名称の特定 (ある場合) (d) 識別される構成成分の組成に含まれる各成分に対して IUPAC 命名法及び CAS 登録番号に従った名称を定めることによる、混合物の化学成分の特定。 (e) 化学品の組成中に 0.1%を超える濃度で新規化学物質が含まれるかの特定 (f) 化学品の組成に含まれる化学物質が以下のどの物質に該当するかの特定； <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新規化学物質 ➤ ユーラシア経済連合の関税領域内での適用が禁止されている化学物質 ➤ ユーラシア経済連合の関税領域内での適用に制限のある化学物質 (g) 化学品の適用範囲の特定

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017) 「化学品の安全性について」
	<ul style="list-style-type: none"> • 化学物質の化学成分を特定においては、以下が識別されなければならない。(第7条) <ul style="list-style-type: none"> (a) 基本化学物質 (b) 添加物や不純物の組成に含まれる危険化学物質。それらが、自主的に適用することで本技術規則の要求事項遵守が保障される規格一覧に含まれる規格で示される濃度値を超える量で存在する場合。 • 混合物の化学成分の特定においては、以下が識別されなければならない。(第8条) <ul style="list-style-type: none"> (a) 10%を超える濃度で存在する化学物質 (b) 自主的に適用することで本技術規則の要求事項遵守が保障される規格一覧に含まれる規格で示される濃度値を超える量で存在する危険化学物質 <p>第4章 ユーラシア経済連合市場における化学品の流通規則</p> <ul style="list-style-type: none"> • ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿のなかに情報がない場合、新規化学品として識別されなければならない。その組成に含まれる新規化学物質は、本技術規則の第46項から第48項に従って、当該化学物質を含む化学品のユーラシア経済連合の関税領域に向けた出荷までに通知されなければならない。(第11条) <p>第5章 化学品の分類に関する要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 化学品の分類は、当該製品の製造者（製造者の全権代理人）、輸入者によって行われる。化学品の分類は、自主的に適用することで本技術規則の要求事項への適合性が保障される国際規格及び地域規格（多国間規格）、そのような規格がない場合は国内規格の一覧に従って行われる。(第14条) <p>第7章 化学品の表示に関する要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 化学品の表示は、製品パッケージ又はパッケージに貼り付けられるそのラベルに直接施されなければならない。警告表示の要素は、化学品の表示に含まれる他の情報と比較して目立つものでなければならない。また、多国間規格 GOST 31340-2013 に適合していなければならない。(第33条)

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017) 「化学品の安全性について」
	<p>第 8 章 警告表示に関する要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 警告表示は、絵表示、シンボル、注意喚起語の形で貼り付けられ、多国間規格 GOST 31340-2013 に従った危険警告措置の記述を含む。(第 35 条) <p>第 9 章 安全性データシートに関する要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全性データシートに含まれなければならない情報に対する要求事項は、多国間規格 GOST 30333-2007 に記載されている。(第 39 条) <p>第 11 章 新規化学物質の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の通知は、ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿にその情報を記入することによって実現される。(第 46 条) <p>第 12 章 技術規則の要求事項に対する化学品の適合性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学品は、ユーラシア経済連合の関税領域に出荷される前に適合評価を受ける。(第 49 条) 化学品の本技術規則の要求事項への適合評価は、以下の形式で実施される。(第 50 条) <ul style="list-style-type: none"> (a) 国家登録の届出 (b) 国家登録の許可 <p>第 13 章 ユーラシア経済連合市場製品流通統一記号の化学品への表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 本技術規則及び効力が及ぶ他の連合（関税同盟）技術規則の要求事項へ適合しており、本技術規則の規定に従って適合評価手続きを経た化学品は、連合市場製品流通統一記号による表示がされる。(第 67 条)

TR EAEU 041/2017 によると、全ての化学品（化学物質または混合物）が適合評価の対象となるが、その適合評価のフローをまとめると下図の通りとなる。インベントリに収載されていない化学品については「新規化学品」として、国家登録許可を申請しなければならない。一方でインベントリに収載されている場合だが、こちらは TR EAEU 041/2017 の第 53 条で規定される条件をもとに更に判定され、条件を満たせば国家登録届出を申請し、満たしていない場合には国家登録許可の対象となる。なお、附則 4 で規定される適用制限化学物

質の最大許容値は発がん性、変異原性、生殖毒性（CMR）および水性環境有害性から成り、具体的なリストについては後述する「ユーラシア経済委員会命令（案） ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」の附則 7 で規定される。一方で適用禁止化学物質については、ユーラシア経済委員会による個別決定にもとづき定められることとなる。



TR EAEU 041/2017 に基づく化学品の判定

TR EAEU 041/2017 の附則 4 に基づく危険有害性の最大許容量

物質の危険有害性	濃度（重量%）
発がん性物質（クラス 1、2）	0.1
変異原性物質（クラス 1）	0.1
変異原性物質（クラス 2）	1.0
生殖毒性物質（クラス 1、2）	0.1
水生環境慢性有害性物質（クラス 1）	1.0

全ての化学品について届出または許可のいずれかを申請することとなるが、両者を比較すると以下の通りである。許可の申請において(d)の情報が要求される点が異なり、化学品に関する詳細なデータが必要となる。必要書類が提出された後に各国の権限機関で審査され、問題がなければ、届出については 10 営業日以内に「国家登録届出証明書」（附則 6 の様式に基づく）が、許可については 45 営業日以内に「化学品使用許可書」（附則 7 の様式に基づく）が発行され、インベントリに登録される仕組みとなっている。届出登録証明書に関しては無期限で有効だが、化学品使用許可書の方は有効期限が 5 年間となっている。ただし、5 年の間に不適合の指摘を受けなければ、自動的に再登録される。

TR EAEU 041/2017 に基づく国家登録の届出と許可の差異

項目	国家登録の届出	国家登録の許可
必要書類	<p>(a) TR EAEU 041/2017 の附則 5 の様式に従った国家登録申請書</p> <p>(b) TR EAEU 041/2017 の第 36 条～第 43 条に従って作成された安全性データシート</p> <p>(c) 試験機関で実施された試験レポート、または公式な情報源から得られた情報を含む文書。試験レポートは、インベントリに含まれる化学品および計算によって分類することができる化学品に対しては適用されない。</p>	<p>(a) TR EAEU 041/2017 の附則 5 の様式に従った国家登録申請書</p> <p>(b) TR EAEU 041/2017 の第 36 条～第 43 条に従って作成された安全性データシート</p> <p>(c) 試験機関で実施された試験レポート、または公式な情報源から得られた情報を含む文書。試験レポートは、インベントリに含まれる化学品および計算によって分類することができる化学品に対しては適用されない。</p> <p>(d) TR EAEU 041/2017 の第 48 条で規定される以下の情報；</p> <ul style="list-style-type: none"> • 附則 3 の様式に従った化学的安全性に関する報告書 • IUPAC 命名法に従った化学物質の名称 • 化学物質の構造式 • CAS 登録番号 • 化学物質の機器分析データ • 化学物質の予測される適用範囲 • 化学物質の予測される廃棄（再加工）手順 • 化学物質の輸送方法、事故防止装置及び事故時の処理方法 • 管理の分析方法 • 化学物質の物理化学データ • 化学物質の毒性データ • 化学物質の生態毒性データ • 生体蓄積、発がん性、突然変異性、毒性を特定するための化学物質の試験レポートのコピー（TR EAEU 041/2017 の施行日から 2 年間は他のラボラトリーにおける試験の実施が認められる）
審査日数	10 営業日	45 営業日
発行文書	国家登録届出証明書 (附則 6 の様式に基づく)	化学品使用許可書 (附則 7 の様式に基づく)

期限	無期限	5年間
----	-----	-----

TR EAEU 041/2017におけるリスク評価制度についての詳細は不明だが、後述する「ユーラシア経済委員会命令（案）新規化学物質の通知」および「ユーラシア経済委員会命令（案）ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」のなかで今後明確に規定されるものと思われる。なお現在のドラフトでは、新規化学物質の登録において必要な情報として、一般情報、製造・使用・流通に関する情報、物理化学試験・毒性試験・生態毒性試験結果、長期曝露評価、導出無影響レベル（DNEL）、環境有害性評価などのデータが挙げられている。

以上が TR EAEU 041/2017 の主な内容であるが、本規則は基本的に化学品を規制するものであり、附則 1 には適用除外用途として研究開発用化学品、医薬品、食品、化学産業廃棄物、製品中の化学品、トランジットの化学品など 9 種類が指定されている。「製品中の化学品」が適用除外に挙げられていることから、EU REACH で規定される「成形品」については TR EAEU 041/2017 の対象外であると考えられる。

【インベントリの作成状況】

次に、「ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿」（以下、インベントリ）の状況について解説する。

ユーラシア経済委員会評議会決定 2017 年 3 月 3 日付第 19 号によると、本来であれば 2018 年 12 月 1 日までにインベントリの作成に関する実施規則に相当する文書が承認、発効される予定であった。しかしながら、同文書についてはいまだ検討段階にあり、産業貿易省によると①コンサルテーション、②作業部会、③EEC 会議という 3 段階のプロセスを経て承認されることになるが、すでに①は済んでおり、現在は②の段階にあるという²⁶。

関係する法令文書がいまだ定まっていななかで産業貿易省は、2019 年 5 月 13 日、インベントリ作成のための情報収集を目的として、企業に対して 2019 年 8 月 10 日までに化学品に関する情報を提出するよう求める文書²⁷を公開した。なお、その際の実務上の問い合

²⁶ 海外ヒアリング結果

²⁷ 産業貿易省公式書簡 2019 年 5 月 13 日付 No. EB-30646/13 「化学物質インベントリについて」
https://ciscenter.org/upload/iblock/007/pismo_pmt.pdf

わせ窓口および情報提出テンプレートのダウンロード先として指定された機関が「非営利組織 規制実務合意に関する CIS 加盟諸国の調整情報センター (Coordinating Informational Center of CIS Member States on approximation of regulatory practices)」(以下、CIS Center) である。

具体的な情報提供については、産業貿易省が運営する「国家産業情報システム (GISP)」から行う。なお、インベントリにおいて情報提供の主体 (申請人) となるのは、「ロシア連邦域内でロシア連邦法に従い登録された、化学物質の製造者 (製造者の代理人) また輸入者である法人または個人事業者 (ロシア連邦の居住者)」であり、該当者は必要に応じて国家産業情報システムのサイトから手続きをするよう産業貿易省が呼びかけている。

新規ユーザーの登録方法：https://gisp.gov.ru/new_user/gisp.php

インベントリのサイト利用方法：<https://gisp.gov.ru/cheminv/i/>

また、2019年11月7日に産業貿易省は、企業による化学物質情報提供のためのガイドライン²⁸を公開した。ガイドラインでは、情報提供の対象となる化学物質として「化学品に0.1%以上の濃度で含まれるもの」を指定、混合物やポリマーの成分の明記、テンプレートへの記入すべき情報、テンプレート記入に際しての注意事項など全15項目がまとめられている。

本来であれば情報収集期限は2019年8月10日までだったが、その期限を「2020年5月1日」まで延期することを規定した公式文書²⁹を産業貿易省が2020年2月17日に公開した。この文書では期限の延期のほか、以下を強調し、企業に注意を促している点にも注目したい。

国家産業情報システム (URL: <https://gisp.gov.ru/cheminv/i/>) における企業 (組織) のマイページから必要な情報を適時に送付するよう、また各社の生産工程で使用されている原料及び補助剤を提携により供給している組織にも当該情報を伝えるよう、願います。こうした提言を行う理由は、ユーラシア経済連合技術規則「化学品の安全性について」(TR EAEU 041/2017) の発効後は、ユーラシア経済連合の化学物質及び混合物登録簿に記載されていない全ての化学物質について、化学物質市場に入れるために非常に時

²⁸ 産業貿易省公式書簡 2019年11月7日付 No. EB-78723/13 「化学物質インベントリ枠内での情報収集開始について」

同通達に添付されているガイドラインの名称は「ロシア連邦内で流通およびその計画がある化学物質 (混合物の成分となるものを含む) のインベントリ登録を行うにあたり、産業・貿易界で活動する主体からもたらされる情報を取り込むため構築された産業情報システム・GISP のリソースを利用してのデータ収集の実施ガイドライン」

http://minpromtorg.gov.ru/common/upload/files/docs/Pismo_EVL_s_metod.rek-mi.pdf

²⁹ 産業貿易省公式書簡 2020年2月17日付 No. EB-10702/13 「化学物質インベントリの情報収集期限の延長について」

https://ciscenter.org/upload/iblock/doc/pismo_inventar.pdf

間を要する届出の手続きを経なければならなくなり、これにより原料の供給及び完成品製造のスケジュールに破綻が生ずる可能性があるためである。

なお産業貿易省によると、2020年5月までにロシア国内でのインベントリの情報収集作業を完了したいが、国内企業のなかで登録を忘れていた企業がいるかもしれないので、その後も移行期間を2年間設定し、インベントリに追加できるようにする可能性はあるという³⁰。ただし、その場合には市場で流通していることを示す文書が必要となる。また、この情報収集作業は、同じくユーラシア経済連合を構成する他の4か国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス）でもすでに開始されており、最終的には5か国の情報が揃った後に1つのインベントリに統合されることとなる³¹。

インベントリに関する情報収集への対応状況について日系企業にヒアリングしたところ、申請を行った企業からは以下の回答が得られた。

- 約30物質を申請した。
- 10～20物質を申請した。（申請作業における）問題は特に認識していない。
- 27物質を申請した。反応混合物を登録しようとしたときに、Cas No.を持たないためそのままでは登録できず、構成成分に分割して成分毎のCas No.で登録することになった。
- 数種の物質を申請した。
- 500物質程度を申請した。作業上、特に問題になることはなかった。

一方で、申請を希望しているにもかかわらず、それができなかった企業からのコメントや制度の問題点として以下が挙げられた。

- 申請したが、記載内容に不備があり却下された。
- 情報を入手するのが遅く、準備が間に合わなかった。
- 当局からの情報発信が遅くかつ薄く、困っている。予備登録の対象物質範囲の解釈が各社で異なっているようで、現場に混乱が生じている。
- 期限の変更に関する発表が適切な時期に行われぬ。
- 地域や言語の問題で情報が得られず困った。

そのほかのコメントとしては、ポリマーや混合物に関する扱いについて現状は不透明である点が指摘された。

³⁰ 海外ヒアリング結果

³¹ 海外ヒアリング結果

【2つの実施規則案】

TR EAEU 041/2017 について、最後に、その実施規則に相当する 2 つの法令文書案（第 2 段階文書とも言われる）を解説する。すでに述べたように、当初のスケジュールに従えば 2018 年 12 月 1 日までに以下の 2 つの文書が承認、発効されている予定であった。いずれも 2018 年 5 月 30 日よりドラフトの公開協議が始まってはいるものの、いまだ承認されていない。

- ユーラシア経済委員会命令（案） 新規化学物質の通知
- ユーラシア経済委員会命令（案） ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持

それぞれのドラフトの検討状況、原文、産業界からのコメントなどの情報は以下の web ページより確認できる。

https://docs.eaeunion.org/ria/en-us/0102992/ria_29052018

前者の「ユーラシア経済委員会命令（案） 新規化学物質の通知」だが、こちらは新規化学物質の通知手続きに関する細かな規定や、TR EAEU 041/2017 の第 48 条で規定される「化学的安全性に関する報告書」に記載すべき内容の詳細を定めている。主には以下の通り。新規化学物質のデータは複数人での共同提出も可能であり、また、試験に時間を要する場合は 2 回に分けて提出することについても規定している。そのほか、ポリマーの通知や企業秘密情報（CBI）についても触れられている。

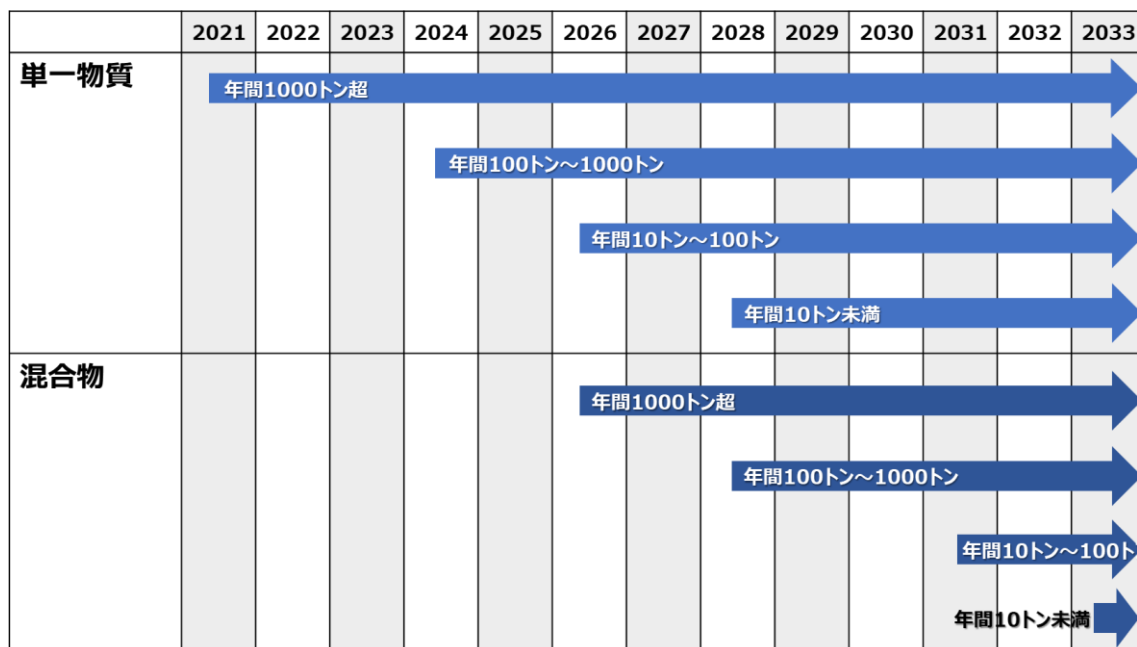
- ポリマーの通知は、モノマーに基づいて行われる。ポリマーは通知の対象にならない。（第 3 条）
- 新規化学物質に関する情報を段階的に提出する場合、申請者は、最初の段階で、附則 2 に基づく化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項のパート I で規定されている範囲で、新規化学物質に関する情報と更なる研究のための戦略を提出する。（第 12 条）
- 更なる研究のための戦略は、申請者が第 2 段階で、附則 2 に基づく化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項のパート II で規定されている、新規化学物質に関する情報を、決められた期間内に提出する。（第 13 条）
- 更なる研究のための戦略は、申請者によって自由形式で作成され、以下の情報を含む。（第 14 条）
 - (a) 長期にわたる試験が必要と思われる、新規化学物質の特性に関する欠落したデータのリスト。
 - (b) 欠落したデータを取得するために必要な試験のリスト（試験方法の名称と、この試験の要件を確立する標準化文書の番号を含む）。
 - (c) 試験の順番とデータを取得する時期。

- (d) 申請者が、化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項のパート II で規定されている新規化学物質に関する情報を提出する期限。ただし、3 年を超えてはならない。
- 外国語で提出するすべての文書には、申請者が認定したロシア語翻訳を添付する。外国語で書かれた試験プロトコルについては、試験の条件とその結果を簡潔にまとめたものの翻訳が良い。(第 16 条)
 - 新規化学物質の通知は、複数の申請者によるデータの共同提出が許可される。(第 18 条)
 - 新規化学物質の通知のために申請者が提出した文書は、登録簿の非公開部分となり、登録簿の公開の対象ではなく、全権委任された組織のみが使用できる。(第 38 条)
 - 登録簿の非公開部分で提供される情報は、機密情報である。(第 39 条)
 - 更なる機密性の取り扱いは、この情報を提供した申請者の合理的な要求によって、確立されうる。(第 40 条)

次に「ユーラシア経済委員会命令（案） ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」では、本文以外に 9 つの附則がある。附則 3 では、化学物質の危険有害性の分類結果や毒性データを集めた他国の公式情報源（日本、EU、米国、豪州など）の URL が掲載されている。そのほか附則 7 では制限化学物質のリストが掲載されている。

- 附則1 インベントリの結果に基づいたユーラシア経済委員会への提出を目的とする同盟国の領土に流通する化学物質に関する情報の構成
- 附則2 化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項
- 附則3 化学物質に関する公式情報源リスト
- 附則4 ユーラシア経済同盟の情報ポータルにおける公開を目的とした化学物質に関する情報の構成
- 附則5 混合物の登録簿の国内部分の情報および文書の構成
- 附則6 ユーラシア経済連合の情報ポータルにおける公開を目的とした化学物質に関する情報の構成
- 附則7 ユーラシア経済同盟の関税地域における使用が制限される化学物質のリスト
- 附則8 化学物質の情報提供に関する推奨事項
- 附則9 標準的に提供される化学物質の情報

最後に化学品の登録スケジュールについて、現在のユーラシア経済委員会評議会決定案³²では、以下の通りとなっている。申請者の年間取扱量によって段階的に実施されていく見込みであり、混合物の登録については2026年から開始される予定である。なお、いずれも当該年の6月2日が開始日に指定されている。



TR EAEU 041/2017 に基づく登録スケジュールの案

以上が、TR EAEU 041/2017 に関する現状である。発効は2021年6月2日と設定されており、それに向けてインベントリの整備と実施規則の作成が進められてはいるものの、いまだ不透明な点も多く、産業界でも混乱が生じているのが実状である。また、混合物の登録という他の国では見られない制度もあり、これからますます懸念事項が増えていくことが予見されるため、ユーラシア経済委員会、ロシア産業貿易省、CIS Center などの関連組織が発表する情報を適宜参照していくことがまずは必要と言える。

³² 「ユーラシア経済委員会評議会決定案『ユーラシア経済連合の化学物質と混合物の登録簿の作成と維持の手順および新規化学物質の通知手順の承認について』」

https://docs.eaeunion.org/ria/ru-ru/0113158/ria_29052018_mdoc.pdf

2.3 PRTR

ロシアでは PRTR に関する法令は確認できない。

PRTR を掲げるオーフス条約について、ロシア政府は批准する意図があることを繰り返し表明しており、2011 年末、天然資源省（現在の天然資源環境省）の公式 HP で、同省は「現在、関連する連邦法の草案を作成し、オーフス条約の批准に関する省の提案は、連邦執行機関によって承認されている」と発表した³³。その後 2012 年の初め、当時のメドベージェフ大統領は、近々、オーフス条約とエスポー条約の批准に関する法案が下院に提出されることを発表し、大統領は、環境問題に取り組む市民社会制度と人権の発展に関する会議の代表者たちと懇談した。しかし、その後も、ロシア政府はオーフス条約を批准していないのが現状である。

³³ PRTR に関するロシア政府のこれまでの経緯についてのニュース
<https://bellona.ru/2016/12/05/pravovoy-dolgostroy/>

2.4 毒物

制定の経緯

ロシアでの毒物・劇物の管理は以下の2つの法令にもとづき規制されている。

- ロシア連邦政令 1996年3月16日付第278号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への輸入及びロシア連邦からの輸出の手続きについて」
- ロシア連邦政令 1996年8月3日付第930号「ロシア連邦政令 1996年3月16日付第278号で承認されたロシア連邦への輸入及びロシア連邦からの輸出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」

前者の法令は、ロシアへの輸入及びロシアからの輸出を国が管理するための手続きを定めるもので、後者はその規制対象物質を定めている。

現行の法令の内容

法令名	ロシア連邦政令 1996年3月16日付第278号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102040146
目的	麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシアへの輸入及びロシアからの輸出を国が管理するための手続きを定める。
所轄官庁	産業貿易省、連邦保健分野監督庁、連邦自然利用分野監督庁
規制内容	<ul style="list-style-type: none">• 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出は、産業貿易省が発行するライセンス及びロシア連邦政府が定める品目表に基づいて行われる。ライセンス交付の根拠となるのは、連邦保健分野監督庁（Roszdravnadzor : Federal Service for Surveillance in Healthcare）及び連邦自然利用分野監督庁（Rosprirodnadzor : Federal Service for Nature Management Supervision）の然るべき許可である。（第2条）• 許可を求める申請人は、連邦保健分野監督庁に以下の書類を提出する（ロシアの法律に定める規定に従った電子署名で認証された電子文書形式による連邦国家情報システム「国家及び地方自治体サービス（職務）統一ポータルサイト」の使用を含む）。（第3条）

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手續きについて」
	<ul style="list-style-type: none"> (a) 紙媒体または電子文書形式による紹介状 (b) 医薬品製造ライセンスまたは医薬品業務ライセンスの存在に関する情報（医薬品として登録された、麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物を搬入（搬出）する場合）。 連邦保健分野監督庁は必要に応じて省庁間情報相互運用（省庁間オンライン連絡統一システムを使用した電子形式によるものを含む）を用いて、申請人が医薬品製造ライセンスを有しているかに関する情報を産業貿易省に照会する。 (c) 供給契約書の写し (d) 代理店として法人が申請人になる場合は、代理業務契約書の写し (e) 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の搬入の妥当性を裏付ける然るべき保健機関の陳情書（搬入のみ） (f) 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出に関する実施報告書を、内務省地方支部に提出するという申請人の約定書 (g) 輸出者（輸入者）の設立文書の写しで、公証人の認証を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> • ライセンス手續きのため、産業貿易省に以下を提出する。（第 4 条） <ul style="list-style-type: none"> (a) ライセンス交付申請書（2 部） (b) 連邦保健分野監督庁の許可書（麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物を搬入／搬出する場合） (c) 連邦自然利用分野監督庁の許可書（麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない毒物を搬入する場合） (d) 供給契約書の写し (e) 輸出者（輸入者）の設立文書の写し • 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシアへの搬入及びロシアからの搬出について本規定に定める手續きに違反があった場合、当該物を搬入（搬出）する者はロシアの法律に従い責任を負う。（第 5 条）

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102042821
目的	ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」の第 2 条を実施するために、規制対象品目を定める。
所轄官庁	産業貿易省、連邦保健分野監督庁、連邦自然利用分野監督庁
規制内容	<p>本政令の品目表は当初は「I. 麻薬」「II. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物」「III. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない毒物」の 3 部で構成されていたが、このうち「I. 麻薬」の部分についてはロシア連邦政令 2007 年 8 月 18 日付第 527 号によって削除された。</p> <p>最新版（2017 年 5 月 25 日付改正版）での、II および III のリストは以下の通りである。</p> <p>II. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物</p> <ul style="list-style-type: none"> • ベナクチシン（アミシル） • クロニジン • レボメプロマジン • プロピルヘキセドリン • シドノフェン • 麦角 • 麻黄 • トラマドール（トラマール） • クロロホルム • クロロエチル • セフェドリン • シクロドール • エルゴタール <p>III. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない毒物</p> <ul style="list-style-type: none"> • トリカプト • アコニチン • アルドリン • アセクリジン

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
	<ul style="list-style-type: none"> • シアン化バリウム • ヒヨスチアミン塩基 • Hyoscyamine camphorate • 硫酸ヒヨスチアミン • グリフトール • ディルドリン • ヘビ毒 • カルバコリン • メルカプトホス • メチルアルコール • 三酸化二砒素（無水亜砒酸） • 五酸化二砒素（無水砒酸） • ヒ酸ナトリウム及びその剤形 • ノバルセノール • プロメラン及びその剤形 • 精製された蜂毒 • シアン化水素酸（青酸）（※） • スコポラミン臭化水素酸塩 • 水銀塩 • ストリキニーネ硝酸塩及びその剤形 • ベラドンナアルカロイド • テトラカルボニルニッケル • 新鮮なトリカブトズンガリアン • リン化亜鉛 • 白燐（黄燐） • シアン化カリウム※、シアン化ナトリウム*及びその他の金属シアン化物 • シアン化合物（※） • ツィクロン（※） • シンコニン • ホミカエキス • エチル燐酸第二水銀

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
	<ul style="list-style-type: none"> • エチル塩化第二水銀 <p>(※) これらの二重用途化学物質は、化学兵器及び生物兵器の拡散防止に関するロシア連邦の国際的義務に従う輸出管理の対象ともなる。したがって、これら化学物質の輸出はロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号に基づいて実施される。ロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号「化学兵器の製造に利用することのできる化学物質、装置、技術に係る対外経済活動に対する管理の実施に関する規定の承認について」³⁴では、化学兵器禁止条約 (CWC) に基づくロシア連邦の国際的義務の履行を確保し、国益を守るため、ロシア連邦大統領令 2001 年 8 月 28 日付第 1082 号で承認された「化学兵器の製造に利用することが可能で輸出管理の対象となる化学物質、装置、技術の目録」に記された物品に係る対外経済活動に対して管理を実施する手順を定めており、ここには輸出入許可を受けるための手順も記されている。</p>

³⁴ ロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号「化学兵器の製造に利用することのできる化学物質、装置、技術に係る対外経済活動に対する管理の実施に関する規定の承認について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102072774>

2.5 労働安全衛生

制定の経緯

労働安全衛生分野での化学物質管理として、作業場における空気中の有害物質の最大許容濃度を定める法令「衛生基準 2.2.5.3532-18『作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度』」がある。この法令は、ロシア連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」及びロシア連邦政令 2000 年 7 月 24 日付第 554 号「ロシア連邦国家衛生防疫局に関する規定及び国家衛生防疫規制に関する規定の承認について」に基づき、ロシア連邦国家衛生医師長決定 2018 年 2 月 13 日付第 25 号で承認された。ただし、本衛生基準の有効期限は 2028 年 2 月 10 日までと定められている。

現行の法令の内容

法令名	衛生基準 2.2.5.3532-18 「作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度」						
URL	http://docs.cntd.ru/document/557235236						
目的	工場建物の設計、生産工程、換気設備、生産環境の品質管理、疾患予防に関連する業務を行う法人及び個人事業主に対して、有害物質の空気中の最大濃度を定める。						
所轄官庁	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁						
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度が一覧になった表には「物質番号」「物質名」「CAS 番号」「化学式」「最大許容濃度 (MPC) (単位: mg/m³)」「生産環境の空気中で優勢的な凝集状態」「危険クラス」「全身作用の特徴」が記されている。 規制対象となる物質は 2495 ある。 						
				最大許容 濃度 (MPC) mg/m ³	生産環境の空 気中で優勢 な凝集状態	危険 等級	全身作用 の特徴
Номер вещества	Наименование вещества	Номер CAS	Формула	Величина ПДК, мг/м ³	Преимущественное агрегатное состояние в воздухе в условиях производства	Класс опасности	Особенности действия на организм
1	2	3	4	5	6	7	8
1.	Абразивный порошок из медеплавильного шлака			~10	a	4	Ф
2.	В1а, А2а, А1в, А2в, В1в, В2в); (Авермектины смесь; Авертин N)			0,05	a	1	
(中略)							
2494	2-(2-Этоксипрокси) этанол (этиловый эфир дитиленгликоля)	111-90-0	C ₆ H ₁₄ O ₂	5	n+a	3	
2495	Эфиры на основе синтетических жирных кислот C ₁₁₋₁₅			5	n+a	3	

運用状況

労働衛生分野を所管する連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁が検査、取り締まりをおこなっており、ホームページなどでその結果を公開している。例えば、ニジニノブゴロド州における 2019 年第 1 四半期の検査結果³⁵によると、上記の衛生基準 2.2.5.3532-18 を含む、以下の法令に関する違反が確認された。

1. 衛生基準 2.2.5.3532-18 「作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度」
2. SanPin (衛生・疫学規則と基準) 2.2.2.1327-03 「製造の段取り、生産設備および器具に関する衛生基準」
3. SanPin1.1.1058-01 「衛生規則の遵守および衛生・疫学的対策（予防対策）のための、生産管理の段取りおよび実施」
4. 関税同盟技術規則 (TR CU 019/2011) 「個人用保護具の安全について」
5. ロシア保健・社会開発省令 302N 「事前・定期健診の実施を義務とする危険およびまたは有害な業務とその要因リストの承認、および重労働や危険およびまたは有害な業務を行う労働者の義務である事前・定期健診の実施手順に関する承認について」

具体的な違反内容としては以下の通り。

- 衛生防疫対策を計画、実行していない。
(例) 専門機関による法令にもとづく共用吸排気装置作業効率の定期点検を行っていない。吸排気設備の効率性を上げるための対策を迅速に行っていない。検査・測定による生産管理を行っていない。
- 各事業において、作業空間全体の有害物質排気用吸排気装置もしくは局所排気装置がない、または稼働していない。
- 検診の必要な職員数リストを雇用者が作成し手続するが、それがロシア消費者権利保護・福祉監督庁 地方管理局に事前に提出されない (ロシア保健・社会開発省令 2011 年 4 月 12 日付 付属書 3k の第 21 項に違反する)。
- 定期健診が必要な職員数・氏名のリストに、その要因となる作業環境・工程が明確に記載されていない。
- 製造現場での危険・有害要因から自らを防護する作業服、作業靴その他の個人用保護具を企業職員にしかるべく支給されない。また作業服や個人用保護具を SanPin 2.2.2.1327-03 「製造の段取り、生産設備および器具に関する衛生要件」の規定通りに着用せず作業を行う。

³⁵ 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による労働衛生に関する検査の結果

<http://www.52.rosпотребнадзор.ru/content/доклад-по-правоприменительной-практике-управления-федеральной-службы-по-надзору-в-сфере-1>

今後の予定

上記の通り、作業場での有害物質濃度を規制する法令はあり、非常に膨大な数の化学物質が規制されているが、日本の労働安全衛生法で規定される特定の化学物質に関するリスクアセスメントのような制度については、ロシアでは確認できなかった。

2.6 消防

制定の経緯

ロシアにおける消防関連の法律としては、「連邦法 2008 年 7 月 22 日付第 123-FZ 号『火災安全要求事項に関する技術規則』」があるが、本法は火災安全を目的としたもので、防火システム、消火設備、建物設計、消防道具などの要求事項を規定しているものの、化学物質の管理については触れられていない。消防も含めた産業安全という視点で見た場合、以下で解説する「連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号『危険生産施設の産業安全について』」のなかで、特定の危険物質を取り扱う施設が「危険生産施設」として規制されている。

現行の法令の内容

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」 ³⁶
URL	http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0
目的	危険生産施設を安全に運転するために必要な法的、経済的、社会的な基盤を定めるものであり、危険生産施設における事故を防止し、危険生産施設を運転する法人及び個人事業主に対して事故の封じ込め及び処理に備えさせることを目的としている。
所轄官庁	連邦環境・技術・原子力監督庁 (Rostekhnadzor)
規制内容	<ul style="list-style-type: none">• 本法の構成：<ul style="list-style-type: none">第 I 章 総則<ul style="list-style-type: none">第 1 条 主な用語第 2 条 危険生産施設第 3 条 産業安全要求事項第 4 条 産業安全分野の法規制第 5 条 産業安全分野の連邦行政機関第 II 章 産業安全の基本原則<ul style="list-style-type: none">第 6 条 産業安全分野での活動

³⁶ 連邦法「危険生産施設の産業安全について」の日本語仮訳は以下のページにて閲覧可能である。
<https://www.jniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/russia/law/HazardousIndustrialFacilities/index.html>

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」 ³⁶
	<p>第 7 条 危険生産施設で使用される装置</p> <p>第 8 条 危険生産施設の設計、建設、改修、大規模修繕工事、操業開始、設備更新、一時閉鎖、閉鎖に関する産業安全要求事項</p> <p>第 9 条 危険生産施設の操業に関する産業安全要求事項</p> <p>第 10 条 危険生産施設での事故の封じ込め及び処理活動に向けた準備に関する産業安全要求事項</p> <p>第 11 条 産業安全管理及び産業安全要求事項の遵守に対する生産管理に関する要求事項</p> <p>第 12 条 事故原因調査</p> <p>第 13 条 産業安全審査</p> <p>第 14 条 産業安全申告書の作成</p> <p>第 14.1 条 産業安全分野における職員の育成及び履修</p> <p>第 15 条 危険生産施設で起きた事故または事件によってもたらされた損害に対する強制賠償責任保険</p> <p>第 16 条 産業安全分野における連邦国家監督</p> <p>第 16.1 条 危険生産施設を建設、改修するときの国家監督</p> <p>第 16.2 条 産業安全分野における公共管理</p> <p>第 17 条 産業安全分野で法律に違反した場合の責任</p> <p>第 17.1 条 危険生産施設で起きた事故または事件によって国民の生命または健康が受けた被害に対する責任</p> <p>第 III 章 最終規定</p> <p>第 18 条 本連邦法の発効</p> <p>附則 1 危険生産施設</p> <p>附則 2 危険生産施設の分類</p> <p>表 1 危険物質の名称と数量に応じた危険等級の分類</p> <p>表 2 危険物質の種類と数量に応じた危険等級の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 危険生産施設は、本法の附則 2 の基準に従い、以下の 4 つの危険クラスに分類される。(第 4 条) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 危険クラス I 非常に高い危険度 ➤ 危険クラス II 高い危険度 ➤ 危険クラス III 中程度の危険度

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」 ³⁶
	<p>➤ 危険クラス IV 低い危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> • 産業安全要求事項は、非常事態からの住民及び地域の保護、住民の衛生防疫、環境保護、環境安全、火災安全、労働安全衛生、建設分野の基準に、また技術規制に関するロシア連邦法に従い定められた強制要求事項に適合しなくてはならない。(第 3 条) • 附則 2 で示される規定量の危険物質を生産、使用、加工、形成、保管、輸送、または廃棄する、危険性クラス I および II に分類される危険生産施設においては「産業安全申告書」を作成することが義務付けられる。(第 14 条) • 危険生産施設の定義 (附則 1) <ol style="list-style-type: none"> 1) 次の危険物質を附則 2 に示す数量において生産、使用、加工、発生、保管、輸送、処分する施設 <ol style="list-style-type: none"> a) 可燃性ガス — 常圧かつ空気と混合することで可燃性となる、常圧で沸点が摂氏 20 度以下の気体 b) 酸化剤 — 発熱酸化還元反応により燃焼を持続させ、他の物質を発火させる物質 c) 発火性物質 — 自然発火することのできる、また発火源から引火して発火源を除いた後も自ら燃焼することのできる液体及び気体 d) 爆発物 — 特定の外部作用を受けたときに熱及びガスの発生を伴う急速な自己伝播性の化学変化を起こしうる物質 e) 有毒物質 — 生物に作用することでこれを死滅させることができる、次の特徴を有する物質 <ul style="list-style-type: none"> ● 胃内投与時の平均致死量が 1kg に対して 15~200mg ● 皮膚塗布時の平均致死量が 1kg に対して 50~400mg ● 空气中致死濃度が 1 リットルに対して 0.5~2mg f) 高毒性物質 — 生物に作用することでこれを死滅させることができる、次の特徴を有する物質 <ul style="list-style-type: none"> ● 胃内投与時の平均致死量が 1kg に対して 15mg 以下 ● 皮膚塗布時の平均致死量が 1kg に対して 50mg 以下 ● 空气中致死濃度が 1 リットルに対して 0.5mg 以下

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」 ³⁶
-----	---

	<p>g) 環境汚染物質 — 水生環境において次の急性毒性を有する物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 魚に 96 時間吸入させたときの平均致死量が 1 リットルに対して 10mg 以下 ● ミジンコに 48 時間作用させたときに一定の効果を引き起こす平均毒濃度が 1 リットルに対して 10mg 以下 ● 水草に 72 時間作用させたときの平均阻害濃度が 1 リットルに対して 10mg 以下 <p>2) 以下につき 0.07 メガパスカルを超える超高压で稼働する装置を使用する施設</p> <p>a) 水蒸気、ガス（気体、液化状態）</p> <p>b) 摂氏 115 度を超える温度に熱せられた水</p> <p>c) 0.07 メガパスカルの超高压で温度がその沸点を超えている、その他の液体</p> <p>3) 固定設置された昇降機（エレベーター、障害者用昇降機を除く）、地下鉄エスカレーター、ロープウェー、ケーブルカーを使用する施設</p> <p>4) 最大 500kg 以上の生産能力がある設備を利用して、鉄及び非鉄金属の溶湯またその合金を生産する、輸送する、使用する施設</p> <p>5) 採鉱作業（発破作業なしで露天掘りされる砂鉱床の開発、普遍的な鉱物の採掘を除く）、選鉱作業を行う施設</p> <p>自然発火することのできる、また発火源から引火して発火源を除いた後も自ら燃焼することのできる、爆発性の埃と空気の混合物が、植物原料を保管または加工する過程で発生する施設、また自然加熱及び自然発火する傾向がある種子、種子加工品、配合飼料原料を保管する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 危険生産施設において産業安全申告書の作成が義務付けられる危険物の規定量（附則 2） <p>表 1 危険物質の名称と数量に応じた危険クラスの種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">危険物</th> <th colspan="4">規定量（単位：トン）</th> </tr> <tr> <th>危険クラス I</th> <th>危険クラス II</th> <th>危険クラス III</th> <th>危険クラス IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>5,000 以上</td> <td>500 以上 5,000 未満</td> <td>50 以上 500 未満</td> <td>10 以上 50 未満</td> </tr> <tr> <td>硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム、および窒素と硝酸アンモニウムの含有量が重量の 28% を越えるアンモニウム混合物、ならびに硝酸アンモニウム濃度が重量の 90%</td> <td>25,000 以上</td> <td>2,500 以上 25,000 未満</td> <td>250 以上 2,500 未満</td> <td>50 以上 250 未満</td> </tr> </tbody> </table>	危険物	規定量（単位：トン）				危険クラス I	危険クラス II	危険クラス III	危険クラス IV	アンモニア	5,000 以上	500 以上 5,000 未満	50 以上 500 未満	10 以上 50 未満	硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム、および窒素と硝酸アンモニウムの含有量が重量の 28% を越えるアンモニウム混合物、ならびに硝酸アンモニウム濃度が重量の 90%	25,000 以上	2,500 以上 25,000 未満	250 以上 2,500 未満	50 以上 250 未満
危険物	規定量（単位：トン）																			
	危険クラス I	危険クラス II	危険クラス III	危険クラス IV																
アンモニア	5,000 以上	500 以上 5,000 未満	50 以上 500 未満	10 以上 50 未満																
硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム、および窒素と硝酸アンモニウムの含有量が重量の 28% を越えるアンモニウム混合物、ならびに硝酸アンモニウム濃度が重量の 90%	25,000 以上	2,500 以上 25,000 未満	250 以上 2,500 未満	50 以上 250 未満																

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」 ³⁶			
-----	---	--	--	--

を越える硝酸アンモニウム液体)				
肥料としての硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウムをベースとした通常の肥料、ならびに窒素と硝酸アンモニウムの含有量が重量の 28%を越える合成肥料（硝酸アンモニウムと燐酸および/またはカリウムを含む合成肥料））	100,000 以上	10,000 以上 100,000 未満	1,000 以上 10,000 未満	200 以上 1,000 未満
アクリロニトリル	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	4 以上 20 未満
塩素	250 以上	25 以上 250 未満	2.5 以上 25 未満	0.5 以上 2.5 未満
エチレンオキシド	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
シアン化水素	200 以上	20 以上 200 未満	2 以上 20 未満	0.4 以上 2 未満
フッ化水素	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
硫化水素	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
二酸化硫黄	2,500 以上	250 以上 2,500 未満	25 以上 250 未満	5 以上 25 未満
三酸化硫黄	750 以上	75 以上 750 未満	7.5 以上 75 未満	1.5 以上 7.5 未満
鉛アルキル	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
ホスゲン	7.5 以上	0.75 以上 7.5 未満	0.075 以上 0.75 未満	0.015 以上 0.075 未満
イソシアン酸メチル	1.5 以上	0.15 以上 1.5 未満	0.015 以上 0.15 未満	0.003 以上 0.015 未満

表 2 危険物質の種類と数量に応じた危険クラス分類

（表 1 のリストに掲載されていない物質については、以下の表 2 の基準に従い、危険クラスが分類される）

危険物	規定量（単位：トン）			
	危険クラス I	危険クラス II	危険クラス III	危険クラス IV
発火性物質および可燃性ガス	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
倉庫および施設内の可燃性液体	500,000 以上	50,000 以上 500,000 未満	1,000 以上 50,000 未満	—
生産プロセスで使用、またはパイプラインで輸送される可燃性液体	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
有毒物質	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
高毒性物質	200 以上	20 以上	2 以上	0.1 以上

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」 ³⁶				
			200 未満	20 未満	2 未満
	酸化剤	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
	爆発物	500 以上	50 以上 500 未満	50 未満	—
	環境汚染物質	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満

【産業安全申告書】

危険生産施設産業安全法の第 14 条にもとづき、危険性クラス I および II に分類される危険生産施設においては「産業安全申告書」の作成が必須となるが、その詳細については「連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2005 年 11 月 29 日付第 893 号『RD 03-14-2005 危険生産施設の産業安全申告書の作成とその内容』の承認について」³⁷で別途規定される。この産業申告書に記載する項目は以下の通り。

- ・ 事故リスク及びこれに関連した脅威の全面的評価
- ・ 産業安全要求事項に従った危険生産施設の操業ならびに危険生産施設における事故の封じ込め及び処理に組織を備えさせるため、また事故防止のために講じられた対策が十分であるかの分析
- ・ 危険生産施設で事故が起きた場合に発生する損失額及び事故被害を減らすための対策の立案

以上が危険生産施設産業安全法の主な内容だが、更に具体的な要求事項を設定するために、所管の連邦環境・技術・原子力監督庁は産業分野毎に実施細則に相当する文書を公布している。そのなかで化学物質関係の業界に関係するものとしては以下がある。

法令名	連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則『爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則』の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0

³⁷ 連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2005 年 11 月 29 日付第 893 号「RD 03-14-2005 危険生産施設の産業安全申告書の作成とその内容」の承認について
<http://docs.cntd.ru/document/901960687>

法令名	連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則『爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則』の承認について」
目的	連邦法「危険生産施設の産業安全について」附則 1 の第 1 項に定める危険物質を生産、使用、加工、発生、保管、輸送、処分する、化学生産、石油化学生産、石油精製の危険生産施設における事故及び事件を防止し、産業安全を確保する。
所轄官庁	連邦環境・技術・原子力監督庁 (Rostekhnadzor)
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本命令で承認された産業安全分野の連邦基準及び規則「爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則」は、次の各項目で構成されている。 <ul style="list-style-type: none"> I. 総則 II. 一般要求事項 III. 生産工程の防爆に関する要求事項 IV. 生産工程の種類に応じた安全要求事項 V. 生産工程のハードウェアに関する安全要求事項 VI. 生産工程の安全性を確保する監視システム、制御システム、警報システム、緊急自動停止装置 VII. 爆発の危険性がある生産システムの電源及び電気機器に関する要求事項 VIII. 火災爆発の危険性がある生産の暖房及び換気システムに関する要求事項 IX. 爆発火災の危険性がある生産の上下水道に関する要求事項 X. 外傷からの人体保護 XI. 生産設備及びパイプラインのメンテナンス及び修理 附則 1. 生産工程の危険性分析 附則 2. 生産ユニットの爆発危険性カテゴリーの特定 附則 3. 建物の耐爆基準及び爆発被害計算 <ul style="list-style-type: none"> • 凝縮爆薬を除く爆発火災の危険性がある混合物の発生する可能性があるものを含めた、連邦法「危険生産施設の産業安全について」附則 1 の第 1 項に定める危険物質を生産、使用、加工、形成、保管、輸送、処分する、化学生産、石油化学生産、石油精製の危険生産施設における事故及び事件の防止、産業安全の確保を目指した要求事項を定めており、これには石油、石油製品、液化可燃性ガス、高引火性液体、可燃性液体を

法令名	連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則『爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則』の承認について」
	<p>保管する危険生産施設も含まれる。(I-1.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規則は以下の場合に適用される。(I-1.3) <ul style="list-style-type: none"> a) 規則の第 1.2 項に定める危険生産施設の、工程計画、設計、建設、運転、改修、設備更新、大規模修繕工事、一時閉鎖、閉鎖 b) 規則の第 1.2 項に定める施設で使用する機器の製造、設置、調整、メンテナンス、診断、修理 c) 規則の第 1.2 項に定める危険生産施設の産業安全申告、危険生産施設、機器、建物、建造物の安全性確認、危険生産施設の設備更新、一時閉鎖、閉鎖に関する書類の産業安全審査の実施

運用状況

所管当局である連邦環境・技術・原子力監督庁は、危険生産施設産業安全法の対象となる施設や事業者に対して定期的に取り締まりや検査をおこなっており、その結果をホームページで公開している³⁸。以下に、その検査結果の事例を示す。

- 2019 年 10 月 31 日から 11 月 28 日にかけて連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局は、同庁北西支部の専門家たちと共同で、株式会社 APATIT（ヴォルゴグラード州チェレポヴェツ市）がチェレポヴェツ工業団地で操業している危険生産施設（危険クラス I - 6 棟、危険クラス II - 2 棟、危険クラス III - 7 棟）の定期出張検査を実施した。検査は施設で行われる全種類の監査の専門家を加えた総合態勢で実施された。APATIT 社の危険生産施設「日産能力 2200 トンのアンモニア生産所」検査実施（2019 年 11 月 26 日）の枠内で、専門の緊急救援隊、APATIT 社の臨時緊急事態対策チーム、技術作業員の行動に関する研修・訓練が行われ、緊急事態対策部門の行動、また技術作業員の行動について「可」と評価された。
- しかしながら、同社の危険生産施設を検査した結果、504 件の産業安全要求事項違反が見つかった。これらの違反に対しては書類が作成され、是正勧告書が交付されたほか、法人及び担当責任者の行政的責任を追求する調書も作成された。

³⁸ 連邦環境・技術・原子力監督庁による危険生産施設を対象とした検査の結果
<http://www.gosnadzor.ru/industrial/common/>

- 2017年3月22日から4月18日にかけて、連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局により、公開会社 Melcombinat（製粉会社）が操業している危険生産施設12棟の検査が実施された。本検査は法人及び個人事業主定期検査実施計画に従い実施されたものである。検査の結果、爆発防止及び防爆の個別手段の欠如、生産工程で使用する建物及び構造物、生産設備、電気設備、超高圧機器の安全な利用、ガス使用網の状態、危険生産施設の防爆技術仕様書の作成手順、生産管理の実施、許認可、危険生産施設の識別に関連した、352件の安全要求事項違反が見つかった。Melcombinat 社には見つかった違反の是正勧告書が交付され、勧告の履行状況が確認されることになった。また、検査結果に基づき、法人 Melcombinat 及び違反責任者に行政的責任が追求された。
- 2016年9月29日から10月26日にかけて、「連邦環境・技術・原子力監督庁指令2016年8月17日付第219-rp号『連邦国営企業 カザン国営火薬工場定期出張検査の実施について』」に従い、連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局は同庁沿ヴォルガ支部と共同で連邦国営企業「カザン国営火薬工場」の定期出張検査を実施した。検査の過程で163件の産業安全要求事項違反が見つかり、ロシア連邦行政的違法行為法典第9.1条第1項に従い、法人及び16名の担当責任者に行政的責任が追求された。
- 2016年9月1日から28日にかけて連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局は同庁西ウラル支部と共同で、株式会社「ソリカムスク工場『ウラル』」の危険生産施設の定期出張検査を実施した。ソリカムスク工場「ウラル」社に対する検査を実施する過程で、連邦環境・技術・原子力監督庁の本部及び西ウラル支部の専門家により、同社の危険生産施設について産業安全分野の法律が遵守されているか、またライセンス要件に適合しているかが調査された。検査の過程で90件の産業安全要求事項違反が見つかり、法人及び担当責任者の行政的責任を追求する調書が作成された。

今後の予定

現在、連邦法「危険生産施設の産業安全について」に代わる新法が立案されており、2021年1月1日の施行を予定している³⁹。この新法案は、危険生産施設での事故発生リスクを明確化するための情報をリアルタイムで連続的に送受信・処理することを保証するソフトウ

³⁹ 連邦法「危険生産施設の産業安全について」の改正に関するニュース
<http://www.consultant.ru/law/hotdocs/58159.html/>

ェア、ハードウェア、測定機器、および特殊な機器の複合体である、産業安全遠隔制御システムの導入が規定されている。その他の具体的な内容は以下の通り。

- 産業安全要件の遵守を確保するために、危険生産施設を運営する組織の活動の独立した評価である「産業安全管理システム監査」を導入する。
- 「ポータブル・テクニカル・デバイス」を導入する。
- 危険生産施設で使用されるデバイスおよびポータブル・テクニカル・デバイスの技術的検査の手順を定める。
- 産業安全の分野において、政府によるモニタリングの実施手順を定める。
- ポータブル・テクニカル・デバイスの修理および保守において、危険生産施設での計測調査や溶接作業の要件を確立する。
- 危険度カテゴリⅣである危険生産設備や遠隔操作を要する対象については、定期検査を実施しないことを定める。
- 附則には、危険生産施設のカテゴリ、有害物質の名称と分類、ポータブル・テクニカル・デバイスのカテゴリを定める。

2.7 家庭用品

ここでは、家庭用品に関する化学物質規制として以下の2つの法令について解説する。

- 多国間標準規格 GOST 32478-2013 「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
- ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」

GOST 32478-2013 は洗剤や芳香剤に代表されるような家庭用化学製品のラベル表示や包装要件を規制するものであり、一方で「ユーラシア RoHS」とも言われる TR EAEU 037/2016 は、電気電子機器に含まれる有害物質 (EU-RoHS と同じ 6 物質) の含有制限について定める法令である。特に後者については、2020 年 3 月 1 日から施行されたことで、今後は関連する完成品メーカーに影響を与えていくものと推察される。

【家庭用化学製品】

ロシア連邦技術規制・計測庁命令 2013 年 11 月 22 日付第 1906-st 号に従い、多国間標準規格 GOST 32478-2013 「家庭用化学製品／一般技術要求事項」は 2015 年 1 月 1 日にロシア連邦の国家標準規格として施行された。これに伴い、本標準規格のベースとなったロシア連邦国家標準規格 GOST R 51696-2000 「家庭用化学製品／一般技術要求事項」は 2016 年 1 月 1 日をもって失効した。

法令名	多国間標準規格 GOST 32478-2013 「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
URL	http://protect.gost.ru/document1.aspx?control=31&baseC=6&page=0&month=11&year=2019&search=ГОСТ%2032478-2013&id=185359
目的	本標準規格は家庭用化学製品を対象とするものであり、住民の健康及び生命の安全ならびに環境保護を確保し、製品に関する誤った情報が提供されることで利用者が誤用するのを防ぐことを目的として制定された。
所轄官庁	連邦技術規制・計測庁
規制内容	ラベル表示や包装などに関する要求事項が記されているほか、附則 A には本標準規格が適用される家庭用化学製品の一覧が、附則 B には消費者向け情報に記載すべき成分情報の一覧が記されている。 <ul style="list-style-type: none"> • 附則 A (強制) 「本標準規格が適用される家庭用化学製品の一覧」 <ol style="list-style-type: none"> 1. 水軟化剤

法令名	多国籍標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
	<ol style="list-style-type: none"> 2. 浸漬洗浄剤 (presoak) 3. アイロン助剤 4. 漂白剤 5. 青色染色剤 6. 糊付け剤 7. 布製品用静電気防止剤 8. 布製品用柔軟剤 (コンディショナー) 9. しみ抜き剤 10. クレンザー 11. 食器用洗剤 12. 艶出し剤 (polish) 13. 皮革製品手入れ剤 14. 自動車、オートバイ、自転車のケア用品 15. ウインドウォッシャー液 16. 室内消臭剤を含む、脱臭剤、芳香剤 17. その他の様々な用途の薬剤 <ul style="list-style-type: none"> • 附則 B (強制)「消費者向け情報 (包装ラベル、情報シート) に記される家庭用化学製品の成分情報 (一覧、数量)」 組成に占める質量比が 0.2%以上の成分； <ul style="list-style-type: none"> ● リン酸塩 ● ホスホネート ● 陰イオン界面活性剤 ● 陽イオン界面活性剤 ● 両性界面活性剤 ● 非イオン界面活性剤 ● 酸素系漂白剤 ● 塩素系漂白剤 ● エチレンジアミン四酢酸及びその塩 ● ニトリロ三酢酸及びその塩 ● フェノール及びハロゲン化フェノール ● 芳香族炭化水素 ● 脂肪族炭化水素 ● ハロゲン化炭化水素

法令名	多国籍標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
-----	---

- 石鹼（脂肪酸塩）
- ゼオライト
- ポリカルボキシレート
- 塩酸
- シュウ酸

成分の質量比は次のように記すこと；

- 5%未満
- 5%以上、15%未満
- 15%以上、30%未満
- 30%以上

組成に占める質量比に関係なく情報に記される成分；

- 酵素
- 消毒剤
- 蛍光増白剤
- 香料添加剤
- 保存料

表 B.1 - 組成に占める質量比が 0.01%以上となる潜在的アレルギー

化学名（英語）	一般名（英語）	CAS 番号、EC 番号
2-Benzylideneheptanal	Amyl cinnamal	CAS N 122-40-7, EC N 204-541-5
Benzyl alcohol	Benzyl alcohol	CAS N 100-51-6, EC N 202-859-9
Cinnamyl alcohol	Cinnamyl alcohol	CAS N 100-54-1, EC N 203-212-3
3,7-Dimethyl-2,6-octadienal	Citral	CAS N 5392-40-5, EC N 226-394-6
Phenol, 2-methoxy-4-(2-propenyl)	Eugenol	CAS N 97-53-0, EC N 202-589-1
7-Hydroxycitronellal	Hydroxycitronellal	CAS N 107-75-5, EC N 203-518-7
Phenol, 2-methoxy-4-(2-propenyl)	Isoeugenol	CAS N 97-54-1, EC N 202-590-7
2-Pentyl-3-phenylprop-2-en-1-ol	Amylcinnamyl alcohol	CAS N 101-85-9, EC N 202-982-8
Benzyl salicylate	Benzyl salicylate	CAS N 118-58-1, EC N 204-262-9
2-Propenal, 3-phenyl-	Cinnamal	CAS N 104-55-2, EC N 203-213-9
2H-1-Benzopyran-2-one	Coumarin	CAS N 91-64-5, EC N 202-086-7

法令名	多国間標準規格 GOST 32478-2013 「家庭用化学製品／一般技術要求事項」		
	2,6-Octadien-1-ol,3,7-dimethyl-,(2E)	Geraniol	CAS N 106-24-1, EC N 203-377-1
	3 and 4-(4-Hydroxy-4-methylpentyl)-cyclohex-3-ene-1-carbaldehyde	Hydroxyisohexyl 3-cyclohexene carboxaldehyde	CAS N 51414-25-6 /31906-04-4, EC N 257-187-9/2 50-863-4
	4-Methoxybenzyl alcohol	Anisyl alcohol	CAS N 105-13-5, EC N 203-273-6
	2-Propenoic acid, 3-phenylphenylmethyl ester	Benzyl cinnamate	CAS N 103-41-3, EC N 203-109-3
	2,6,10-Dodecatrien-1-ol, 3,7,11-trimethyl-	Farnesol	CAS N 4602-84-0, EC N 225-004-1
	2-(4-tert Butylbenzyl)propionaldehyde	Butylphenyl methylpropional	CAS N 80-54-6, EC N 201-289-8
	1,6-Octadien-3-ol, 3,7-dimethyl	Linalool	CAS N 78-70-6, EC N 201-134-4
	Benzyl benzoate	Benzyl benzoate	CAS N 120-51-4, EC N 204-402-9
	Citronellol (±) -3,7-dimethyloct-6-en-1-ol	Citronellol	CAS N 106-22-9/2 6489-01-0, EC N 203-375-0/2 6489-01-0
	2-Benzylideneoctanal	Hexyl cinnamal	CAS N 101-86-0, EC N 202-983-3
	(4R)-1-Methyl-4-(1-methylphenyl)cyclohexene	Limonene	CAS N 5989-27-5, EC N 227-813-5
	Methyl heptin carbonate	Methyl 2-octynoate	CAS N 111-12-6, EC N 203-836-6
	3-Methyl-4-(2,6,6-trimethyl-2-cyclohexen-1-yl)-3-buten-2-one	alpha-isomethyl ionone	CAS N 127-51-5, EC N 204-846-3
	Oakmoss extract	Evernia prunastri e xtract	CAS N 90028-68- 5, EC N 289-861-3
	Treemoss extract	Evernia furfuracea e xtract	CAS N 90028-67- 4, EC N 289-860-8

GOST 32478-2013 にもとづく消費者用化学製品へのラベル表示において含むべき情報としては、以下が挙げられている。製品の名称、製造業者の名称、所在地（登記住所または実際の住所）は、ラテン文字を使用して表記してよいが、生産国については必ずロシア語で表記する。

- 製品名（商標を含む）
- 製品の用途（商品の名称から用途が明らかでない場合）
- 製品の効果的かつ安全な使用のための規則と条件を示した使用方法

- 製品の構成（附則 B に従う）
- 製品の規格文書および/または技術文書の記載（輸入製品を除く）
- 製造者の名前、輸入者の名前、代理店の名称（法人または個人事業主としての自然人）とその場所（国、登記住所、実際の所在地）
- GOST 31340 の要件に従った危険性に関する説明 注意喚起語、簡潔な危険の特徴、安全対策（必要な場合）
- 文章、記号、ピクトグラムいずれかの形式の警告。例えば、子供の手の届かないところに保管する、他の家庭用化学製品と混ぜない（必要な場合）。製品の特性に応じた他の表記（意味の似た表現の使用は許可される）
- 包装内の製品の定格量（質量、体積、個数）
- 保存条件（必要に応じて。製品の技術文書の要件に従う）
- 製品を都市ごみとして処分できない場合の処分方法
- 有効期限 製造日（月、年）を併記した「有効期限（月、年）」または「（月、日）まで有効（または使用）」
- 製品の保存期限が無制限の場合、保証しうる保存期間
- 製品バーコード（もしあれば）

死亡事故と GOST 32478-2013 の違反

2019 年、パイプ洗浄剤を飲料と間違え、それを誤飲してしまった女性が亡くなるという事故が起きた⁴⁰。専門家の指摘によると、そのパイプ洗浄剤の包装には、商品の危険度に関する情報が不十分であったことが判明した。特に当該商品のラベルは、「GOST 32478-2013 家庭用化学製品」および「GOST 31340-2013 化学製品の警告ラベル」で定められる要件に矛盾していた。そのパイプ洗浄剤のボトルは、液体ヨーグルトのものと非常によく似ており、液体自体には強い化学薬品臭がなかったため、このような事故につながったものと考えられる。こういった事例からも、GOST 32478-2013 で規定されるラベル・包装要件を順守することがロシアの市民生活にとって必要不可欠と言えるだろう。

【ユーラシア RoHS】

このほか、有害物質を含有する消費者製品を規制するという意味で、いま最も関心が寄せられている制度のひとつとして「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』」が挙げられる。電気電子製品への有害物質の含有を制限するものであり、「ユーラシア RoHS」とも言われる。TR EAEU

⁴⁰ パイプ洗浄剤による死亡事故と GOST 32478-2013 の違反に関するニュース
<https://www.vesti.ru/doc.html?id=3156296>

037/2016 は 2018 年 3 月 1 日に発効したが、そこから 2 年間の移行期間が設けられていたため⁴¹、強制化が開始されたのは 2020 年 3 月 1 日からとなっている。

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
URL	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01412363/cncd_23122016_113
目的	
所轄官庁	ロシアでは産業貿易省が所管
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本規則の構成： <ul style="list-style-type: none"> 第 I 章 適用分野 第 II 章 主な用語 第 III 章 ユーラシア経済連合市場における電気機器及び無線機器の流通規則 第 IV 章 有害物質の使用制限に関する要求事項 第 V 章 取扱文書及び表示に関する要求事項 第 VI 章 技術規則の要求事項に対する電気機器及び無線機器の適合性確保 第 VII 章 電気機器及び無線機器の適合性評価 第 VIII 章 ユーラシア経済連合市場製品流通統一記号 (EAC マーク) の表示 附則 1：ユーラシア経済連合技術規則 (037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の効力が及ぶ電気機器及び無線機器の一覧 附則 2：ユーラシア経済連合技術規則 (037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の効力が及ぶ電気機器及び無線機器の構造体で使用される均質材料において許容濃度を超えて電気機器及び無線機器に含まれることが禁じられる有害物質の一覧 附則 3：電気機器及び無線機器への有害物質使用制限に関する特別要求事項 <ul style="list-style-type: none"> • 本技術規則の効力が及ぶのは、ユーラシア経済連合域内で流通のために出荷される、附則 1 の一覧に記された電気機器及び無線機器である。

⁴¹ ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 2 月 28 日付第 24 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』(TR EAEU 037/2016) の移行期間について」
https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01113157/cled_02032017_24_doc.pdf

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
	<p>(第 2 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 次に対しては本技術規則の効力が及ばない。(第 3 条) <ul style="list-style-type: none"> (a) 本技術規則の附則 1 に別段の定めがない場合、交流 1000V 以上及び直流 1500V 以上の定格電圧で使用される電気機器及び無線機器 (b) 本技術規則の附則 1 に定める一覧に記載されていない、電気設備の部品としてのみ使用される電気機器及び無線機器 (c) 電気玩具 (d) 電気機器及び無線機器を構成する太陽電池パネル (e) 地上宇宙施設及び軌道宇宙施設で使用される電気機器及び無線機器 (f) 航空機、船舶、陸上輸送機関、地下鉄でのみ使用される電気機器 (g) 電池及び蓄電池 (電気機器及び無線機器の構成体であるものを含む) (h) 使用済みの電気機器及び無線機器 (i) 測定器 (j) 医療機器 • 電気機器及び無線機器は、本技術規則及び当該機器に適用される他の技術規則に適合し、本技術規則の第 VII 章「電気機器及び無線機器の適合性評価」に従い、また当該機器に適用される他の技術規則に従い、適合性確認が取れたとき、ユーラシア経済連合域内の市場に出荷される。(第 5 条) • 本技術規則の要求事項また他の技術規則の要求事項への適合が確認されない電気機器及び無線機器には、ユーラシア経済連合市場流通製品統一記号 (EAC マーク) を表示してはならない。(第 6 条) • 電気機器及び無線機器は、次を含まないように開発及び製造しなければならない。(第 7 条) <ul style="list-style-type: none"> 附則 2 の一覧に示す有害物質 附則 2 の一覧に示す有害物質を許容値を超える濃度で含む均質材料 • 電気機器及び無線機器の名称また表記 (型式、モデル)、その基本仕様、

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
	<p>製造者の名称また商標、製造国名を、当該機器とこれに添付される取扱文書に記載しなければならない。電気機器及び無線機器の名称また表記（型式、モデル）、製造者の名称また商標は、包装にも記載しなければならない。（第 9 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 表示の記載及び取扱文書の作成はロシア語でおこなわれ、ユーラシア経済連合加盟国の法律に然るべき規定がある場合は、製品が販売される加盟国の公用語でおこなわれる。測定単位、文字商標、固有名、地名、その他の名称及び必要情報を、他の言語で表示及び取扱文書に記しても構わない。取扱文書は紙媒体で作成する。これに電子媒体による取扱文書一式を添付することができる。非家庭用の電気機器及び無線機器に添付される取扱文書は、電子媒体のみとすることができる。（第 13 条） • 本技術規則に対する電気機器及び無線機器の適合は、有害物質使用制限に関する要求事項を満たすことで確保される。（第 14 条） • 電気機器及び無線機器の検査（試験）及び測定方法は、本技術規則の要求事項の適用及び実施ならびに製品の適合性評価に欠かせないサンプリング規則などの、検査（試験）及び測定方法及び規則が記述された標準規格の一覧にある標準規格によって定められる。（第 15 条） • 電気機器及び無線機器の適合性評価は適合性確認形式で実施する。（第 16 条） • 電気機器及び無線機器の適合性確認において申請人となれるのは、加盟国の法律に従い登録された、製造者、輸入者（販売者）または製造者の代理人である法人または個人事業主である。（第 17 条） • 電気機器及び無線機器は、下記スキーム⁴²のいずれか 1 つの適合宣言形式により適合性確認を行う。（第 18 条） <ul style="list-style-type: none"> (a) ライン生産品 — スキーム 1d, 3d, 6d

⁴² 適合宣言スキームの詳細は「2011 年 4 月 7 日付け関税同盟委員会決議 621 号『技術規則の要件に対する適合性評価（確認）型式スキームの導入手続き規制について』」にて規定され、1d～6d の全 6 種類に分類される。スキームによって必要な書類や手続きが異なる。

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」														
	<p>(b) ロット生産品 – スキーム 2d, 4d</p> <ul style="list-style-type: none"> • ライン生産による電気機器及び無線機器では、適合宣言書の有効期限を5年以下とする。ロット生産品では適合宣言書の有効期限を設定しない。(第24条) • 申請人は、適合宣言形式での電気機器及び無線機器の適合性確認を、下記スキームのいずれか1つの認証形式による適合性確認に代えることができる。(第25条) <ul style="list-style-type: none"> (a) ライン生産品 – スキーム 1c, 2c, 6c (b) ロット生産品 – スキーム 3c • ライン生産による電気機器及び無線機器では、適合証明書の有効期限を5年以下とする。ロット生産品では適合証明書の有効期限を設定しない。(第31条) • 本技術規則の技術規則に適合し、本技術規則の第VII章「電気機器及び無線機器の適合性評価」に従い適合性確認が取れた電気機器及び無線機器には、ユーラシア経済連合市場流通製品統一記号 (EAC マーク) を表示しなくてはならない。(第33条) • ユーラシア経済連合市場流通製品統一記号 (EAC マーク) は、電気機器及び無線機器をユーラシア経済連合市場に出荷する前に表示する。(第34条) • 附則2 <table border="1" data-bbox="491 1608 1353 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1608 874 1704">有害物質名</th> <th data-bbox="874 1608 1353 1704">均質材料における有害物質の許容濃度 (重量パーセント以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1704 874 1753">1. 鉛</td> <td data-bbox="874 1704 1353 1753">0.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1753 874 1803">2. 水銀</td> <td data-bbox="874 1753 1353 1803">0.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1803 874 1852">3. カドミウム</td> <td data-bbox="874 1803 1353 1852">0.01</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1852 874 1901">4. 六価クロム</td> <td data-bbox="874 1852 1353 1901">0.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1901 874 1951">5. ポリ臭化ビフェニル</td> <td data-bbox="874 1901 1353 1951">0.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1951 874 1995">6. ポリ臭化ジフェニルエーテル</td> <td data-bbox="874 1951 1353 1995">0.1</td> </tr> </tbody> </table> 	有害物質名	均質材料における有害物質の許容濃度 (重量パーセント以下)	1. 鉛	0.1	2. 水銀	0.1	3. カドミウム	0.01	4. 六価クロム	0.1	5. ポリ臭化ビフェニル	0.1	6. ポリ臭化ジフェニルエーテル	0.1
有害物質名	均質材料における有害物質の許容濃度 (重量パーセント以下)														
1. 鉛	0.1														
2. 水銀	0.1														
3. カドミウム	0.01														
4. 六価クロム	0.1														
5. ポリ臭化ビフェニル	0.1														
6. ポリ臭化ジフェニルエーテル	0.1														

法令名	ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」

対象製品

TR EAEU 037/2016 の対象製品については附則 1 に記載されているが、その後に公布された「ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号『ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』の要求事項への適合性評価書類を税関申告書に添えて提出する必要がある製品の一覧の承認について」⁴³によって、対象製品の具体的な名称およびロシア税関コードが指定された。したがって、対象か否かを判別するためには、この「ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号」を参照することが必要となる。なお一覧には、家電製品、パソコン及び周辺機器、電気通信機器、オフィス用電気機器、電動工具、照明器具、電子楽器、ゲーム機、自動販売機、ケーブル類、サーキットブレーカー、保護遮断器、火災警報機、防犯警報器、金銭登録機、切符印刷発行機、ID カードリーダー、現金自動預け払い機、インターネット・キオスクなど、多様な電気電子機器が記載されている。

適合性評価試験のために必要な関連基準

ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 8 月 29 日付第 108 号⁴⁴では、TR EAEU 037/2016 の要求事項への適合性評価方法などを定めた下記の標準規格の一覧が承認された。したがって、これに準じた製品の適合性評価試験を行う必要がある。ただし、2019 年末時点で数ヶ月の順番待ちができていて、ユーラシア経済連合域内の試験所もある⁴⁵。

- GOST EN 50581-2016 「有害物質の使用制限について電気機器及び電子機器を評価するための技術文書」
- GOST IEC 62321-1-2016 「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 1 部／序論と概要」 GOST IEC 62321-2-2016 「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 2 部／分解、分離、サンプルの準備」

⁴³ ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号「ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の要求事項への適合性評価書類を税関申告書に添えて提出する必要がある製品の一覧の承認について

https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01419158/clcd_19102018_167

⁴⁴ ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 8 月 29 日付第 108 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』(TR EAEU 037/2016) の要求事項の適用及び履行ならびに技術規制対象の適合性評価に必要なサンプル採取規則など、試験 (検査) 及び測定の方法及び規則が記された標準規格の一覧について」

<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/finpol/dobd/intelsobs/Documents/%D0%A0%D0%B0%D1%81%D0%BF%D0%BE%D1%80%D1%8F%D0%B6%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%20108.pdf>

⁴⁵ ユーラシア RoHS に関する試験所のニュース

<https://www.reglament.by/novosti/tr-eaes-037-vstupact-v-silu/>

- GOST IEC 62321-3-1-2016 「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 3-1 部／スクリーニング／蛍光 X 線分光法による鉛、水銀、カドミウム、全クロム、全臭素の分析」
- GOST IEC 62321-3-2-2016 「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 3-2 部／スクリーニング／燃焼イオンクロマトグラフ法によるポリマー及びエレクトロニクスに含まれる全臭素の特定」
- GOST IEC 62321-4-2016 「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 4 部／CV-AAS 法、CV-AFS 法、ICP-OES 法、ICP-MS 法による、エレクトロニクス、金属、ポリマーに含まれる水銀の特定」
- GOST IEC 62321-5-2016 「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 5 部／AAS 法、AFS 法、ICP-OES 法、ICP-MS 法による、電子部品およびポリマーに含まれるカドミウム、鉛、クロム、また金属に含まれるカドミウムおよび鉛の特定」
- STB IEC 62321-2012 「電気機器／6 規制物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）の含有量特定」
- STB IEC/PAS 62596-2012 「電気機器／使用制限物質の含有量特定／サンプル採取マニュアル」

TR EAEU 037/2016 への対応状況と問題

2 年の移行期間を経て 2020 年 3 月 1 日からは対象製品の域内流通に際して適合証明が必須となったが、この適合証明について産業界では混乱が生じている⁴⁶。具体的には、適合証明を行うために技術文書を当局の指定するシステム上にアップロードをし、その確認を受ける必要があるのだが、当局による確認が遅れているために、提出した技術文書の可／不可の判定待ち状態にある企業もいまだ多い。判定待ちであっても製品を通関させることはできるが、万が一、技術文書の不備が後日判明した場合には、過去に遡った罰金が科せられる可能性があるという。この問題は日本企業だけでなく、欧州などの他の国の企業も直面しており、早期の解決が望まれている。

⁴⁶ 国内ヒアリング結果

2.8 建築

ロシアでは、建材などをはじめとした建築分野での化学物質規制は確認できなかった。

ロシアでは、国家技術規則案「建築資材の安全性について」がロシア連邦議会国家院（下院）の第一読会で2009年9月25日に採択されていながら、第二読会の審議で撤回された経緯がある⁴⁷。その後、現在に至るまでロシア連邦は、ユーラシア経済連合諸国のなかでも建築資材の安全性に関する規則を持たない唯一の国であり続け、将来的にこれが成立する見通しも立っていない。EUの“Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council”など諸外国の技術規制を参考にした国家技術規則案「建築資材及び製品の安全性について」を新たに立案してはどうかという提案に対しても、ロシア産業貿易省は「妥当でない」と文書で回答している。

⁴⁷ 国家技術規則案「建築資材の安全性について」に関するニュース
<http://regionopi.ru/analitika/v-rossii-net-tehreglamenta-na-strojmaterialy-minpromtorgu-i-minstroyu-on-ne-nuzhen/>

2.9 食品衛生

制定の経緯

ロシアでの食品安全の基本法に当たるものは「連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号『食品の品質及び安全性について』」であり、初めて生産または輸入される食品の国家登録や食品安全性に関する要求事項などを規定している。さらに食品添加物に関する具体的な要件としては「衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03『食品添加物の使用に関する衛生要求事項』」が別途制定されている。

現行の法令の内容

法令名	連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102063865&intelsearch=%EE%F2+02.01.2000%2C+N+29-%D4%C7
目的	本連邦法は人の健康について食品の品質及び安全性を確保する分野における諸関係を規制する。
所轄官庁	保健省
規制内容	<ul style="list-style-type: none">• 本規則の構成：<ul style="list-style-type: none">第 I 章 総則<ul style="list-style-type: none">第 1 条 主な用語第 2 条 食品の品質及び安全性の確保における諸関係の法規制第 3 条 食品、食材、製品の流通性第 4 条 食品、食材、製品の品質及び安全性の確保第 5 条 食品、食材、製品の品質及び安全性に関する情報第 II 章 食品の品質及び安全性の確保におけるロシア連邦の権限<ul style="list-style-type: none">第 6 条 食品の品質及び安全性の確保におけるロシア連邦の権限第 7 条 (失効)第 8 条 (失効)第 III 章 食品の品質及び安全性の確保における国家規制<ul style="list-style-type: none">第 9 条 食品、食材、食料製品に関する強制要求事項第 10 条 個別の食品、食材、食料製品の国家登録

法令名	連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」
	<p>第 11 条 (失効)</p> <p>第 12 条 規范文書の強制要求事項に対する食品、食材、食料製品の適合性確認</p> <p>第 13 条 食品、食材、食料製品の品質及び安全性の確保における国家監督</p> <p>第 14 条 住民の健康、食品の品質及び安全性のモニタリング</p> <p>第 IV 章 食品の品質及び安全性の確保に関する一般要求事項</p> <p>第 15 条 食品の品質及び安全性の確保に関する一般要求事項</p> <p>第 16 条 新たに食品、食材、製品を開発及び生産準備するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項</p> <p>第 17 条 食品、食材、製品を製造するときの品質及び安全性に関する要求事項</p> <p>第 18 条 食品を定量包装、包装、表示するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項</p> <p>第 19 条 食品、食材、製品を保管及び運搬するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項</p> <p>第 20 条 食品、食材、製品を販売するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項</p> <p>第 21 条 ロシア連邦領域に搬入される食品、食材、製品の品質及び安全性の確保に関する要求事項</p> <p>第 22 条 食品、食材、製品の品質及び安全性に対する生産管理の手配及び実施に関する要求事項</p> <p>第 23 条 食品の製造及び流通に従事する従業員に関する要求事項</p> <p>第 24 条 低品質及び有害な食品、食材、製品の回収に関する要求事項</p> <p>第 25 条 回収された低品質及び有害な食品、食材、製品の検査、処分、廃棄に関する要求事項</p> <p>第 V 章 本連邦法に違反した場合の責任</p> <p>第 26 条 (失効)</p> <p>第 26.1 条 本連邦法に違反した場合の責任</p> <p>第 27 条 (失効)</p> <p>第 28 条 (失効)</p> <p>第 29 条 国家監督機関及び国家管理機関の役職者の責任</p>

法令名	連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」
	<p>第 VI 章 最終規定</p> <p>第 30 条 本連邦法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別の食品、食材、食料製品の国家登録（第 10 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. ロシア連邦内で初めて生産または輸入される食品、食材および食料製品は国家登録の対象となる。輸入品については、輸入前に登録することが義務付けられる。 • 食品の品質及び安全性の確保に関する一般要求事項（第 15 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 販売を目的とした食品は、必要物質及びエネルギーに対する人の生理学的欲求を満たすものでなければならず、また現在及び将来の世代の健康にとって有害な化学物質（放射性物質を含む）、生体物質及びその化合物、微生物及びその他の生物体の許容含有量に関する規範文書の強制要求事項に適合するものでなくてはならない。 • 食品、食材、製品を製造するときの品質及び安全性に関する要求事項（第 17 条） <ol style="list-style-type: none"> 4. 食品の製造時に使用される食品添加物及びサプリメントは、人の健康及び生命に害をもたらすものであってはならない。食品の製造時に、また食品に使用するために用いることができるのは、本連邦法第 10 条に定める手順に従い国家登録された食品添加物及びサプリメントである。

食品品質・安全法の第 17 条では食品添加物を規制しているが、より具体的なリストを規定するものが、「衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03『食品添加物の使用に関する衛生要求事項』」である。使用が許可される食品添加物の種類や、食品ごとの食品添加物リストなどを規定している。なお、多くの場合、ロシア国内での食品添加物に関する規制は EU に倣ったものとなっている⁴⁸。

⁴⁸ Food legislation and its harmonization in Russia
<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1002/jsfa.6197>

法令名	<ul style="list-style-type: none"> 衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03 「食品添加物の使用に関する衛生要求事項」 SanPiN 2.3.2.1293-03 の一部を改正する衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.2364-08
URL	http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_43173/
目的	食品、食品添加物、補助剤の新規開発、生産準備、製造、輸入、流通などにおける衛生安全基準を定める
所轄官庁	保健省 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	<p>本衛生規則は人にとっての衛生安全基準を定めるものであり、新規開発、生産準備、製造、輸入、流通、規範文書作成、衛生防疫審査、国家登録される食品、食品添加物、補助剤に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> この衛生基準の対象となるのは、食品、食品添加物、補助剤の製造、輸入、流通の分野で活動する法人及び個人事業主ならびに国家衛生防疫審査の実施機関である。 本文は「I. 総則及び適用範囲」「II. 衛生要求事項」の他、次の附則で構成されている。 <ul style="list-style-type: none"> 附則 1. 食品製造用の食品添加物 附則 2. 小売用の食品添加物 附則 3. 食品添加物の使用に関する衛生規則 附則 4. ベビーフード製造時の食品添加物の使用に関する衛生規則 附則 5. 補助剤の使用に関する衛生規則 附則 6. 食品香料製造用の着香化学物質 附則 7. 香料製造用の着香化学物質の索引 附則 8. 食品製造用の食品添加物のアルファベット順索引 附則 9. 主な用語とその定義 附則 10. ソルビン酸塩、安息香酸塩及び「パラベン」、亜硫酸塩、ギ酸塩、プロピオン酸塩、リン酸塩、オルトフェニルフェノール及びデヒドロ酢酸のナトリウム塩の換算率 附則 11. 主な引用法令

なお食品添加物に関する規制については、関税同盟時代に制定された以下の技術規則もある⁴⁹。

⁴⁹ 関税同盟技術規則 (TR CU 029/2012) 「食品添加物、香料および加工補助剤」については、以下の

法令名	関税同盟技術規則 (TR CU 029/2012) 「食品添加物、香料および加工助剤」
URL	http://www.eurasiancommission.org/ru/act/teknreg/deptexreg/tr/Documents/P_58.pdf
目的	関税同盟域内で流通する食品添加物、香料および加工助剤、ならびに、それらの食料製品中への含有に関する強制要件を定める
所轄官庁	保健省 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本規則の構成： 第 1 条：適用範囲 第 2 条：目的 第 3 条：技術規準の適用の対象 第 4 条：定義 第 5 条：市場における流通の規則 第 6 条：適用する規則の決定 第 7 条：食品添加物、香料および加工助剤の安全性に及びその使用についての必要事項 第 8 条：食品添加物の製造過程、保存、輸送、販売、処分の際の必要事項 第 9 条：食品添加物の表示に関する必要事項 第 10 条：規則の遵守に関するアセスメント 第 11 条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示 第 12 条：調製規定 附則 1：香料に関する安全性の要求 附則 2：食品の製造に使用が許されている食品添加物のリスト 附則 3：固化防止剤の使用に際しての衛生基準 附則 4：酸化防止剤の使用に際しての衛生基準 附則 5：小麦粉処理物質の使用に際しての衛生基準 附則 6：ツヤ出し剤の使用に際しての衛生基準 附則 7：酸及び酸度調整剤の使用に際しての衛生基準 附則 8：食品保存剤の使用に際しての衛生基準 附則 9：発色剤を使用して製造してはならない食品 附則 10：ある種の発色剤を使用して製造することが許されている食品 附則 11：発色剤の使用に際しての衛生基準

「農林水産省 食料産業局輸出促進課」が作成したページから一部引用した (条文名称および附則名称)。
農林水産省 各国の食品・添加物等の規格基準 (ロシア)
<https://www.shokuhin-kikaku.info/all.html?country=RUS>

法令名	関税同盟技術規則 (TR CU 029/2012) 「食品添加物、香料および加工助剤」
	<p>附則 12：保持剤の使用に際しての衛生基準</p> <p>附則 13：甘味剤の使用に際しての衛生基準</p> <p>附則 14：スプレー用高圧ガスと包装用のガスの使用に関する衛生基準</p> <p>附則 15：安定剤、乳化剤、つめくさ、充填材の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 16：旨味、芳香増進剤の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 17：色素保持剤・安定剤の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 18：技術規準に従って利用されている食品添加物のリストとその許容レベルの両方が定まっている食品</p> <p>附則 19：食品の芳香増進のために使用が許されている芳香物質のリスト</p> <p>附則 20：植物由来の物質あるいは植物由来の芳香物質を基にした生物活性のある物質の許容レベル</p> <p>附則 21：浄化あるいは濾過のための材料、凝集剤、溶剤の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 22：触媒の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 23：抽出及び技術的な用途に使う溶剤の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 24：酵母栄養物（栄養成分）の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 25：他の技術的な機能を有する補助物質の使用に関する衛生基準</p> <p>附則 26：食品生産に使用が許される酵素調整品</p> <p>附則 27：食品製造に使用が許される酵母調整品の保持のための補助物質（保持物質）</p> <p>附則 28：食品添加物の純度に関する安全要求とその判断基準</p> <p>附則 29：子供用食品に使用する食品添加物の使用に関する衛生基準</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 食品添加物、香料および加工助剤の安全性に及びその使用についての必要事項（第7条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品添加物、香料および加工助剤の安全性、ならびに、消費者への誤解を防止することを目的として、以下の要求事項を順守しなければならない： <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品添加物、香料および加工助剤の使用は、人の健康に対する悪影響のリスクを増加させてはならない。 (2) 食品添加物、加工助剤の残留物および香料、香り調剤または自然香料に含まれる生物活性物質の成分は、本規則で定められる要件を順守し、それぞれの最大許容値を超えてはならない。 (3) 食品添加物、香料、加工助剤は、食料製品の保存期限を拡大させることを目的として、技術を改善する必要がある場合、および、

法令名	関税同盟技術規則 (TR CU 029/2012)「食品添加物、香料および加工助剤」
	<p>食料製品の消費者特性を改善する必要がある場合にのみ使用される。</p> <p>(4) 食品添加物および香料の使用は、食料製品の特性について、消費者に対して誤解を招いてはならない。</p> <p>(5) 食品添加物、香料および加工助剤の使用は、食料製品の感覚刺激特性の劣化を引き起こしてはならない。</p> <p>16. 食料製品中に含まれる食品添加物の成分の衛生基準は、本規則の附則 3～18 および附則 29 にて定められている。</p>

なおロシアおよびユーラシア経済連合の食品安全規制については、欧州委員会が各種規制文書の英語仮訳を以下の web サイト上で公開している。ただし、最新の法令改正が仮訳に全て反映されているわけではないので、その点には注意したい。

https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/eu_russia/sps_requirements_en

運用状況

食品安全を所管する連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁が、食品品質・安全法および関連する技術規則の市場監視を行っており、定期的に違反事例や消費者への注意喚起などをホームページ⁵⁰で公開している。連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁によると、以下の情報について食品のラベル表示では求められているようだが、ラベルそのものが貼られていないケースが目立つという⁵¹。

- (1) 商品名
- (2) 原材料
- (3) 量
- (4) 製造日
- (5) 消費期限
- (6) メーカーまたは関税同盟が定めた技術規則にもとづいた、各食品の保存方法。商品の腐敗から守るためのパッケージを開封した後に品質と安全性が低下する食品は、開

⁵⁰ 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁 「お知らせ」 ページ

<https://rospotrebnadzor.ru/about/info/news/>

⁵¹ 2019年6月18日付 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による消費者への注意喚起

https://rospotrebnadzor.ru/region/rss/rss.php?ELEMENT_ID=12119

封後の保存方法を明記のこと。

- (7) 食品メーカーの名称と所在地、または個人の製造者の姓・名・父称と所在地（以下、メーカー名と所在地）、さらに現行の関税同盟技術規則で定められたケースの場合、代理店の名称と所在地、輸入業者の名称と所在地、または個人輸入者の姓・名・父称と所在地（以下、輸入者の名称と所在地）
- (8) 調理に当たり、その推奨事項と制限事項を理解しなければ、使用上困難になり、消費者の健康や財産に害を及ぼしかねない、またその商品の味の特長がなくなる等が生じるようであれば、推奨事項およびあるいは制限事項。
- (9) 栄養価
- (10) 遺伝子組み換え成分（以下、GMO）の含有情報
- (11) 関税同盟参加国の市場で統一された、流通製品マーク

2.10 排出規制（大気、水質、土壌）

ロシアでの環境規制の中心となる法律として「連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号『環境保護について』」（以下、環境保護法）が挙げられる。本法は、2001 年 12 月 20 日に国家院（下院）で採択され、2001 年 12 月 26 日に連邦院（上院）が承認、2002 年 1 月 10 日にロシア連邦大統領によって署名され、公布日に発効した。

環境保護法は、その名が示すとおりロシアにおける環境保護政策の原則を定める環境基本法である。ロシア連邦憲法では、「各人は恵まれた環境を享受する権利を有しており、ロシア連邦に居住する人民の生活及び活動、持続可能な開発の基礎である天然資源を大切に、自然及び環境を保護しなければならない」と定められている。この憲法での規定にもとづき制定された環境保護法は、現在及び将来の世代における需要の充足、環境保護の分野における法秩序の強化、生態系安全の確保を目的とした、社会的・経済的課題のバランスの取れた解決、恵まれた環境、生物多様性、天然資源の保護の実現に向けた、環境保護の分野における国家政策の法的枠組みを定めている。また環境保護法は、ロシア連邦領内、大陸棚、ロシア連邦の排他的経済水域における、地上の主要な生命である周辺環境の最も重要な構成要素としての自然環境に影響を与える、経済活動及びその他の活動を行う際に発生する、社会と自然の相互関係の分野における関係を調整するものとなっている。

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102074303
目的	現在及び将来の世代における需要の充足、環境保護の分野における法秩序の強化、生態系安全の確保を目的とした、社会的・経済的課題のバランスの取れた解決、恵まれた環境、生物多様性、天然資源の保護の実現に向けた、環境保護の分野における国家政策の法的枠組みを定める。
所轄官庁	天然資源環境省
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本法の構成： <ul style="list-style-type: none"> 第 I 章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 条 主な用語 第 2 条 環境保護分野の法律 第 3 条 環境保護の基本原則 第 4 条 環境保護の対象 <ul style="list-style-type: none"> 第 4.1 条 汚染物質 第 4.2 条 環境に悪影響を与える施設のカテゴリー

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<p>第 II 章 環境保護の分野における管理の基本</p> <p>第 5 条 環境保護関連分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限</p> <p>第 5.1 条 環境保護関連分野における連邦行政機関の権限のロシア連邦構成主体行政機関への委譲</p> <p>第 6 条 環境保護関連分野におけるロシア連邦構成主体国家権力機関の権限</p> <p>第 7 条 環境保護関連分野における地方自治体機関の権限</p> <p>第 8 条 環境保護分野で国家管理を行う行政機関</p> <p>第 9 条 ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体国家権力機関による環境保護関連分野での権限分担</p> <p>第 10 条 地方自治体機関が実施する環境保護分野での管理</p> <p>第 III 章 環境保護の分野における市民、社会団体、非営利団体の権利と義務</p> <p>第 11 条 環境保護分野における国民の権利と義務</p> <p>第 12 条 環境保護分野における社会団体及び非営利団体の権利と義務</p> <p>第 13 条 健全な環境に対する権利を確保する国家政策</p> <p>第 IV 章 環境保護の分野における経済的規制</p> <p>第 14 条 (失効)</p> <p>第 15 条 (失効)</p> <p>第 16 条 環境汚染料</p> <p>第 16.1 条 環境汚染料を納めるべき人</p> <p>第 16.2 条 環境汚染料の算定に必要な支払基準を特定する手順</p> <p>第 16.3 条 環境汚染料の算定手順</p> <p>第 16.4 条 環境汚染料を納付する手順及び期限</p> <p>第 16.5 条 環境汚染料が正しく算定されているか、その納付が全額かつ遅滞なく行われているかの管理</p> <p>第 17 条 環境保護を目的に実施される経済活動及び(または)その他の活動に対する国家支援</p> <p>第 18 条 環境保険</p> <p>第 18.1 条 オゾン層破壊物質及びこれを使用した製品の生産及び使用を止めさせる経済的インセンティブ</p> <p>第 V 章 環境保護の分野における標準化</p>

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<p>第 19 条 環境保護分野における規制の枠組み</p> <p>第 20 条 環境基準</p> <p>第 21 条 許容環境負荷基準</p> <p>第 22 条 許容排出基準、許容放流基準</p> <p>第 23 条 運転基準と技術基準</p> <p>第 23.1 条 一時的に許可された排出、一時的に許可された放流</p> <p>第 24 条 産業廃棄物及び使用済み廃棄物の発生基準及び廃棄物処理限度</p> <p>第 25 条 許容物理環境影響基準</p> <p>第 26 条 自然環境構成要素の許容採取基準</p> <p>第 27 条 許容人為的環境負荷基準</p> <p>第 28 条 環境保護分野におけるその他の基準</p> <p>第 28.1 条 実行可能なより良い技術</p> <p>第 29 条 環境保護分野における規范文書、連邦基準及び規則</p> <p>第 30 条 環境保護分野における各種活動のライセンス交付</p> <p>第 31 条 経済活動及びその他の活動の環境認証</p> <p>第 31.1 条 総合環境許認可</p> <p>第 31.2 条 環境影響申告</p> <p>第 VI 章 環境影響評価と環境審査</p> <p>第 32 条 環境影響評価の実施</p> <p>第 33 条 環境審査</p> <p>第 VII 章 経済活動及びその他の活動を行うときの環境保護の分野における要求事項</p> <p>第 34 条 経済活動及びその他の活動における環境保護分野での一般要求事項</p> <p>第 35 条 土地利用計画、都市計画ゾーニング、敷地計画における環境保護関連要求事項</p> <p>第 36 条 建築物の建築構造設計、建設、改修、大規模修繕工事における環境保護関連要求事項</p> <p>第 37 条 (失効)</p> <p>第 38 条 建築物の供用開始における環境保護関連要求事項</p> <p>第 39 条 建築物の使用、廃止、解体における環境保護関連要求事項</p> <p>第 40 条 電力施設及び原子力使用施設の建築構造設計、建設、改修、大規模修繕工事、供用開始、使用、廃止における環境保護関</p>

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	連要求事項
	第 41 条 軍事施設、防衛施設、軍備、兵器の建築構造設計、建設、改修、大規模修繕工事、供用開始、使用、廃止における環境保護関連要求事項
	第 42 条 農業分野での活動における環境保護関連要求事項
	第 43 条 土地改良における環境保護関連要求事項
	第 43.1 条 給排水分野での環境保護関連要求事項
	第 44 条 新興住宅地の配置と発展における環境保護関連要求事項
	第 45 条 自動車及びその他の交通機関の生産及び使用における環境保護関連要求事項
	第 46 条 石油ガス採掘生産施設、石油、ガス及びこれらの精製製品の精製、輸送、保管、販売を行う施設の配置、設計、建設、改修、供用開始、使用における環境保護関連要求事項
	第 47 条 放射性物質、その他の物質、微生物を含めた、潜在的に有害な化学物質の生産、取扱い、無害化における環境保護関連要求事項
	第 48 条 放射性物質及び核物質の使用における環境保護関連要求事項
	第 49 条 農業及び林業での化学物質の使用における環境保護関連要求事項
	第 50 条 生物学的悪影響からの環境保護
	第 51 条 産業廃棄物及び使用済み廃棄物の取扱いにおける環境保護関連要求事項
	第 52 条 環境保護を目的に設置される特別な土地利用条件が設けられた地帯の設定、変更、撤廃における環境保護関連要求事項
	第 53 条 財産の私有化及び国有化における環境保護関連要求事項
	第 54 条 大気オゾン層の保護
	第 55 条 悪影響からの環境保護
	第 56 条 環境保護要求事項違反に対する措置
	第 VIII 章 環境災害地帯、非常事態区域
	第 57 条 環境災害地帯及び非常事態区域の設定手順
	第 IX 章 特別保護下にある自然物
	第 58 条 自然対象物の保護策
	第 59 条 自然対象物を保護する法制度

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<p>第 60 条 希少な及び絶滅の危機にある植物、動物、その他の生物の保護</p> <p>第 61 条 都市部及び村落の植生の保護</p> <p>第 62 条 希少な及び消失の危機にある土壌の保護</p> <p>第 IX.1 章 森林公園グリーンベルト</p> <p>第 62.1 条 森林公園グリーンベルト</p> <p>第 62.2 条 森林公園グリーンベルトの設立</p> <p>第 62.3 条 森林公園グリーンベルトに関する情報</p> <p>第 62.4 条 森林公園グリーンベルトにある自然対象物の特別保護体制</p> <p>第 62.5 条 森林公園グリーンベルトで森林及びその他の群落を伐採することの特性と、その補償手続き</p> <p>第 X 章 国家環境モニタリング</p> <p>第 63 条 国家環境モニタリングの実施</p> <p>第 63.1 条 国家環境モニタリングの統一システム</p> <p>第 63.2 条 国家環境モニタリングの国家データプール</p> <p>第 XI 章 国家環境審査。環境保護の分野における生産管理と公共管理</p> <p>第 64 条 (失効)</p> <p>第 65 条 国家環境審査</p> <p>第 66 条 国家監督機関の役職者の権利</p> <p>第 67 条 環境保護分野での生産管理 (生産環境管理)</p> <p>第 67.1 条 環境保護事業計画、環境効率向上プログラム</p> <p>第 68 条 環境保護分野における公共管理 (社会環境管理)</p> <p>第 68.1 条 失効</p> <p>第 69 条 環境に悪影響を与える施設の国家登録</p> <p>第 69.1 条 オゾン層破壊物質取扱いの国家登録</p> <p>第 69.2 条 環境に悪影響を与える施設の国家登録、環境に悪影響を与える施設に関する登録情報の更新、環境に悪影響を与える施設の国家登録抹消</p> <p>第 XII 章 環境保護分野での学術調査</p> <p>第 70 条 環境保護分野での学術調査</p> <p>第 XIII 章 環境文化形成の基礎</p>

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<p>第 71 条 共通で充実した環境教育</p> <p>第 72 条 失効</p> <p>第 73 条 環境保護及び環境安全の分野における専門家及び組織指導者の育成</p> <p>第 74 条 環境教育</p> <p>第 XIV 章 環境保護の分野における法律違反に対する責任と環境保護の分野における紛争の処理</p> <p>第 75 条 環境保護関連法違反に対する責任の種類</p> <p>第 76 条 環境保護分野での紛争の解決</p> <p>第 77 条 環境被害を完全に補償する義務</p> <p>第 78 条 環境保護関連法違反に起因する環境被害の補償手続き</p> <p>第 78.1 条 居住区または市街地の下水道を使って汚染物質を放流したときの環境被害補償の特性</p> <p>第 79 条 環境保護関連法違反により国民の財産及び健康に与えられた被害の補償</p> <p>第 80 条 環境保護関連法に違反して行われる事業の制限、中断、停止に関する要求事項</p> <p>第 XIV.1 章 環境汚染の除去</p> <p>第 80.1 条 環境汚染施設の発見、評価、登録</p> <p>第 80.2 条 環境汚染除去作業の手配</p> <p>第 XV 章 環境保護の分野における国際協力</p> <p>第 81 条 環境保護の分野における国際協力の原則</p> <p>第 82 条 環境保護の分野におけるロシア連邦の国際条約</p> <p>第 XVI 章 最終規定</p> <p>第 83 条 本連邦法の発効</p> <p>第 84 条 本連邦法に合わせた規範文書の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 「許容排出基準 (нормативы допустимых выбросов)」とは、固定発生源から大気中への排出が許容されている、化学物質、化学物質の混合物、微生物、その他の物質の体積または重量として特定される、<u>大気中</u>に排出される汚染物質の基準である。(第 1 条)

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<ul style="list-style-type: none"> • 「許容放流基準（нормативы допустимых сбросов）」とは、固定発生源から水域に放流が許容されている、化学物質、化学物質の混合物、微生物、その他の物質の体積または重量として特定される、水域に放流される下水に含まれる汚染物質の基準である。（第 1 条） • 汚染物質（第 4.1 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質は、汚染物質を測定する方法があるとき、次を考慮して特定される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 化学物質、その他の物質（環境に蓄積される傾向を有するものを含む）の毒性、発癌性、変異原性の程度、またこれらが環境において強い毒性を持つ化合物に変化する能力。 ➢ 国家環境モニタリング及び社会衛生モニタリングのデータ。 2. 環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質の一覧は、ロシア連邦政府が定める。 • 環境に悪影響を与える施設のカテゴリー（第 4.2 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に悪影響を与える施設は、その影響のレベルに応じて次の 4 つのカテゴリーに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に重大な悪影響を与え、実行可能なより良い技術の適用が求められる施設 — 第 I カテゴリー施設 ➢ 環境に程々の悪影響を与える施設 — 第 II カテゴリー施設 ➢ 環境に僅かな悪影響を与える施設 — 第 III カテゴリー施設 ➢ 環境に最小限の悪影響を与える施設 — 第 IV カテゴリー施設 2. 環境に悪影響を与える施設を然るべきカテゴリーに該当させる根拠となる基準を定めるにあたり、次を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経済活動及び（または）その他の活動の種類（産業分野）が環境に与える影響のレベル ➢ 排出汚染物質の毒性レベル、発癌性、変異原性、また産業廃棄物及び使用済み廃棄物の危険有害性クラス ➢ 産業施設及び工場の分類 ➢ 原子力利用分野における活動の特性 3. 環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる根拠となる基準は、ロシア連邦政府が定める。 4. 環境に悪影響を与える施設は、これが環境に悪影響を与える施設と

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<p>して国家登録されるときに、然るべきカテゴリーに分類される。施設のカテゴリーは、環境に悪影響を与える施設の登録情報を更新する際に見直される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 許容排出基準、許容放流基準（第 22 条） <ol style="list-style-type: none"> 1. 許容排出基準及び許容放流基準は、自然環境構成要素のバックグラウンド状態を考慮し、最大許容濃度基準などの環境基準に基づいた計算方法によりロシア連邦政府が定めた<u>汚染物質</u>一覧に記載されている汚染物質について、固定発生源及び（または）固定発生源全体に対して設定される。 2. 許容排出基準及び許容放流基準の計算は、第 I カテゴリー施設及び第 II カテゴリー施設の建設を計画している、また第 II カテゴリー施設で経済活動及び（または）その他の活動を行う法人及び個人事業主が（環境影響評価に併せて）実施する。 3. 放射性物質を除き、許容排出基準及び許容放流基準の計算は、本連邦法の第 23.1 条に定める事例を除いた本連邦法の第 31.2 条に定める手順に従い、ロシア連邦政府が指定した連邦行政機関、ロシア連邦構成主体行政機関に提出される環境影響申告書に添付される。 4. 放射性物質、猛毒物質、発癌性物質、変異原性物質（危険等級 I 及び II の物質）を除き、許容排出基準及び許容放流基準は第 III カテゴリー施設では算定されない。 5. 許容排出基準及び許容放流基準は第 IV カテゴリー施設では算定されない。 6. 許容排出基準及び許容放流基準の立案方法は、ロシア連邦政府が指定した連邦行政機関によって承認される。 7. 放射性物質の許容排出基準及び許容放流基準は、ロシア連邦政府が指定した連邦行政機関が交付する放射性物質排出許認可及び放射性物質放流許認可により、固定発生源に対して設定される。 8. 放射性物質排出許認可及び放射性物質放流許認可は、7 年の期限で交付される。 9. 放射性物質の許容排出基準及び許容放流基準を立案及び設定する手順、また放射性物質排出許認可及び放射性物質放流許認可を交付する手順は、ロシア連邦政府が定める。 10. 技術的に規制される物質に該当しない汚染物質について、居住区または市街地の下水道施設への許容放流基準は、総合環境許認可によ

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	<p>り設定されるか、もしくは加入者の排水組成基準を計算する目的での環境影響申告書の提出に併せて算定される。</p> <p>11. 技術的に規制される物質に該当しない汚染物質について、居住区または市街地の下水道施設への許容放流基準は、<u>ロシア連邦政府が定めた手順に従い実施される環境への汚染物質放流インベントリ</u>の情報に基づき特定された含有量が、水域の水に含まれる汚染物質の最大許容濃度値を超えて、居住区または市街地の下水道施設から水域に放流される下水に含まれる汚染物質に関する水域のバックグラウンド状態を考慮した環境基準に基づいた計算方法により設定される。</p>

ロシアにおいては、工場から大気や水域に出される汚染物質の最大許容値、いわゆる排出基準について明確な値を設定した法令が確認できない。この点について、例えば、「ロシア天然資源環境省令 2011 年 7 月 25 日付第 650 号『大気中への（放射性物質を除く）有害（汚染）物質排出許可の発行に係る行政サービスの提供に関する連邦自然利用分野監督庁行政規則の承認について』⁵²があるが、この法令では大気中への排出許可の申請手続き、申請書式、許可証の書式などが規定されている。この法令にもづく排出許可証のなかで、個別に排出基準が定められることとなる。

汚染物質

環境保護法の第 4.1 条で定義される「汚染物質」については、「ロシア連邦政府指令 2015 年 7 月 8 日付第 1316-r 号『環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質一覧の承認について』⁵³で具体的に定められている。一覧は「I. 大気」「II. 水域」「III. 土壌」の 3 分野に大別され、それぞれ「I. 大気」には 254 物質、「II. 水域」には 249 物質、「III. 土壌」には 63 物質が記されている。ここでは汚染物質名が列挙されているだけで排出基準などは記されていない。

環境に悪影響を与える施設のカテゴリー

⁵² ロシア天然資源環境省令 2011 年 7 月 25 日付第 650 号「大気中への（放射性物質を除く）有害（汚染）物質排出許可の発行に係る行政サービスの提供に関する連邦自然利用分野監督庁行政規則の承認について」<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102155517>

⁵³ ロシア連邦政府指令 2015 年 7 月 8 日付第 1316-r 号「環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質一覧の承認について」<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102375372>

また、第 4.2 条の「環境に悪影響を与える施設のカテゴリー」についても、「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号『環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について』⁵⁴が別途制定され、以下の通り詳細な分類が示されている。なお数字が小さいカテゴリーほど環境への影響が大きい事業活動となるが、「化学品の生産」は第 I カテゴリーに分類され、最も厳しく規制を受ける。

カテゴリー	分類基準
第 I カテゴリー 環境に重大な悪影響を与え、実行可能なより良い技術の適用が求められる施設	(a) コークスの生産 (b) 原油及び天然ガスの採掘、また天然ガスの精製 (c) 石油製品の生産 (d) 鉄鉱石の採掘及び選鉱 (e) 非鉄金属（アルミニウム、銅、鉛、錫、亜鉛、マンガン、クロム、ニッケル、コバルト、モリブデン、タンタル、バナジウム） 鉱石、また貴金属（金、銀、プラチナ） 鉱石の採掘及び選鉱。但し、漂砂鉱床における貴金属の 鉱石及び砂、錫鉱石、チタン鉱石、クロム 鉱石を除く。 (f) 固体燃料及び（または）液体燃料を主要燃料とした場合は 250MW 以上、 気体燃料を主要燃料とした場合は 500MW 以上の発電力を持つ設備を使用した、 電力、ガス、蒸気の供給 (g) 冶金生産 (h) ガラス製品、セラミック製品、セメントクリンカ、石灰など非 金属鉱物製品の生産 (i) 各種化学品の生産 (j) 廃棄物の埋立処分
第 II カテゴリー 環境に程々の悪影響を与える施設	以下の活動： (a) 固体燃料及び（または）液体燃料を主要燃料とした場合は 250MW 未満、 気体燃料を主要燃料とした場合は 500MW 未満の発電力を持つ設備を使用した、 電力、ガス、蒸気の供給 (b) 漂砂鉱床における貴金属の 鉱石及び砂、錫鉱石、チタン 鉱石、クロム 鉱石の採掘及び選鉱 (c) 冶金生産 (d) ガラス製品、セラミック製品、セメントクリンカ、石灰など非 金属鉱物製品の生産

⁵⁴ ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号「環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について」

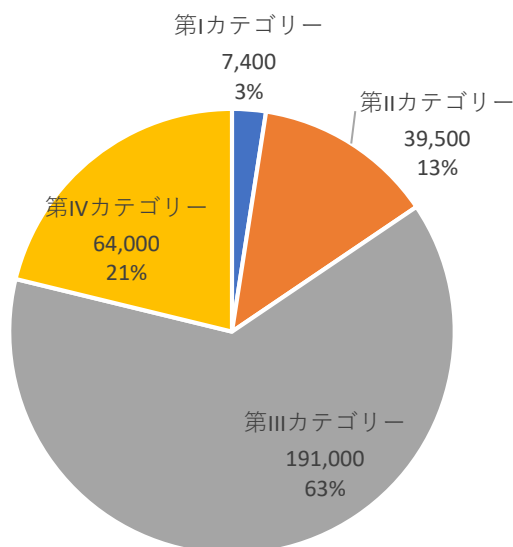
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102379286>

	<p>(e) 汚水処理 (f) 紙の生産 (g) 繊維製品の生産 (h) 各種食品の生産</p> <p>以下の施設：</p> <p>(a) 排水量 1350 トン以上の船舶が通行可能な、ロシア連邦の内陸航路にある港 (b) 海港 (c) 航空機の離発着及び航空運送業務に使用される施設（長さ 2100 メートル以上の滑走路があること） (d) 鉄道インフラ施設</p>
<p>第 III カテゴリー</p> <p>環境に僅かな悪影響を与える施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第 4 カテゴリー及び第 5 カテゴリーの放射性核種のみを構成体とする放射線源、ゼロ出力原子力研究施設の使用。 • 第 I 部、第 II 部、第 IV 部に記載のない活動で、第 IV 部に定める環境影響レベルに適合しないもの。
<p>第 IV カテゴリー</p> <p>環境に最小限の悪影響を与える施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の基準を同時に満たす場合 <p>(a) 施設の固定環境汚染源から大気中に排出される汚染物質量が年間 10 トンを超えず、これに危険等級 I 及び II の物質や放射性物質が含まれていない。</p> <p>(b) 生活排水を除き、下水道、その他の下水処理設備に放流される排水に汚染物質が含まれていない、また周辺環境に汚染物質が放流されていない。</p> • 施設が上記の(b)に定めた基準を満たした上で、(気体燃料を用いた設計熱出力 2 Gcal/h 未満の設備を使用して) 電力、ガス、蒸気を供給している。 • 施設が上記の(a)または(b)に定めた基準を満たした上で、新しい製品及び工程の研究、開発、試験に限定して設備が使用されている（試験生産企業、研究所、研究開発所）。

これまでに登録された環境汚染施設は約 30 万 2000 件で、その内訳は下図のとおり⁵⁵。

⁵⁵ 環境汚染施設の現状に関するニュース
<http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html>

全体の 6 割以上が第 III カテゴリーに属しており、そのあとは第 IV カテゴリー、第 II カテゴリー、第 I カテゴリーと続く。しかしながら、規制影響評価に関する総括報告書では、実際には環境汚染施設は約 80 万 2000 件あると想定され、このうち約 1 万 5000 件が第 I カテゴリー施設に該当すると見込まれている。



カテゴリー別の環境汚染施設の数

また、この「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号『環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について』」は改正が議論されており、EU の「産業排出（統合的汚染防止及び管理）に関する 2010 年 11 月 24 日欧州議会及び欧州理事会指令 2010/75/EU」を考慮して、カテゴリー分類基準に一部変更が予定されている⁵⁶。

⁵⁶ 「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号」の改正に関するニュース
<http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html>

【大気】

環境保護法とは別に、大気汚染管理単独の法律として「連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号『大気の保護について』」（以下、大気保護法）がある。大気保護法は、1999 年 4 月 2 日に国家院（下院）で採択され、1999 年 4 月 22 日に連邦院（上院）が承認、1999 年 5 月 4 日にロシア連邦大統領によって署名され、公布日に発効した。

法令名	連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102059495
目的	良好な環境、その状況に関する正確な情報に対する憲法で保証された国民の権利の実現を目指し、大気保護の法的枠組みを定める。
所轄官庁	天然資源環境省
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本法の構成： <ul style="list-style-type: none"> 第 I 章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 条 主な用語 第 2 条 大気保護の分野におけるロシア連邦の法律 第 II 章 大気保護の分野における管理 <ul style="list-style-type: none"> 第 3 条 大気保護の分野における国家管理の基本原則 第 4 条 環境保護の分野における国家管理 第 5 条 大気保護の分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限 <ul style="list-style-type: none"> 第 5.1 条 大気保護の分野における連邦行政機関の権限のロシア連邦構成主体行政機関への委譲 第 6 条 大気保護の分野におけるロシア連邦構成主体国家権力機関の権限 第 7 条 大気保護の分野における地方自治体機関の権限 第 8 条 (失効) 第 III 章 大気保護の分野における活動手配 <ul style="list-style-type: none"> 第 9 条 (失効) 第 10 条 (失効) 第 11 条 大気質及び大気に与える有害な物理作用に関する規制 第 12 条 大気中への汚染物質排出及び大気に与える有害な物理作用に関する基準 第 13 条 汚染物質及び潜在的に有害な物質の国家登録 第 14 条 大気中への汚染物質排出及び大気に与える有害な物理作用に対する許認可 第 15 条 大気に有害な作用を与える経済活動及びその他の活動に関する

法令名	連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気保護について」
	<p>る一般要求事項</p> <p>第 16 条 経済活動及びその他の活動を行う施設の設計、配置、建設、改修、使用における大気保護要求事項</p> <p>第 16.1 条 ガス処理装置の使用における大気保護要求事項</p> <p>第 17 条 生産活動、輸送機関及びその他の移動機関の使用における大気中への汚染物質排出規制</p> <p>第 18 条 産業廃棄物及び使用済み廃棄物の保管、埋立処分、無害化、焼却における汚染物質排出規制</p> <p>第 19 条 人の健康及び生命の驚異となる大気状態の変化における住民保護策</p> <p>第 20 条 越境大気汚染</p> <p>第 IV 章 大気に与える有害な作用及びその発生源の国家登録</p> <p>第 21 条 大気に与える有害な作用及びその発生源の国家登録</p> <p>第 22 条 大気中への汚染物質の排出及び排出源のインベントリ</p> <p>第 22.1 条 大気汚染の集計実施</p> <p>第 V 章 大気保護の分野における国家監督。大気保護の分野における生産管理及び公共管理。大気モニタリング</p> <p>第 23 条 大気モニタリング</p> <p>第 24 条 大気保護の分野における国家監督</p> <p>第 25 条 大気保護に対する生産管理</p> <p>第 26 条 大気保護に対する公共管理</p> <p>第 27 条 (失効)</p> <p>第 VI 章 大気保護の経済メカニズム</p> <p>第 28 条 大気中への汚染物質排出に対する支払い</p> <p>第 VII 章 大気保護の分野における国民、法人、社会団体の権利</p> <p>第 29 条 大気保護の分野における国民、法人、社会団体の権利</p> <p>第 30 条 固定発生源及び移動発生源を有する国民、法人、個人事業主の義務</p> <p>第 VIII 章 大気保護の分野でロシア連邦の法律に違反した場合の責任</p> <p>第 31 条 大気保護の分野でロシア連邦の法律に違反した場合の責任</p>

法令名	連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」
	<p data-bbox="461 322 1359 400">第 32 条 大気汚染によって国民の健康及び財産、法人の財産、環境が受けた被害に対する補償</p> <p data-bbox="432 465 1157 499">第 IX 章 大気保護の分野におけるロシア連邦の国際協力</p> <p data-bbox="461 512 1182 546">第 33 条 大気保護の分野におけるロシア連邦の国際協力</p> <p data-bbox="432 611 667 645">第 X 章 最終規定</p> <p data-bbox="461 658 791 692">第 34 条 本連邦法の発効</p>

【水質】

環境保護法とは別に「2006年6月3日付第74-FZ号『ロシア連邦水法典⁵⁷』」があるが、こちらは汚染からの水域保護といった側面だけでなく、水域の所有権や水の利用といった水資源管理全般を規定している。水法典は、2006年4月12日に国家院（下院）で採択され、2006年5月26日に連邦院（上院）が承認、2006年6月3日にロシア連邦大統領によって署名され、連邦法2006年6月3日付第73-FZ号「ロシア連邦水法典の施行について」に従い2007年1月1日に発効した。なお、2006年の水法典の発効にともない、それまであった「ロシア連邦水法典1995年11月16日付第167-FZ号」は失効となった。

法令名	2006年6月3日付第74-FZ号「ロシア連邦水法典」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102107048
目的	水域の総合的な管理の枠組みを規定する。
所轄官庁	天然資源環境省 連邦水資源局
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本法の構成： <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1条 本法典で用いられている主な用語 第2条 水法 第3条 水法の基本原則 第4条 水法による規制対象 第5条 地表水域と地下水域 第6条 共用水域 第7条 水関係者 <ul style="list-style-type: none"> 第7.1条 利水事業及び水域保護対策 第2章 水域に対する所有権及びその他の権利 <ul style="list-style-type: none"> 第8条 水域の所有権 第9条 水域を使用する権利 第10条 水域使用権の停止 第3章 地表水域またはその一部を使用する権利を獲得する根拠と手順 <ul style="list-style-type: none"> 第11条 地表水域またはその一部を使用する権利を獲得する根拠 第12条 水利用契約 第13条 水利用契約の内容

⁵⁷ 環境保護法をはじめとした他法律の場合は“закон (Law)”だが、ここでは“кодекс (Code)”となっているため、「法典」とした。

法令名	2006年6月3日付第74-FZ号「ロシア連邦水法典」
	<p>第14条 水利用契約の期限</p> <p>第15条 新しい期限で水利用契約を締結する水利用者の優先権</p> <p>第16条 入札結果に基づきまたは入札なしで水利用契約を締結する事例及び手順</p> <p>第17条 水利用契約の変更及び解除</p> <p>第18条 水利用契約当事者の責任</p> <p>第19条 水利用契約に基づく権利及び義務の他者への譲渡</p> <p>第20条 水域使用料</p> <p>第21条 水域を利用供与するという決定に基づいた水域の利用供与</p> <p>第22条 水域を利用供与するという決定の内容</p> <p>第23条 水域を利用供与するという決定が下される手順</p> <p>第4章 水域の利用及び保護の分野における管理</p> <p>第24条 水関連分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限</p> <p>第25条 水関連分野におけるロシア連邦構成主体国家権力機関の権限</p> <p>第26条 水関連分野におけるロシア連邦の個別権限のロシア連邦構成主体国家権力機関への委譲</p> <p>第27条 水関連分野における地方自治体機関の権限</p> <p>第28条 水域区</p> <p>第29条 水域評議会</p> <p>第30条 国家水域モニタリング</p> <p>第31条 国家水利台帳</p> <p>第32条 ロシア連邦の水系・水利分布図</p> <p>第33条 水域の保護及び総合利用スキーム</p> <p>第34条 上水道水源の備蓄</p> <p>第35条 <u>水域許容負荷基準及び水域水質目標指標の策定</u></p> <p>第36条 水域の利用及び保護の分野における国家監督</p> <p>第36.1条 不当な水利用者及び水利用契約締結権入札参加者の目録</p> <p>第5章 利水</p> <p>第37条 利水に関する一般規定</p> <p>第38条 利水の種類</p> <p>第39条 水域を利用する水利用者、水域所有者の権利と義務</p> <p>第40条 水域利用分野における競争の保護</p> <p>第41条 利水の停止または制限</p>

法令名	2006年6月3日付第74-FZ号「ロシア連邦水法典」
	<p>第42条 水域の利用に関する基本的要求事項</p> <p>第43条 上水道のための水域の利用</p> <p>第44条 排水を含めた下水の放流を目的とした水域の利用</p> <p>第45条 貯水池の利用</p> <p>第46条 発電を目的とした水域の利用</p> <p>第47条 海上輸送、内水輸送、航空輸送を目的とした地表水域の利用</p> <p>第48条 筏流しのための水域の利用</p> <p>第49条 治療及び健康目的による水域の利用</p> <p>第50条 レクリエーション目的による水域の利用</p> <p>第51条 狩猟を目的とした水域の利用</p> <p>第51.1条 釣り及び水産養殖（養魚）を目的とした水域の利用</p> <p>第51.2条 橋、水底管、地下道、パイプライン、水中通信回線、その他の線状施設の運用を目的とした水域の利用</p> <p>第52条 地下資源を探索及び採掘するための水域の利用</p> <p>第52.1条 建設、浚渫、爆破、掘削、その他の作業を行うための水域の利用</p> <p>第53条 火災安全のための水域の利用</p> <p>第54条 ロシア連邦の北方、シベリア、極東の先住少数民族の伝統的経済活動及び伝統的居住地における水域の利用</p> <p>第6章 水域の保護</p> <p>第55条 <u>水域保護に関する基本的要求事項</u></p> <p>第56条 汚染及び汚濁からの水域の保護</p> <p>第57条 汚染及び汚濁からの沼地の保護</p> <p>第58条 汚染及び汚濁からの氷河及び雪渓の保護</p> <p>第59条 地下水域の保護</p> <p>第60条 水道システムの設計、建設、改修、供用開始、運用における水域の保護</p> <p>第61条 作業の実施における水域の保護</p> <p>第62条 発電を目的に利用される水域の保護</p> <p>第63条 森林開発における水域の保護</p> <p>第64条 水資源が天然の治療資源となっている水域衛生保護区域</p> <p>第65条 水質保全区域及び沿岸保護帯</p> <p>第66条 特別保護水域</p> <p>第67条 水域における環境災害地帯及び非常事態地帯</p>

法令名	2006年6月3日付第74-FZ号「ロシア連邦水法典」
	<p data-bbox="485 320 895 353">第 67.1 条 水汚染の防止と復旧</p> <p data-bbox="429 416 884 450">第 7 章 水法に違反した場合の責任</p> <p data-bbox="456 463 1123 497">第 68 条 水法違反に対する行政的責任及び刑事責任</p> <p data-bbox="456 510 1150 544">第 69 条 水法違反により水域に与えられた被害の補償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="403 607 1193 640"> <p>• 水域許容負荷基準及び水域水質目標指標の策定 (第 35 条)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="456 656 1350 734">3. 水域に対する許容負荷基準は、ロシア連邦政府の定める手順により承認される。 <li data-bbox="403 797 1023 831"> <p>• 水域保護に関する基本的要求事項 (第 55 条)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="456 846 1350 1070">1. 水域の所有者は、水域を保護し、その汚染、汚濁、濁水を防止するための対策を講じ、またこうした状況になった場合にはその復旧活動を行う。ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体が所有する水域の保護は、国家行政機関または地方自治体機関が本法典第 24 条～第 27 条に定める権限の範囲内で実施する。 <li data-bbox="456 1086 1350 1211">2. 水域を利用する自然人及び法人は、本法典、他の連邦法、またロシア連邦政府が承認した地表水域保護規則及び地下水域保護規則に従い、利水事業及び水域保護対策を実施しなければならない。

許容負荷基準と許容放流基準

水法典の第 35 条「水域許容負荷基準及び水域水質目標指標の策定」の第 3 項には「水域に対する許容負荷基準は、ロシア連邦政府の定める手順により承認される」と定められているが、これに基づき制定されたものが「ロシア連邦政令 2006 年 12 月 30 日付第 881 号『水域に対する許容負荷基準の承認手順について』」⁵⁸である。この政令 2006 年第 881 号では次のように定められている。

- 水域に対する許容負荷基準及び水域の水質目標指標は、化学物質、放射性物質、微生物の最大許容濃度、その他の水域水質指標に基づき、また水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインに従い、連邦漁業局、ロシア連邦水文気象・環境監視庁、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁と協力して連邦水資源局が立案し、国家環境審査の肯定的結論を得ることで承認される。

⁵⁸ ロシア連邦政令 2006 年 12 月 30 日付第 881 号「水域に対する許容負荷基準の承認手順について」
<https://rg.ru/2007/01/20/voda-vozdeystvie-dok.html>

この政令にしたがい、具体的な基準値を決定するために制定された法令が以下の 2 つの天然資源省⁵⁹令である。

水域に対する許容負荷基準の判定方法	天然資源省令 2007 年 12 月 12 日付第 328 号 「水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインの承認について」 ⁶⁰
水域への許容放流基準の判定方法	天然資源省令 2007 年 12 月 17 日付第 333 号 「水利用者における水域への物質及び微生物の許容放流基準立案方法の承認について」 ⁶¹

「水域に対する許容負荷基準」とは、河川流域の範囲内にある全ての発生源から水域に対して許容される総合的な作用のことである。許容負荷基準は、地表水及び地下水を法律の要求事項を満たす状態に留めるため、水理的または水利的な地理区分に従い、水域またはその区域ごとに立案及び承認される。水域に対する許容負荷基準は各水域の状態に応じて 15 年以上の期間で設定される。水域に対する許容負荷基準の修正は、水域の利用及び保護に関する国家管理及び監督の結果に基づき 5 年に 1 回以下の頻度で実施される。

一方で「水域への許容放流基準」とは、発生源から環境に放流することが許容される化学物質及び微生物の重量指標（これを遵守することで環境基準が確保される）に基づき、経済活動及びその他の活動を行う事業者のために設定された基準のことである。許容放流基準値は水域の水質基準に基づき設定される。水域の水質基準が規制対象外である自然の要因により達成できない場合、自然バックグラウンド水質がチェックポイントで順守されるという条件に基づき、許容放流基準値が設定されることとなる。したがって、許容放流基準の計算値は、その放流先の水域の水質基準の数値と密接に結びついている。許容放流基準の設定期間は 5 年で、以下の場合には、有効期限満了前に許容放流基準の見直し及び訂正が行われる。

- 水域の水利状況を判断する指標が 20%以上変化したとき
- 生産技術、下水処理方法、放流パラメータに変更があったとき
- 水域に対する許容負荷基準が所定の手続きに従い承認されたとき

以上のように、許容負荷基準および許容放流基準の両者ともに水域の水質基準に対して設定されるが、その類似点と相違点は次の通りである。

⁵⁹ 現在は名称が変更され「天然資源環境省」である。

⁶⁰ 天然資源省令 2007 年 12 月 12 日付第 328 号「水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインの承認について」

<http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2829>

⁶¹ 天然資源省令 2007 年 12 月 17 日付第 333 号「水利用者における水域への物質及び微生物の許容放流基準立案方法の承認について」

<http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2821>

1. 許容負荷基準及び許容放流基準は、水域の用途に応じ、水域の水質基準に対して、設定される。
2. 許容負荷基準と許容放流基準は概念が異なり、前者では水域への物質の放流だけでなく、水域からの取水、これを建造物の建設に使用すること、流況の変化といった、様々な作用も考慮されている。
3. 許容負荷基準では水利区域が計算単位となり、許容放流基準では経済活動またはその他の活動を行う事業者が計算単位となる。

水域保護規則

水法典の第 55 条で規定される「地表水域保護規則」および「地下水域保護規則」とは以下の 2 つの法令を指す。両者ともに、具体的な規制対象汚染物質や基準値を設定しているわけではないが、ロシアでの水域保護の枠組みと方針を定めるものである。

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 5 日付第 79 号「地表水域保護規則の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102388917
目的	地表水を保護するための管理の枠組みを規定する。
所轄官庁	天然資源環境省 連邦水資源局
規制内容	<p>地表水域保護規則は全 10 項で構成されており、このうち第 1 項～第 4 項には次のように記されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規則に従い、地表水域保護措置が実施される。 2. 地表水域保護措置は、水法典、環境保護関連法、水産資源保護及び漁業に関する法律、衛生防疫関連法の要求事項を遵守して行われる。 3. 地表水域保護措置は以下によって実施される。 <ol style="list-style-type: none"> a) 連邦水資源局 — ロシア連邦政府指令 2008 年 12 月 31 日付第 2054-r 号⁶²で承認された一覧に記載の連邦が所有する水域（本項の d に記した貯水池及び水路を除く）、海または個別海域について b) ロシア連邦構成主体行政機関 — ロシア連邦構成主体が所有する水域、連邦が所有しロシア連邦構成主体域内にある水域またはその一部（本項の a 及び d に記した水域を除く）について c) 地方自治体機関 — 地方自治体機関が所有する水域について

⁶² ロシア連邦政府指令 2008 年 12 月 31 日付第 2054-r 号
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102126998>

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 5 日付第 79 号「地表水域保護規則の承認について」
	<p>d) ロシア連邦農業省 – 連邦が所有する開墾地を構成する貯水池及び水路について</p> <p>e) 水域の所有者 – 自然人、法人に所有権のある土地の境界線内にある池について</p> <p>f) 水域利用供与の決定または水利用契約に基づき水域を使用する権利を与えられた水域利用者（水利用者）</p> <p>4. 地表水域保護措置には次が含まれる。</p> <p>a) 地表水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置を特定し、ロシア連邦政令 2009 年 1 月 10 日付第 17 号「水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則の承認について」⁶³で承認された水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則に従い、この位置を専用の標識で確定する。</p> <p>b) 水域の渇水防止、汚染及び汚濁の除去、詰りの排除</p> <p>c) 水域の水底に溜まった堆積物の除去</p> <p>d) 水域の通気</p> <p>e) 水域の植生回復</p> <p>f) 岸辺の灌木植生による護岸</p> <p>g) ロシア連邦水法典第 65 条に従った、汚染、汚濁、沈泥、渇水から水域を保護する構造物の設置</p> <p>h) その他の地表水域保護措置</p>

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102389548
目的	地下水を保護するための管理の枠組みを規定する。
所轄官庁	天然資源環境省 連邦水資源局
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本規則の構成 <ul style="list-style-type: none"> I. 総則 II. 地下水の汚染、枯渇の防止、またこうした事態が発生した場合の処理

⁶³ ロシア連邦政令 2009 年 1 月 10 日付第 17 号「水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則の承認について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102127064>

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
	<p>III. 地質学的及び水文地質学的手法による地下水保護</p> <p>IV. 地下水を汲み上げるときの地下水域の保護</p> <p>V. 廃棄物及び排水を地下投棄するときの地下水域の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総則 <ul style="list-style-type: none"> 1. 本規則は地下水域保護措置の実施手順を定めるものである。 2. 地下水域保護は、地下水域の汚染、汚濁、渇水を防止し、こうした事態が発生した場合にはこれを処理することにより実施される。これには次が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 地下水への汚染物質流入を防止する措置 (b) 地下水の汚染、汚濁、枯渇を復旧する措置 (c) 地下水の化学的状態、微生物学的状態、放射線状態の監視 (d) 地下水水位の監視 (e) 地下水域から汲み上げられた地下水量の特定 (f) 深層における随伴（地層）水、放射性廃棄物、危険有害性クラス I～V の産業廃棄物及び使用済み廃棄物の量の特定 (g) 飲料水及び上水道として使用されない地下水域に流入する下水量の特定 (h) 地下飲料水取水場の衛生保護区域内、ミネラルウォーター産地の山岳衛生保護区域内、上水道に使用される無防備な帯水層の集水域で、地下水を汚染する活動を禁止する事業体制の設定 3. 地下水域保護は、次の場合に実施される。 <ul style="list-style-type: none"> (a) ボーリングなどの採鉱作業を伴う地下資源調査 (b) 飲料用、工業用、療養用、熱エネルギー用、産業用の地下水を含めた、地下資源鉱区の開発 (c) 地下資源採掘とは関係のない地下構造物の建設及び利用 (d) 工業用構造物及び民間構造物の建設及び利用による水位低下時、土地改良地区及び浸水地区の排水時、地下水汚染源の封じ込め及び処理時、地下水人工涵養を目的とした帯水層への水浸透時の地下水汲み上げ (e) 炭化水素資源の探査及び採掘時に地下資源開発業者が使用した水及び随伴水の岩石層への投棄、また産業廃棄物及び使用済み廃棄物の投棄 (f) 危険有害性クラス I～V の産業廃棄物及び使用済み廃棄物また放

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
	<p>放射性廃棄物を隔離するための深層への埋立処分</p> <p>(g) 地下水域に直接または間接的に影響を与え、水質汚染及び（または）湧水を引き起こすまたは引き起こしうる、建物、建築物、構造物、その他の施設の、設置、設計、建設、改修、操業開始、使用、一時閉鎖、閉鎖に関連した、経済活動及びその他の活動の実施</p>

【土壌】

土壌環境について規定した上位法令としては、「2001年10月25日付第136-FZ号『ロシア連邦土地法典』」がある。土地法典は、2001年9月28日に国家院（下院）で採択され、2001年10月10日に連邦院（上院）が承認、2001年10月25日にロシア連邦大統領によって署名され、連邦法2001年10月25日付第137-FZ号「ロシア連邦土地法典の施行について」に従い公布日に発効した。基本的に土地法典は、土地分類、土地利用、土地所有権などのロシア国内の土地管理を規制するものであるが、「第II章 土地保護」の第12条～第14条において、土壌の汚染や浄化に関する規定が盛り込まれている。

法令名	2001年10月25日付第136-FZ号「ロシア連邦土地法典」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102073185
目的	土地管理に関する法的枠組みを規定する。
所轄官庁	—
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本法の構成： <ul style="list-style-type: none"> 第I章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第I.1章 土地形成 第II章 土地保護 第III章 土地所有権 第IV章 制限された他人の土地の利用（地役権、公共地役権）、土地の賃貸借、土地の無償利用 第V章 土地に対する権利の発生 <ul style="list-style-type: none"> 第V.1章 国または地方自治体が所有する土地の提供 第V.2章 国または地方自治体が所有する土地と個人が所有する土地の交換 第V.3章 国または地方自治体が所有する土地に対する地役権の設定 第V.4章 国または地方自治体が所有する土地の再配分、また国または地方自治体が所有する土地と個人が所有する土地の再配分 第V.5章 連邦が所有する土地の地方自治体またはロシア連邦構成主体への無償譲渡 第V.6章 土地の提供、地役権、公共地役権の設定を伴わない、国または地方自治体が所有する土地の利用

法令名	2001年10月25日付第136-FZ号「ロシア連邦土地法典」
	<p>第 V.7 章 個別目的による公共地役権の設定</p> <p>第 VI 章 土地の利用における土地利用者、土地所有者、土地賃借人の権利と義務</p> <p>第 VII 章 土地に対する権利の制限及び消滅 第 VII.1 章 国または地方自治体が必要とする土地の収用手順</p> <p>第 VIII 章 土地所有者、土地利用者、土地賃借人、土地に設置された不動産施設の権利者の権利が制限されたとき、土地の質が悪化したときの損失補償</p> <p>第 IX 章 土地に対する権利の保護と土地紛争の審査</p> <p>第 X 章 土地使用料と土地評価</p> <p>第 XI 章 土地モニタリング、土地開発、土地台帳、国及び地方自治体が必要とする土地の留保</p> <p>第 XII 章 国家土地監督、地方自治体土地管理、公共土地管理</p> <p>第 XIII 章 土地の利用及び保護の分野で法律に違反した場合の責任</p> <p>第 XIV 章 農地</p> <p>第 XV 章 住宅地</p> <p>第 XVI 章 工業、電力産業、交通機関、通信、ラジオ放送、テレビ放送、情報科学、宇宙開発、防衛、安全保障、その他の特別用途の土地</p> <p>第 XVII 章 特別に保護されている地区及び施設の土地</p> <p>第 XVIII 章 森林地、水資源地、保留地</p> <p>第 XIX 章 土地の利用に特別な条件が設けられた地域</p>

法令名	2001年10月25日付第136-FZ号「ロシア連邦土地法典」
	<ul style="list-style-type: none"> <p>• 土地保護の目的（第12条）</p> <p>土地保護の目的は、土地及び土壌の汚染、疲弊、劣化、損傷、破壊、土地及び土壌に対するその他の悪影響を防止及び処理すること、また農地の土壌肥沃度回復、土地改良を含めた土地の効率的な利用を確保することにある。</p> <p>• 土地保護の内容（第13条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地保護とは、環境及び自然資源の重要な構成要素である土地を維持しようとする国家権力機関、地方自治体機関、法人、自然人による活動である。 2. 土地を保護するため、土地所有者、土地利用者、土地賃借人は、次の措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地の肥沃土を回復する (2) 水食、風食、土石流、浸水、沼沢化、二次塩類化、乾燥、圧密から、また放射性物質、その他の物質、微生物を含めた化学物質による汚染、産業廃棄物及び使用済み廃棄物による汚染、その他の悪影響から土地を保護する (3) 樹木、灌木、雑草の繁茂から農地を保護し、灌漑が可能な環境を維持する 3. 土地保護措置は、本法典、連邦法1998年7月16日付第101-FZ号「農地の肥沃土確保に係る国家規制について」、連邦法2002年1月10日付第7-FZ号「環境保護について」に従い実施される。 4. 表層土の破壊を伴う建設作業、地下資源の利用に関連した作業を実施するとき、肥沃土層を剥がし、痩せた土地の改善に使用する。 5. その活動により土地の質を悪化させた（土壌汚染、表層土の破壊によるものを含む）者は、これを回復しなければならない。土壌浄化は、土壌汚染の処理、肥沃土層の回復、防護林の設置などにより、土地を用途に従って使用できる状態に持っていくことでその肥沃土を回復し、土地の劣化を防止する措置である。 6. 土壌浄化の実施手順 はロシア連邦政府が定める。 7. 土地に対する悪影響が、その土地の劣化、環境の悪化、表層土の破壊を招いたことにより経済活動が行えなくなり、土壌浄化ではこれを回復できないとき、ロシア連邦政府が定めた手順に従い土地の使用を停止することができる。

法令名	2001年10月25日付第136-FZ号「ロシア連邦土地法典」
	<p>8. その活動により土地を使用停止せざるを得なくした者は、本法典の第57条に従い損失、使用停止に関する決定が下された土地の権利者に対して補償をする。</p> <p>9. 極北地区でトナカイの放牧が行われている土地の保護は、ロシア連邦の法律及びロシア連邦構成主体の法律に従い実施される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 放射性物質、その他の物質、微生物を含めた、化学物質で汚染された土地の使用（第14条） 放射性物質、その他の物質、微生物を含めた、化学物質で汚染された土地ならびにここに設置された建物、構造物は、ロシア連邦政府が定めた手順に従い使用される。こうした土地では農作物の生産及び販売が禁止されている。

参考資料

政府組織

- 産業貿易省

<http://minpromtorg.gov.ru/>

化学工業・木材加工局

http://minpromtorg.gov.ru/en/ministry/organization/dep#!19&click_tab_vp_ind=1

- 連邦技術規制・計測庁

<https://www.gost.ru/portal/gost/>

連邦技術規制・計測庁の活動内容

<https://www.gost.ru/portal/gost//home/about/subjectactivity>

- 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁

<http://rospotrebnadzor.ru/>

ロシア国内に初めて搬入される物品の国家登録に関する手続方法

<http://rospotrebnadzor.ru/gosserv/for/11/category/90/5402/>

連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による労働衛生に関する検査の結果

<http://www.52.rospotrebnadzor.ru/content/доклад-по-правоприменительной-практике-управления-федеральной-службы-по-надзору-в-сфере-1>

連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁 「お知らせ」 ページ

<https://rospotrebnadzor.ru/about/info/news/>

連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による消費者への注意喚起（2019年6月18日付）

https://rospotrebnadzor.ru/region/rss/rss.php?ELEMENT_ID=12119

- 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」

<http://rpohbv.ru/>

「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」の業務内容

<http://rpohbv.ru/about/>

連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の歴史

<http://www.rpohv.ru/about/history/>

「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」が運営する有害化学物質データベース

<http://rpohbv.ru/online/>

「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』が運営する混合化学製品のデータベース

http://www.rpohv.ru/blend/?is_licen=on&search=&is_full=1

- 天然資源環境省

<http://www.mnr.gov.ru/>

天然資源環境省の組織図

<http://docs.cntd.ru/document/902239450>

天然資源環境省の業務内容

<http://www.mnr.gov.ru/about/statute/>

法令等

- ロシア連邦憲法

<http://constitution.kremlin.ru/>

- 連邦法 1995 年 7 月 15 日付第 101-FZ 号「ロシア連邦の国際条約について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102036504>

- ロシア連邦政府決定 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102166907>

- 連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102074303>

- 連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102058898>

- 関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号「関税同盟における衛生措置の適用について」

https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/0055260/cuc_28062010_299

- 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁命令 2012 年 7 月 23 日付第 781 号

<https://rg.ru/2012/10/03/reglament-preparat-dok.html>

- R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」

<http://docs.cntd.ru/document/1200122856>

- ユーラシア経済委員会決定 2015 年 4 月 21 日付第 30 号「非関税規制措置について」

<https://docs.eaeunion.org/sites/storage1/Lists/Documents/2f2762e7-6ad2-4b76->

[8362-cec16f1a8ff7/95578e07-961c-458b-b86e-](https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19)

[56063e83a603 %D0%A0%D0%B5%D1%88%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%2030%20%D0%BE%D1%82%2021%20%D0%B0%D0%BF%D1%80%D0%B5%D0%BB%D1%8F%202015%20%D0%B3.pdf](https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19)

- ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 041/2017) 「化学品の安全性について」
https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19
- 産業貿易省公式書簡 2019年5月13日付 No. EB-30646/13 「化学物質インベントリについて」
https://ciscenter.org/upload/iblock/007/pismo_pmt.pdf
- 産業貿易省公式書簡 2019年11月7日付 No. EB-78723/13 「化学物質インベントリ枠内での情報収集開始について」
http://minpromtorg.gov.ru/common/upload/files/docs/Pismo_EVL_s_metod.rek-mi.pdf
- 産業貿易省公式書簡 2020年2月17日付 No. EB-10702/13 「化学物質インベントリの情報収集期限の延長について」
https://ciscenter.org/upload/iblock/doc/pismo_inventar.pdf
- ユーラシア経済委員会 TR EAEU 041/2017 の第2段階文書の検討状況
https://docs.eaeunion.org/ria/en-us/0102992/ria_29052018
- ユーラシア経済委員会評議会決定案 「ユーラシア経済連合の化学物質と混合物の登録簿の作成と維持の手順および新規化学物質の通知手順の承認について」
https://docs.eaeunion.org/ria/ru-ru/0113158/ria_29052018_mdod.pdf
- ロシア連邦政令 1996年3月16日付第278号 「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102040146>
- ロシア連邦政令 1996年8月3日付第930号 「ロシア連邦政令 1996年3月16日付第278号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102042821>
- ロシア連邦政令 2001年9月24日付第686号 「化学兵器の製造に利用することのできる化学物質、装置、技術に係る対外経済活動に対する管理の実施に関する規定の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102072774>
- 衛生基準 2.2.5.3532-18 「作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度」
<http://docs.cntd.ru/document/557235236>
- 連邦法 1997年7月21日付第116-FZ号 「危険生産施設の産業安全について」

http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0

(日本語仮訳) <https://www.iniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/russia/law/HazardousIndustrialFacilities/index.html>

- 連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2005 年 11 月 29 日付第 893 号「RD 03-14-2005 危険生産施設の産業安全申告書の作成とその内容」の承認について
<http://docs.cntd.ru/document/901960687>
- 連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則「爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則」の承認について
http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0
- 多国間標準規格 GOST 32478-2013 「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
<http://protect.gost.ru/document1.aspx?control=31&baseC=6&page=0&month=11&year=2019&search=ΓOCT%2032478-2013&id=185359>
- ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01412363/cncd_23122016_113
- ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 2 月 28 日付第 24 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』(TR EAEU 037/2016) の移行期間について」
https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01113157/clcd_02032017_24_doc.pdf
- ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号「ユーラシア経済連合技術規則 (TR EAEU 037/2016) 電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の要求事項への適合性評価書類を税関申告書に添えて提出する必要がある製品の一覧の承認について
https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01419158/clcd_19102018_167
- ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 8 月 29 日付第 108 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』(TR EAEU 037/2016) の要求事項の適用及び履行ならびに技術規制対象の適合性評価に必要なサンプル採取規則など、試験（検査）及び測定の方法及び規則が記された標準規格の一覧について」
<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/finpol/dobd/intelsobs/Documents/%D0%A0%D0%B0%D1%81%D0%BF%D0%BE%D1%80%D1%8F%D0%B6%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%20108.pdf>
- 連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102063865&intelsearch=%EE%F2+02.01.2000%2C+N+29-%D4%C7>

- 衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03「食品添加物の使用に関する衛生要求事項」
http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_43173/
- 関税同盟技術規則（TR CU 029/2012）「食品添加物、香料および加工助剤」
http://www.eurasiancommission.org/ru/act/teknreg/deptexreg/tr/Documents/P_58.pdf
- ロシア天然資源環境省令 2011 年 7 月 25 日付第 650 号「大気中への（放射性物質を除く）有害（汚染）物質排出許可の発行に係る行政サービスの提供に関する連邦自然利用分野監督庁行政規則の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102155517>
- ロシア連邦政府指令 2015 年 7 月 8 日付第 1316-r 号「環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質一覧の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102375372>
- ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号「環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102379286>
- ロシア連邦政令 2019 年 7 月 13 日付第 891 号「環境への汚染物質放流インベントリ実施規則の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102572223>
- 連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102059495>
- 2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号「ロシア連邦水法典」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102107048>
- ロシア連邦政令 2006 年 12 月 30 日付第 881 号「水域に対する許容負荷基準の承認手順について」
<https://rg.ru/2007/01/20/voda-vozdeystvie-dok.html>
- 天然資源省令 2007 年 12 月 12 日付第 328 号「水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインの承認について」
<http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2829>
- 天然資源省令 2007 年 12 月 17 日付第 333 号「水利用者における水域への物質及び微生物の許容放流基準立案方法の承認について」
<http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2821>
- ロシア連邦政令 2016 年 2 月 5 日付第 79 号「地表水域保護規則の承認について」
<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102388917>
- ロシア連邦政府指令 2008 年 12 月 31 日付第 2054-r 号

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102126998>

- ロシア連邦政令 2009 年 1 月 10 日付第 17 号「水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則の承認について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102127064>

- ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102389548>

- 2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号「ロシア連邦土地法典」

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102073185>

資料

- PRTR に関するロシア政府のこれまでの経緯についてのニュース

<https://bellona.ru/2016/12/05/pravovoy-dolgostroy/>

- 連邦法「危険生産施設の産業安全について」の改正に関するニュース

<http://www.consultant.ru/law/hotdocs/58159.html/>

- 連邦環境・技術・原子力監督庁による危険生産施設を対象とした検査の結果

<http://www.gosnadzor.ru/industrial/common/>

- パイプ洗浄剤による死亡事故と GOST 32478-2013 の違反に関するニュース

<https://www.vesti.ru/doc.html?id=3156296>

- ユーラシア RoHS に関する試験所のニュース

<https://www.reglament.by/novosti/tr-eaes-037-vstupayet-v-silu/>

- 国家技術規則案「建築資材の安全性について」に関するニュース

<http://regionopi.ru/analitika/v-rossii-net-tehreglamenta-na-strojmaterialy-minpromtorgu-i-minstroyu-on-ne-nuzhen/>

- Food legislation and its harmonization in Russia

<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1002/jsfa.6197>

- 農林水産省 各国の食品・添加物等の規格基準（ロシア）

<https://www.shokuhin-kikaku.info/all.html?country=RUS>

- 欧州委員会 ロシアおよびユーラシア経済連合の食品安全規制

https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/eu_russia/sps_requirements_en

- 環境汚染施設の現状に関するニュース

<http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html>

- 「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号」の改正に関するニュース

<http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html>